

# 刑 政

號 三 第 號 月 三 卷三十四第

刑務作業の能率主義と過勞主義	卷頭言	2
シンシン監獄の自治制に就て	木村龜二	5
管子の法治思想	佐伯復堂	19
少年犯罪に就て	楠原祖一郎	29
獨逸に於ける新階級處遇法	テイ・ビー・ライバル	39
フアシスト伊太利の新刑法草案	ヘルベルト・ゲ	43
小菅刑務所長謹話		47
小田原少年刑務所長謹話		47
戸位の懺悔	三水漁夫	60
刑務所の情操教育	田邊孝次	68
記念懸賞論文		74
詩人千代		84
猫の眼		88
籠太鼓	佐伯復堂	91

—讀者の頁—刑政俳壇—家庭の頁—海外異聞錄  
 —練習所見學記—魔法の崇り—叙任辭令—其他

財法 刑務協會發行

昭和二十七年三月二十五日印刷 昭和二十七年三月一日發行

三三三號

近刊豫告

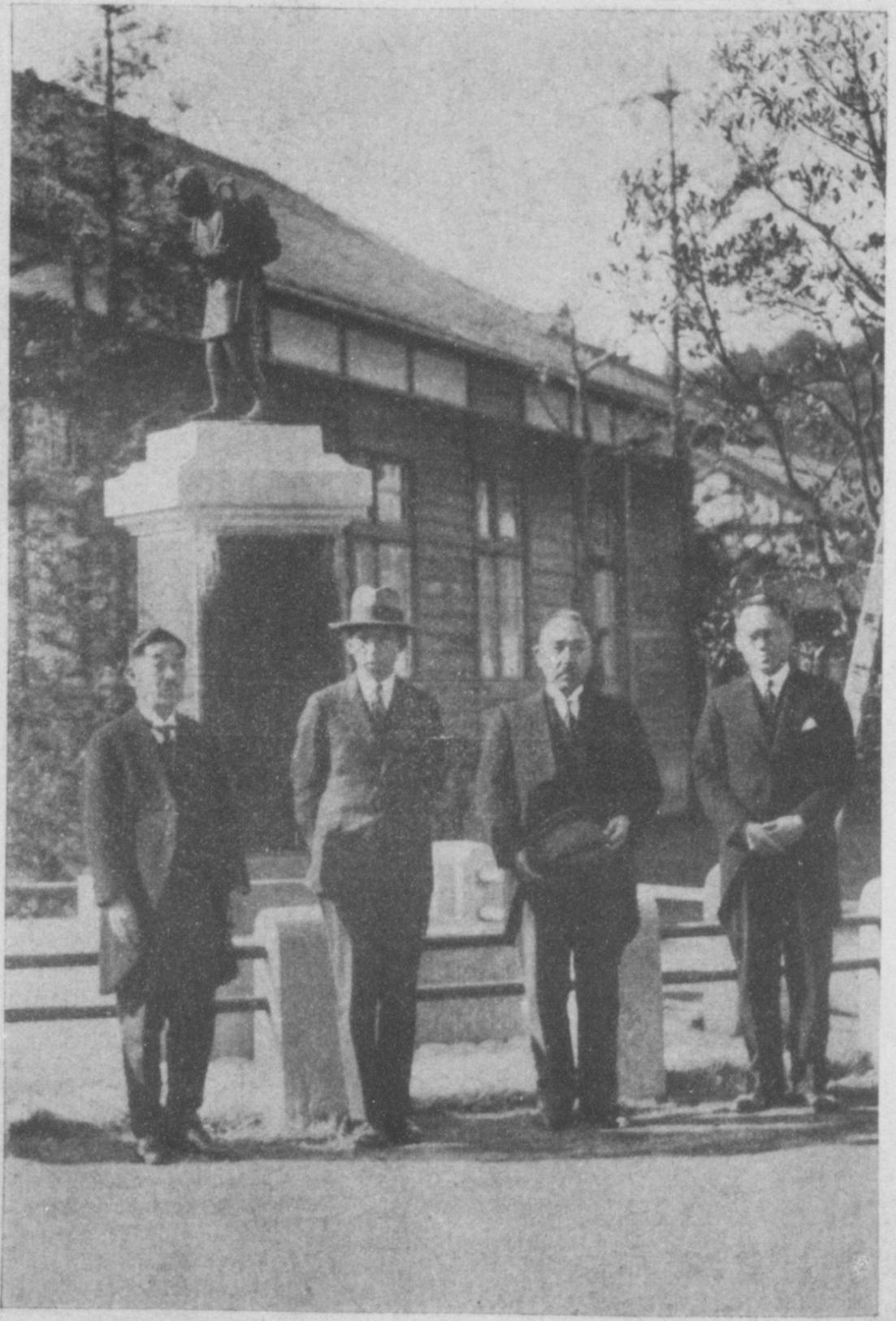
刑政記念大論文集 第五百號

目次

教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰……東京帝大教授 法學博士 牧野英一  
 不定期刑……司法省刑務局長 法學博士 泉二新熊  
 懲役の沿革……検事總長 小山松吉  
 わが國に於ける累進制……刑務協會理事 住江敬義  
 累進制に關する二三の考察……典多原刑務局長 椎名通藏  
 監獄の沿革……司法書記官 岡部常  
 監獄作業……司法書記官 森山武市郎  
 監獄衛生……司法省衛生官 醫學博士 芥川信  
 少年行刑……司法書記官 正木亮  
 監獄教誨……横濱刑務局長 河邊湛然

近代的自由刑の誕生……京都帝國大學教授 瀧川幸辰  
 未決拘禁……東京帝國大學教授 小野清一郎  
 保安處分斷片……大審院部長 法學博士 豐島直通  
 免囚保護……司法省 保護課長 大原昇  
 犯罪の社會的觀察……東洋大學教授 勝水淳行  
 國際刑務會議……前九州帝國大學教授 木村龜二  
 教育上に於ける作業の地位……東京帝國大學教授 文藝學博士 吉田熊次  
 精神病……東京帝國大學教授 醫學博士 三宅鏞一  
 指紋……金澤醫科大學教授 醫學博士 古畑種基  
 跋……司法省刑務局長 松井和義

□序文 清浦伯爵 花井博士 牧野菊之助博士  
 □菊判美本 約八〇〇頁  
 □定價 未定



小田原少年刑務所へ御台臨の高松宮殿下

官記書部岡 長局刑行井松 下殿宮松高 長所城赤一りよ左てつ向

座口替振 會協務刑 區町麴市京東 所行發  
 番九五〇五二京東 一町谷比日西

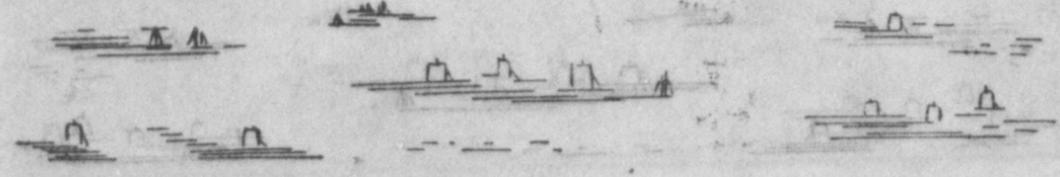






いのは過勞主義の弊害である。作業能力以外の不當なる註文の引受、不合理なる深夜業の繼續、さうしてその結果は刑務作業に対する不信任、就業者たちの間に生るるところの狡猾さと官に對する侮蔑とが起るのである。今日の刑務作業にかやうな危険がもしあり得るとするなら、わたくしはその禍根を絶ちたい。その禍根をたたないあひだはいつまでも作業偏重といふ耳ざわりな言葉が行刑から取去られないであらう。わたくしは、今日の受刑者の能率が普通労働者の五割乃至七割だといふことを統計的に證明することが出来る。だから、その割合を引きあげる爲めにはもつと能率主義が發揮されねばならぬと思ふ。さうして、それを發揮せしむる爲めには作業の役人と教誨師と保健技師と工場擔當者たちが協力してかからねばならぬと思ふ。その意味に於て總ての役人が教誨師であり總ての役人が作業官でなければならぬ。それ等の人の努力によつて普通労働者の能率と同じに、否それ以上になつたときそこに作業の合理化といふことが達せられるのである。けれども、能率のかかる向上は極めて妥當に取りはこばれねばならない。そこに無理があつてはならないのだ。その妥當なる向上法としてわたくしは毎々賃金主義の法律化を叫び、自營作業の實現を祈り、さうして自辨主義の具体化を高調しつつあるのではあるが、それらの實現するまでの過程としてわれわれは徐ろに能率主義の作業の根柢に立ち過勞主義をさけることに努めねばならぬ。それがせめてもの今日の作業教育法であり作業教誨法であるのである。

（あき編）



## シン・シン 監獄の自治制について

木村 龜

二

自由刑の執行といふことはいふまでもなく、犯罪をなした人間の社會生活上の自由を剝奪することによつて行はれる。然しながら現代ではこの犯人に對する社會生活上の自由剝奪といふことは、同時に彼の財産肉體名譽等に對する不當なる損害を與へつつあるものではないであらうか。成る程、犯罪人はその犯罪の故に社會から離隔せられるのである。然しながら、それと同時に、彼の家族は困窮の底に陥入れられつつあるではなからうか。彼に對する糧食の供給は甚だしく制限せられて居るではなからうか。彼の性生活は不正常の状態に押しやられ、彼の勞働は正當に支拂はれずに居ることはないであらうか。若しかかる事實が自由刑の中に暗暗裡に含ましめられて居る内容であるとするならば、それは自由の剝奪といふ自由刑の本旨を甚だ逸脱せるものと謂はなければならなくなるであらう。

右の如き思想は、刑罰を以つて人の自由を奪ひ之に苦痛を加へることであるとするとする應報思想からは直ちに理解し難いものであるかもしれない。然しながら、自由刑に關する人人の態度は

段段と右の如き思想を認めるに傾きつつあるやうに思はれる。犯人の家族救済の問題、監獄に於ける慰安、休暇、作業賃銀等についての最近の思想はそれを明に表明しつつあると謂ひ得よう。それでプリシユケの如きも次の如く謂つて居る。「今日の行刑、否更に適當に謂ふならば今日の行刑改良運動は、自由刑をその本來の範圍内に還元せしめることに努力しつつあるのである。即ち自由刑を以つて單に自由に對する刑罰に止まらしめて、その中から總ての他の要素例へば肉體、財産、名譽に對する刑罰や、第三者に對する影響の如きを排除せんと努力しつつあるのである。換言すれば、國家がその市民の自由を充分に尊重しないことを常とした時代に於て、——既に自由を奪はれた人又はそれに近い地位に置かれた人の自由を更に奪ふことを欲した時代に於て、爲されたことがらを總て止めやうと謂ふのである」(1)と。

(1) R. Pischke, Zur Frage der Sexualnot der Gefangenen (Archiv für Kriminologie, 84. Bd., 4. Heft, 1929)

B. 194-5.

かくて、現代では個人の自由が刑罰によつて不當に侵害せられてはならないといふ罪刑法定主義の思想を更に徹底せしめて、その自由が刑罰の執行に於ても充分保障せられなければならぬといふところに迄進められつつあるのである。然しながら、かかる自由の保障といふことは刑罰に關する思想の進化の消極的な一面に過ぎない。更に積極的なある思想が強く現代の行刑を支配しつつある。それは刑罰を以つて社會復歸作用でなければならぬとする教育刑の思想である。今迄は受刑者は刑期の満了に至つて始めて大體に於て社會的自由が與へらるべきであるとせられて來た。何故かならば、この在來の思想ではその時初めて彼は自己の行爲を償ひ了ることになるのであるからである。然し、今日ではかかる考へはもはや支持せられない。若し刑罰を以つて囚人の社會復歸作用でなければならぬとするならば、「人人を自由生活に適當ならしめるには唯だ自由に於て教育すべきのみ」(It is liberty alone that is men for liberty)といふ思想に従はなければならぬ。従つて刑罰の執行も單に不當なる自由の剝奪を伴ふてはならぬのみならず、更に既にその執行の過程に於て適當なる自由が與へられねばならぬといふのである。そして今やかくの如き刑罰に於ける積極的な新側面が充分に人人によつて理解せられねばならぬことが行刑改良の最近の基調をなしつつある。「囚人自治制」といふことはかくの如き思想的背景の上に立つた新しい行刑の根本的條件であるとせられつつあるのである。

Prison's Punishment. In: "Kriminalrecht", 1927, 1928, 1929, 1930, 1931, 1932, 1933, 1934, 1935, 1936, 1937, 1938, 1939, 1940, 1941, 1942, 1943, 1944, 1945, 1946, 1947, 1948, 1949, 1950, 1951, 1952, 1953, 1954, 1955, 1956, 1957, 1958, 1959, 1960, 1961, 1962, 1963, 1964, 1965, 1966, 1967, 1968, 1969, 1970, 1971, 1972, 1973, 1974, 1975, 1976, 1977, 1978, 1979, 1980, 1981, 1982, 1983, 1984, 1985, 1986, 1987, 1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 2680, 2681, 2682, 2683, 2684, 2685, 2686, 2687, 2688, 2689, 2690, 2691, 2692, 2693, 2694, 2695, 2696, 2697, 2698, 2699, 2700, 2701, 2702, 2703, 2704, 2705, 2706, 2707, 2708, 2709, 2710, 2711, 2712, 2713, 2714, 2715, 2716, 2717, 2718, 2719, 2720, 2721, 2722, 2723, 2724, 2725, 2726, 2727, 2728, 2729, 2730, 2731, 2732, 2733, 2734, 2735, 2736, 2737, 2738, 2739, 2740, 2741, 2742, 2743, 2744, 2745, 2746, 2747, 2748, 2749, 2750, 2751, 2752, 2753, 2754, 2755, 2756, 2757, 2758, 2759, 2760, 2761, 2762, 2763, 2764, 2765, 2766, 2767, 2768, 2769, 2770, 2771, 2772, 2773, 2774, 2775, 2776, 2777, 2778, 2779, 2780, 2781, 2782, 2783, 2784, 2785, 2786, 2787, 2788, 2789, 2790, 2791, 2792, 2793, 2794, 2795, 2796, 2797, 2798, 2799, 2800, 2801, 2802, 2803, 2804, 2805, 2806, 2807, 2808, 2809, 2810, 2811, 2812, 2813, 2814, 2815, 2816, 2817, 2818, 2819, 2820, 2821, 2822, 2823, 2824, 2825, 2826, 2827, 2828, 2829, 2830, 2831, 2832, 2833, 2834, 2835, 2836, 2837, 2838, 2839, 2840, 2841, 2842, 2843, 2844, 2845, 2846, 2847, 2848, 2849, 2850, 2851, 2852, 2853, 2854, 2855, 2856, 2857, 2858, 2859, 2860, 2861, 2862, 2863, 2864, 2865, 2866, 2867, 2868, 2869, 2870, 2871, 2872, 2873, 2874, 2875, 2876, 2877, 2878, 2879, 2880, 2881, 2882, 2883, 2884, 2885, 2886, 2887, 2888, 2889, 2890, 2891, 2892, 2893, 2894, 2895, 2896, 2897, 2898, 2899, 2900, 2901, 2902, 2903, 2904, 2905, 2906, 2907, 2908, 2909, 2910, 2911, 2912, 2913, 2914, 2915, 2916, 2917, 2918, 2919, 2920, 2921, 2922, 2923, 2924, 2925, 2926, 2927, 2928, 2929, 2930, 2931, 2932, 2933, 2934, 2935, 2936, 2937, 2938, 2939, 2940, 2941, 2942, 2943, 2944, 2945, 2946, 2947, 2948, 2949, 2950, 2951, 2952, 2953, 2954, 2955, 2956, 2957, 2958, 2959, 2960, 2961, 2962, 2963, 2964, 2965, 2966, 2967, 2968, 2969, 2970, 2971, 2972, 2973, 2974, 2975, 2976, 2977, 2978, 2979, 2980, 2981, 2982, 2983, 2984, 2985, 2986, 2987, 2988, 2989, 2990, 2991, 2992, 2993, 2994, 2995, 2996, 2997, 2998, 2999, 3000, 3001, 3002, 3003, 3004, 3005, 3006, 3007, 3008, 3009, 3010, 3011, 3012, 3013, 3014, 3015, 3016, 3017, 3018, 3019, 3020, 3021, 3022, 3023, 3024, 3025, 3026, 3027, 3028, 3029, 3030, 3031, 3032, 3033, 3034, 3035, 3036, 3037, 3038, 3039, 3040, 3041, 3042, 3043, 3044, 3045, 3046, 3047, 3048, 3049, 3050, 3051, 3052, 3053, 3054, 3055, 3056, 3057, 3058, 3059, 3060, 3061, 3062, 3063, 3064, 3065, 3066, 3067, 3068, 3069, 3070, 3071, 3072, 3073, 3074, 3075, 3076, 3077, 3078, 3079, 3080, 3081, 3082, 3083, 3084, 3085, 3086, 3087, 3088, 3089, 3090, 3091, 3092, 3093, 3094, 3095, 3096, 3097, 3098, 3099, 3100, 3101, 3102, 3103, 3104, 3105, 3106, 3107, 3108, 3109, 3110, 3111, 3112, 3113, 3114, 3115, 3116, 3117, 3118, 3119, 3120, 3121, 3122, 3123, 3124, 3125, 3126, 3127, 3128, 3129, 3130, 3131, 3132, 3133, 3134, 3135, 3136, 3137, 3138, 3139, 3140, 3141, 3142, 3143, 3144, 3145, 3146, 3147, 3148, 3149, 3150, 3151, 3152, 3153, 3154, 3155, 3156, 3157, 3158, 3159, 3160, 3161, 3162, 3163, 3164, 3165, 3166, 3167, 3168, 3169, 3170, 3171, 3172, 3173, 3174, 3175, 3176, 3177, 3178, 3179, 3180, 3181, 3182, 3183, 3184, 3185, 3186, 3187, 3188, 3189, 3190, 3191, 3192, 3193, 3194, 3195, 3196, 3197, 3198, 3199, 3200, 3201, 3202, 3203, 3204, 3205, 3206, 3207, 3208, 3209, 3210, 3211, 3212, 3213, 3214, 3215, 3216, 3217, 3218, 3219, 3220, 3221, 3222, 3223, 3224, 3225, 3226, 3227, 3228, 3229, 3230, 3231, 3232, 3233, 3234, 3235, 3236, 3237, 3238, 3239, 3240, 3241, 3242, 3243, 3244, 3245, 3246, 3247, 3248, 3249, 3250, 3251, 3252, 3253, 3254, 3255, 3256, 3257, 3258, 3259, 3260, 3261, 3262, 3263, 3264, 3265, 3266, 3267, 3268, 3269, 3270, 3271, 3272, 3273, 3274, 3275, 3276, 3277, 3278, 3279, 3280, 3281, 3282, 3283, 3284, 3285, 3286, 3287, 3288, 3289, 3290, 3291, 3292, 3293, 3294, 3295, 3296, 3297, 3298, 3299, 3300, 3301, 3302, 3303, 3304, 3305, 3306, 3307, 3308, 3309, 3310, 3311, 3312, 3313, 3314, 3315, 3316, 3317, 3318, 3319, 3320, 3321, 3322, 3323, 3324, 3325, 3326, 3327, 3328, 3329, 3330, 3331, 3332, 3333, 3334, 3335, 3336, 3337, 3338, 3339, 3340, 3341, 3342, 3343, 3344, 3345, 3346, 3347, 3348, 3349, 3350, 3351, 3352, 3353, 3354, 3355, 3356, 3357, 3358, 3359, 3360, 3361, 3362, 3363, 3364, 3365, 3366, 3367, 3368, 3369, 3370, 3371, 3372, 3373, 3374, 3375, 3376, 3377, 3378, 3379, 3380, 3381, 3382, 3383, 3384, 3385, 3386, 3387, 3388, 3389, 3390, 3391, 3392, 3393, 3394, 3395, 3396, 3397, 3398, 3399, 3400, 3401, 3402, 3403, 3404, 3405, 3406, 3407, 3408, 3409, 3410, 3411, 3412, 3413, 3414, 3415, 3416, 3417, 3418, 3419, 3420, 3421, 3422, 3423, 3424, 3425, 3426, 3427, 3428, 3429, 3430, 3431, 3432, 3433, 3434, 3435, 3436, 3437, 3438, 3439, 3440, 3441, 3442, 3443, 3444, 3445, 3446, 3447, 3448, 3449, 3450, 3451, 3452, 3453, 3454, 3455, 3456, 3457, 3458, 3459, 3460, 3461, 3462, 3463, 3464, 3465, 3466, 3467, 3468, 3469, 3470, 3471, 3472, 3473, 3474, 3475, 3476, 3477, 3478, 3479, 3480, 3481, 3482, 3483, 3484, 3485, 3486, 3487, 3488, 3489, 3490, 3491, 3492, 3493, 3494, 3495, 3496, 3497, 3498, 3499, 3500, 3501, 3502, 3503, 3504, 3505, 3506, 3507, 3508, 3509, 3510, 3511, 3512, 3513, 3514, 3515, 3516, 3517, 3518, 3519, 3520, 3521, 3522, 3523, 3524, 3525, 3526, 3527, 3528, 3529, 3530, 3531, 3532, 3533, 3534, 3535, 3536, 3537, 3538, 3539, 3540, 3541, 3542, 3543, 3544, 3545, 3546, 3547, 3548, 3549, 3550, 3551, 3552, 3553, 3554, 3555, 3556, 3557, 3558, 3559, 3560, 3561, 3562, 3563, 3564, 3565, 3566, 3567, 3568, 3569, 3570, 3571, 3572, 3573, 3574, 3575, 3576, 3577, 3578, 3579, 3580, 3581, 3582, 3583, 3584, 3585, 3586, 3587, 3588, 3589, 3590, 3591, 3592, 3593, 3594, 3595, 3596, 3597, 3598, 3599, 3600, 3601, 3602, 3603, 3604, 3605, 3606, 3607, 3608, 3609, 3610, 3611, 3612, 3613, 3614, 3615, 3616, 3617, 3618, 3619, 3620, 3621, 3622, 3623, 3624, 3625, 3626, 3627, 3628, 3629, 3630, 3631, 3632, 3633, 3634, 3635, 3636, 3637, 3638, 3639, 3640, 3641, 3642, 3643, 3644, 3645, 3646, 3647, 3648, 3649, 3650, 3651, 3652, 3653, 3654, 3655, 3656, 3657, 3658, 3659, 3660, 3661, 3662, 3663, 3664, 3665, 3666, 3667, 3668, 3669, 3670, 3671, 3672, 3673, 3674, 3675, 3676, 3677, 3678, 3679, 3680, 3681, 3682, 3683, 3684, 3685, 3686, 3687, 3688, 3689, 3690, 3691, 3692, 3693, 3694, 3695, 3696, 3697, 3698, 3699, 3700, 3701, 3702, 3703, 3704, 3705, 3706, 3707, 3708, 3709, 3710, 3711, 3712, 3713, 3714, 3715, 3716, 3717, 3718, 3719, 3720, 3721, 3722, 3723, 3724, 3725, 3726, 3727, 3728, 3729, 3730, 3731, 3732, 3733, 3734, 3735, 3736, 3737, 3738, 3739, 3740, 3741, 3742, 3743, 3744, 3745, 3746, 3747, 3748, 3749, 3750, 3751, 3752, 3753, 3754, 3755, 3756, 3757, 3758, 3759, 3760, 3761, 3762, 3763, 3764, 3765, 3766, 3767, 3768, 3769, 3770, 3771, 3772, 3773, 3774, 3775, 3776, 3777, 3778, 3779, 3780, 3781, 3782, 3783, 3784, 3785, 3786, 3787, 3788, 3789, 3790, 3791, 3792, 3793, 3794, 3795, 3796, 3797, 3798, 3799, 3800, 3801, 3802, 3803, 3804, 3805, 3806, 3807, 3808, 3809, 3810, 3811, 3812, 3813, 3814, 3815, 3816, 3817, 3818, 3819, 3820, 3821, 3822, 3823, 3824, 3825, 3826, 3827, 3828, 3829, 3830, 3831, 3832, 3833, 3834, 3835, 3836, 3837,

制と結合して、將來の日本行刑の核心を形造ることになるであらうことは想像に難くはないであらう。

(一) 正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」(志林第三一卷第八乃至一二號)は自治刑に關する我が國の最も重要な文獻である。尙ほ、印南氏「自治行刑制度の由來及其長短」(刑政第四二卷第四號)・C. M. Liepmann, Die Selbstverwaltung der Gefangenen, 1928, S. 7ff., Wines, Punishment and Reformation, rev. ed. 1919, p. 364 et seq.

(二) 正木學士前掲第八號第七七頁。  
この我が國の囚人自治制の發達には谷田博士に負ふところが大きいとせられて居るのであるが、その思想はアメリカから由來して來たものであることは謂ふまでもない。そして、このアメリカに於ては囚人をして自己の監獄の秩序の維持と組織とに参加せしめるといふ思想は遠く一世紀の昔に遡られるのであつて、ポーモンとトツクヴィルとが行刑研究のためにアメリカの諸監獄を訪ねた時、彼等は既にポストン感化院等に於て右の自治思想が若き被收容者たちによつて實行せられつつあるのを目撃した。彼等の作つた報告書には次の如き記事が見えて居る。曰く、收容者の中から一人の審判官又は忠告者を選擧する度に全員が集合し、選挙の手續をする。そして、投票の多數を得たところの候補者が院長によつて任命せられるのである云々」(iii) この二人のフランスの改革家がアメリカを巡歴したのは千八百三十一年から三十二年

へかけてであつた。そして、彼等の見たポストン感化院では既に二十八年から院長のウエルスによつて自治制が行はれて居つた(四)。又、更に古くは千八百二十四年からはニューヨークの保護院に於てカーティスが同様の制度を行つて居つたのである。

(iii) de Beaumont et de Tocqueville, System, pénitentiaire aux Etats-Unis, 3e éd., 1845, p. 215  
(四) ポストン感化院の規則については右のポーモン等の書に見えて居る。それは興味深いものである。(同書第三二三頁以下)。

勿論、この自治制といふことは必ずしもアメリカ特有のものであるとは謂ひ得ない。最近に於ける研究は、歐洲大陸に於ても、例へばスイスに於ては千八百二十年代に於てウエアリによりホーフウイルの貧民學校で同様のことが實行せられ、又、ドイツでは千八百三十三年から六十七年までの間ハムブルグの貧兒院に於てウイツヘルンに依つて自治制が設かれたといふ事實を明に示して居る。

私は、勿論、今ここで遠い昔の歴史的研究をするつもりはない。唯だ最近に於ける囚人自治制の典型的なものとしてのシンシン監獄に於けるその経験の跡を辿つて見るだけである(五)。

(H) P. Cornil, Un essai de self-government à la prison de Sing-Sing (Revue de droit pénal et de criminologie, 1929, No 5, p. 537 et suiv.).

シンシン監獄はオーバーンのそれとともにモットオスポーンに結びついて囚人自治制の歴史の上に大きな地位を占めて居ることは人人の知るところである。而かもこの兩監獄に於ける自治制は所謂成人犯罪人 ("hardened criminals") に對して行はれて居るところに特に重要性を持つて居るのである。が兩者の間に於てもシンシン監獄はそれが一方ではニューヨーク市から一時間足らずの汽車の旅で訪ね得るハドソン河畔の地にあり外國の訪問客の足が繁く運ばれるのと、又他方では千九百十四年以來ニューヨーク州の總ての死刑の執行がここで行はれて居るといふので人人の注目を惹く點はオーバーンの比ではなくなつて居るのである。又千九百二十五年の調査に基くものであるが、ニューヨーク州の四箇の監獄の全囚人五千二百二十七名のうちの千九百十四名といふ約半數に近い數がこのシンシン監獄に收容せられて居るといふこともそれが特に注目せらるべき理由となつて居る。そしてここに自治制が千九百十四年以來實行せられつつあるのである。

このシンシンに於ける自治制の意味を理解するためにはその來歴について若干を顧みねばならぬであらう。そのためには普通ジョージデュニオールリパブリックから始められる。それは千八百九十五年にウイリアムジョージによつてニューヨーク州のフリーヴィルに設立せられたものであつて、その收容者は依託せられたる少年犯罪人及び不良少年であつた。ウイリアムジョージはこれ等の少年を眞に善良なる市民に教育せんとして自己の制度を小さき共和

國として組織せんとしたのである。そしてその爲めに收容せられた少年自身が役人となつて、執行權、立法權及び司法權を行使することにせしめられた。この少年裁判官により行はれた裁判はリパブリックの刑法に依られた。そして有罪の宣告を受けた同僚はリパブリック附屬監獄に收容せられるのであつた。又、ここではこのリパブリック内に通用するところの特別の通貨が流通せしめられることにもなつて居つたのである。

ウイリアムジョージの事業は好成績を収めることを得たものと見え同様の「リパブリック」が合衆國全國の諸所に多數設立せられることになつた。これ等の制度の中心思想は、惟ふに少年をして、三權分立の原則を基礎とした共和制を體驗せしめることによつて少年自身の心中に遵法心を喚起するといふ趣旨であつたものと考へられる。我我はそこに少年裁判官による裁判の有様を想像することが出来るであらう。その法律例へば、リッチフィールド(コネクチカット)のジョージデュニオールリパブリックの刑法第百五十一條には次の如く規定せられて居る。「重罪は一月以上四月以下の懲役に處す。重罪の宣告を受けたる者は直ちに市民權を喪失す。但し、再審に因り無罪の言渡を受け又は特赦により、新に市民權の享有を許されたる時は復權す」と。その重罪とせられたのは逃走である。之に反して、單に級での秩序を紊亂する行爲又は不行跡は輕罪として三月以下の懲役に過ぎなかつた。我我はこのジョージの制度と昔のウエルズのそれとの間に全然同一の形式を見出し得るであらう。そして、私は、このウエルズの感

化院に於ける所謂「政治的遊戯」(Jeux Politiques) について佛國の歴訪者によつて與へられた批評を思ひ起したい。曰く「然し、この國の制度とよく調和したかか政治的遊戯には想像以上の深いものが含まれて居るのである。恐らくはこれによつて少年が受ける印象や又少年に與へられたかか自由の行使やは將來に於てこれ等少年犯罪人をして一層遵法的たらしめるに役立つであらう」と。がしかし、我我は少年犯罪の原因の科學的研究を爲さずして、唯だ單にかか「政治的遊戯」を行はしめることに眞にどれだけ事實上の効果があつたかも考へて置かねばならぬところであらう。

このジョーヂ・デューニオール・リパブリックの制度は二人の人によつて更に發展せしめられた。その一人はその典獄 (general superintendent) であつたカルヴァイン・デリックであり、他は、その財團委員であつたオスポーンである。デリックは千九百十二年にアイオンのカリフォルニア州感化院(プレストン手工學校と謂はれて居るもの)に自治制を施した。その收容者は九歳から二十五歳未滿の者であつた。このデリックの事業の特質は、第一に、總ての收容者に對して自治を許さず、精神的又は肉體的病人、變態者、改善困難者を除外したこと及び第二に自治の内容を制限したことであつた。我我はここに收容者の科學的分類といふことが自治制の基礎として看過し難いことが自覺せられたことを見出し得るであらう。

次にオスポーンは千九百十四年に始めてオーバートンに自治制を創めた。彼がこれを成年囚に試みるに至つたのはジョーヂの制度の下に於ける十五年間の研究と、千九百十三年の九月二十八日から十月五日に至る一週間の間オーバートンに於て義勇囚となつて入監して居た間に無期刑囚のマーフィーと交換した會話とが動機となつたのである。このマーフィーとの會話の結果として、有名な「共和國」(Mutual Welfare League) がオーバートンに於て許可せられるに至つた話は既に人人の知れるところであらう。

千九百十四年の十二月にオスポーンはシン・シン監獄の所長に任命せられて、ここに再び共和國を設立した。これがシン・シンの自治制の始まりである。オスポーンは二箇の原則から出發してここに自治制を完成せんとした。即ち、第一に、彼は、受刑者も大抵は他の人間と同様に人間であることには何等變らないといふ考へから出發し、第二に、彼は、刑は自由の剝奪といふことそれだけで充分である、それ故に收容者に對してそれ以上の酷遇を與へることは斷然止められねばならぬと爲したのであつた。

シン・シンに於て始められた自治制の意味を理解するためには、アメリカの行刑に於ては嚴格なる獨居制が廢止せられ、オーバートン制が採用せられ、囚人相互の間に於て既に、少くとも或る一定の時間——自由に交通が許されて居ることを忘れてはならない。従つて自治制はかかる自由の延長とも考へられるのである。そこでオスポーンが始めた自治制の組織を瞥見して



千九百十九年にはカーチウエーが去り、翌年の一月一日以來引續いてリユレイス、ロースの指揮の下にシンシン監獄は立つことになつて居る。オスポーンが去り、カーチウエーが去つて以來、シンシンの制度は變更せられ、共和國も其の大部分の特權を失ふこととなつた。今やロースが主として力を入れてゐるのは團體遊戲で、特にベイスボールが獎勵せられて居るとのことである。スポーツによつて社會的精神を喚起しようといふのである。尙ほ、このスポーツの外に劇の組織及び上演といふことが共和國の今日の主たる事業とせられて居る。勿論共和國自體も尙ほ監獄の規律については依然として部分的な責任を持つことになつて居るのである。かくして今日も、シンシンに於ける自治制ではオスポーン及びカーチウエーの下に於て在りし様な廣い範圍の自由ではないが、相當大きな自由が、收容者に與へられて居ることは事實である。慰安の時間に於ては囚人は自由に會話が出来るし、又スポーツが出来ることとなつて居る。刑務吏員の數は比較的少いが囚人のうちでもその與へられた自由を濫用するものは非常に少いといふ。千九百二十年以來逃走のあつたのは十八人、そのうち三名が行衛不明であるといふ。千五百人乃至七百人前後の收容者は列を作つて、收容者自身によつて組織せられた樂隊の喇叭の音に従つて食堂に入ることになつて居る。音樂のリズムが秩序正しく人人を機械的に導くといふのである。

謂ふまでもなく、自治制に對する非難は絶えて居らない。その非難の主たるものとしてウィンスが考慮したところを今一度考へて置きたい。非難の一は、刑の言渡を受けた者はそのこと自體によつて自制心を缺如せることを證明するものであるから、かかる自制心を缺如せる者はこれを監獄に拘禁したからといつて自制心を持つに至るものではない、故に自治制の適否などといふことは初めから問題にならぬといふのである。この非難は勿論精神病を原因として犯罪を爲した人については正しいかもしれないが、普通の人間については妥當でない。普通の人間が犯罪に至るのは偶ま彼が自己の自制心を濫用したか、外部的事情から餘儀なくせられたかに因るのである。従つて彼等に根柢から自制心を缺くが故に自治が不可であるといふが如き非難は取るに足らない。寧ろ重要なのは精神病的調査によつて精神異常者を常人と區別することではなからうか。

(1) Cf. Wheeler, *Ibid.*, p. 379 et seq.

第二の非難は、囚人は社會的統制が不充分であつたが故に拘禁せられるに至つたのである。故に自治制を許して監獄内に於ても依然として無統制の政策を施すならばそれは結局囚人をして入獄せしむるに至る状態を永續せしむるに過ぎないと謂ふに在る。然しながら、かかる非難に對してはかろ答へられる。拘禁といふこと自體が既に重い統制を收容者に加へるもので



支那の古代に存在した法家學派は、凡そ何時ころから發生したかといふに、之を史實に徴するに、西曆紀元前約六百八十年比で、その集大成したのは、紀元前約二百六十年比である。とにかく起原頗る古く、従つて文献も亦た不備なるが爲、その精確を得難きを憾とする。しかし、管仲・子産の法治觀念は、種々の典籍に載録され、殊に管仲の法律觀念に至つては、「管子」として一箇の著書に形造られてゐる。「管子」は全部管仲の自著とは信じないが、その主要なる觀念は、管仲の所説であつて、この所説に由つて後人が管仲に關する聞見を附益したものであることを信じ得る。而してこの後人は、必しも一人に非ず、必しも一時に非ずといふ説も成立し得るのである。然らばその主要なる觀念は、果して何れの部分なるかといふに、「經言」九篇なりといふ説は、諸註釋者の一致する所である。その經言中の立政第四篇九敗の條にも、莊子、墨子、揚子、將たまた處士横議の言さへある。しかし、これは寧ろ莊墨揚等の取義せるものと見ても可なるものとし、「管子」の一卷は、縦しんば全部管仲の所説そのものに非ずとするも、「管子思想」たる點に於て、大體誤謬なきものと考ふるのである。即ち管仲の思想及び管仲一派の思想であることを否定すること能はざるのである。「管子」は漢世尙ほ八十六篇を存せしが、今十篇を佚して七十六篇となつた。その書多く法令及び理財の言で、雜ゆるに倫理のことを以てしてゐる。之を地理的に觀察するときは、周代の文化は二途に分れて行つた。一は魯國的文化で、他は齊國的文化である。この時代に於ては、吳楚の二國は、なほ蠻夷として擯斥され、魯國は周公且の遺風を守り、齊國は太公望の遺風を守り、魯國の學者は徳教説を持し、齊國の學者は功利説を持し、前者は主として文教を布き、後者は主として富源を開き、孔子は魯に出で、管子は齊に出で、孔子は帝王道に由りて徳治を高唱し、管子は霸王道に由りて法治を高唱し、時代は異なりと雖も各々その特徴を發揮した觀がある。即ち

ち孔子は帝王道を現實界に求めたるに反し、管子は霸王道を現實界に求めた。管子の理想とする至治時代は、泰西に所謂黄金時代であつて、その結果に於て、孔子の理想とする聖治時代である。

管子字は仲、名は夷吾、春秋時代・齊國の穎上に生れた人で、その傳は僅に「史記」管晏列傳に在るのみであるが、その列傳を始めとし、「齊世家」及び左傳等に由れば、齊の桓公に相として、諸侯を九合し、天下を一匡し、覇を諸侯に唱へしめ、名を後昆に垂れた偉人であることを知り得るのである。管子がその齊公を輔けたのは四十年間であるから、その享年少くも七十歳以上に達したであらうと傳へられてゐる。「管子」といふ書は、二十四卷の浩瀚なるものであるが、その中心問題は生活の點にあつて、法治主義はその保障として論述したものである。管子以後、「管子思想」は分れて數派となり、各々地理の影響を受けて發達した。即ち(一)は、儒家の政治論と北方思潮と結合したもので、孟子の恒産恒心、荀子の礼治主義等であるが、その最も顯著なる者は尸依の説である。その言に「義必利。雖桀紂猶知義之必利也」とある。尸子は魯の人、嘗て商鞅の師たりしとある。(二)は、純然たる中部思潮で、管子の主義に循つて、時勢と共に進展したものである。かの李悝の魏に於けるが如き、商鞅の秦に於けるが如きはそれである。李悝は西曆紀元前四百年比、周の威烈王の時、魏の文侯に招かれて師となり、法律編纂の任を受け「法經六篇」を編成した人である。「法經」は、我が東洋に於ける成文法律の嚆矢にて、「漢書」には三十二篇とあるが、現存するものがその一篇すらない。この書の内容は、當時の諸侯の法律を寄せ集め、之を折衷してその粹を採用せるもので、大綱は一・盜法、二・賊法、三・囚法、四・捕法、五・榷法、六・具法の六に區分したものである。後世・漢の天下となり、蕭何は之に戸律、興律、厯律の三を加へて「九章の律」又は九法といつた。而して商鞅は法律萬能即ち

法律に由つて天下を治むる外、他に何もものなきことを首唱し、法家の名を立てたのであるが、その思想は三晋を経て西方に普及した。(三)は、南方思潮と接觸して道家の説と化合したもので、申不害の徒の唱道したものである。その主義とする所は、君主は無爲にして臣民は功利を務むるに在るが、所謂これは術家の鼻祖である。申不害は鄭の遺臣であるが韓に仕へてゐた。鄭と楚とは隣國であるから、道家思想の影響を受けることは言を俟たぬことである。この當時に中部思潮が媒介して、一方は北方思想、一方は南方思想と合流し、戰國時代の末葉に、韓非が出で、北方中部南方の思潮を合同して統一したので、周末の法律觀念は、全部こゝに歸宿するに至つたのである。尸子・申子は、その書佚亡したが、ただ商鞅・韓非の書だけが具存した。

(一) 西曆紀元前約六百八十年比とは、「史記」管晏列傳、「史記」齊世家、及び「左傳」等に據る。

(二) 西曆紀元前約二百六十年比とは、「韓非子翼義」服部博士解題に依る。

(三) 種々の典籍とは、「左傳」、「管子」、「史記」等の諸註釋本を指す。

(四) 必しも一人に非ず、必しも一時に非ずといふ説は、葉水心の説である。

(五) 李悝は刑名學祖として見らるゝ人、その編纂にかゝる「法經六篇」、盡地力、及び平糶の法は著名なるものである。この法經六篇は、支那刑法の母法で、李悝が之を編纂したのは、威烈王の十九年であると傳へられてゐる。右六篇中、盜法を一篇とし、賊法を二篇とし、六篇の最初に置きたるは、王者の政が盜賊より急なるはなき爲である。

換言すれば、國家の安寧秩序を妨害する者は盜賊を以て最となす故である。賊は良を害すること、盜は貨を劫むことである。又た雜法は盜賊囚捕の四法に入らざる雜多の事犯を網羅する法で、最後の具法は、前記犯罪に對する法例及び刑例を具定した

ので、現代の總則に該當するが、支那は曹魏以來、之を刑例又は名例として、篇首に置くことに改めた。李悝の六篇は、漢代に蕭何が戶律、興律、厯律三篇を加へて九法即ち九章律とし、その後、叔孫通は律章十八篇を附し、張湯は越宮律二十七篇を作り、趙禹は朝律六篇を作りて之に加へ、その他種々の單行法を設けて補充せるのみならず、律令に對する注本續出とし、裁判引用の法書二萬六千二百七十二條、七百七十三萬二千二百言の多きに達し、原法たる李悝の法經六篇又は蕭何の九章律は、司法官、その解釋に迷ひ判斷に苦み、曹魏の世に至り大修正を加へ、その内容を取捨分類して十八章としたが、要するに實質骨子にはさして改變を見なかつた。(東川徳治著支那法制史研究、廣池千九郎著東洋法制史序論參照)

(六) 商鞅は商君ともいふ。商君の氏は公孫、名は鞅、封を商に受けしが故に號して商君といつた。商君は本は衛の庶公子である。少年より刑名の學を好みて學んだ。秦の孝公が賢人を求むると聞いて西行し、強國の術を以て説き、め、大に信任され、變法の令を定め、多く酷刑を用ひ、農戰を重んじ、親貴を抑へ、之が爲に秦は富み且つ強くなつた。孝公卒してより商君を諱するものありて熒刑された人である。しかし、奏は商君の劃策を襲ひて、卒に六國を併呑するに至つた。商君の著書「商子」は凡て二十五篇あるが、その大要は、管子の學說を承けたるものである。但、商君の時代は管子の時代と異なりて、周室の勢力地を掃ひ、新説迭出したるを以て、商子は、管子の通變主義より一進して革新主義となり、思ひ切つたる變法を敢行した。實に當年の思想革命の巨子であつた。彼は總ての舊道徳を破壊し去り、刑を重くし信を尙び、以ひらく國家の治平は、辟信權の三者にありと。彼は政治家である。その主義とする所は、國家の權力を以て各人を裁制するにあつた。故にその道徳を言ふや、専ら公徳を尙び、これを法律の補助と爲し、嚴に之を勵行して、幾と各人に自由の餘地を與へず、又た人性を趨惡の一面より觀察して斷定したるが故に、「管子の所謂「令順民心」とは正反して、法を行ふこと頗る嚴肅なるを主張した。

(七) 申不害も法家の祖である。戰國時代、京の人。學は黃老に本づき、刑名を主とした。韓の昭侯に相とし、内は政教を修め、

外は諸侯に應じ、不害の身を終るまで國治り兵強く、侵掠し來る者がなかつた。著書は「申子」二篇ありたりといふ。世に申韓といつて、韓非と並稱せられて居る人である。

(八) 韓非は韓の庶公子である。刑名法術の學を好み、嘗て李斯と同じく荀子に學びしことがある。始皇帝大に韓非を用ひんとするや、當時秦に相たる李斯は自己の韓非に如かざるを虞れ、始皇帝に讒したことから、韓非は之を解くに由なしと見、毒を仰いで自殺した。その死後に於て、韓非の諸説大に秦國に採用さるゝに至つたのである。韓非の生死年月日は不詳であるが、秦初に活動した人であることは明白である。著書「韓非子」は凡て二十卷五十五篇と稱するも、眞に韓非の手に出たものは、五十篇のみなりとの説がある。卷數篇數も一定せず、「史記」には單に十余萬言といふ。この書も「韓子」といつた。宋以後に及び、韓愈と別つ爲に非の字を加へて韓非子と名づくるに至つた。韓非の法は、荀卿の禮で、蓋し加ふるに刑罰を偏重する義を以てしたものである。而して法を制定せる權は人主の權であるが、一旦制定せる法は、人主とてもその意志を以て自由に出入する能はざるものと論じてゐる。この點は確に管子の思想である。韓非は法律以外、人民の名譽も自由も餘地を認めない。韓非は商君の主義を踏襲し、益々その條理を明かにし、儒家道家の思想も幾分取り入れたのであるから、純法家に非ざるやうなるが、その學說の立脚地からいへば、瞭然たる商君の嫡系である。韓非は、道德を以て法律の根元とせず、法律を以て道德の統攝とし、而も君主を以て法律の創造者としたのである。

(九) 子産は、春秋時代、鄭の大夫・公孫僑の字である。東里に居りたれば、東里の子産ともいつた。左傳昭公四年に、「何害。苟利社稷。死生以之。且吾聞爲善者不改其度。故能有濟也。民不可逞。度不可改。詩曰。禮義不愆。何恤於人言。吾不遷矣」とあり。又昭公六年に、「三月鄭人鑄刑書」とあつて、叔向の忠告が附いてゐる。この鄭人といふのは即ち鄭子産のことである。子産は鄭國を輔けて法治を主張し、且つ之を實行したので、叔向は、「作封恤。立訪政。制參辟。鑄刑書。將

以靖民。不亦難乎。……將奉禮而徵於書。錐刀之末。將盡爭之。亂獄滋豐。賄賂並行。終子之世。鄭其敗乎。於聞之。國將亡必多制。其此之謂乎」と論詰せるに對し、子産は復書して、「若吾子之言。僑不才不能及子孫。吾以救世也。既不承命。敢忘大惠」といつてゐる。叔向が法治の弊を説き、子孫の世に及ばば必ず亡國の憂あらんと極論し、子産は之に對して、それ或は吾子の言ふ如くならん。されど予ば不才にして、子孫の世まで救ふ力なし。現在の世を救ふ外なし。たゞし忠告を惠まれたる恩義は永く忘却しないといつたのである。

尙ほ法家中に、「慎子」及び「尹文子」がある。兩書とも各一卷で、前者は周の慎到撰、後者は周の尹文撰とある。

(一) 慎到は周の人、刑名學を唱道することに於て、申韓の先輩である。「漢書」藝文志に、「慎子」四十二篇とある。「慎子」に曰く、「欲因物理之當然。各定一法而守之。不求於法之外。亦不覓於法之中。則上下相支。可以清淨而治。故漢志列之法家」と。また以てその大旨を窺知し得るである。

(二) 尹文は周の人。「莊子」の天下篇に、尹文・田駢を以て稱せらるゝ人。「呂氏春秋」にも齊の湣王と問答せることを載せ、「説苑」には齊の宣王と問答せることを載せてゐる。蓋し當時の稷下の士である。尹文の説は即ち「尹文子」であつて、「指陳治道。欲自處於虛靜。而萬事萬物。則一々綜核其實。周氏涉筆。謂其自道以至名。自名以至德」といふを見て、その大旨を推考するに難からずと信ずる。

### 二 民意と法令

管子は支那固有の國情に順應して、民意を以て法令の本とした點は、上古の唐虞三代と擇ぶ所がなかつた。君民一體となれば、國が國を守り、民が民を守るも同様にて、君は無爲にして治を保ち得らるるが、若し民意に離るる時

は、最も尊重する法令の權威も存在する基礎なきものとなり、刑罰如何に複雑嚴重となるも、到底威嚇力もなく、實行力もなく、遂に空法と化したすべきものとし、若し強て之を行はば國家の危殆となる虞なしとしないを斷定し、而してその民意を統制して、國家を存立するには、その統制上の基礎となるものを要すといふ。この基礎を名けて四維と稱してゐる。四維中に於ける一維絶つときは國傾き、二維絶つときは國危く、三維絶つときは國覆り、四維絶つときは國滅ぶといふ。

(一)「牧民」政之所興(行)。在順民心。政之所廢。在逆民心。民惡憂勞。我佚樂之。民惡貧賤。我富貴之。民惡危懼。我存安之。民惡滅絕。我生育之。……故刑罰繁而不恐。則令不行矣。殺戮衆而心不服。則上位危矣。……

(二)「牧民」國有四維。一維絶則傾。二維絶則危。三維絶則覆。四維絶則滅。傾可正也。危可安也。覆可起也。滅不可復甯也。何謂四維。一曰禮。二曰義。三曰廉。四曰耻。禮不踰節。義不自進。廉不蔽惡。耻不蔽惡。則行自全。不縱枉。則邪事不生。

管子は、刑罰が民意に背反せずして、民意のまま施行せらるる以上は、その刑罰は實効ありとし、この意味に於て、武力も亦た刑罰の延長と見るべきものと思料せるものの如く、徒らに兵は不祥なりとする説を擯斥した。而してこの刑罰規定は、その「法令を國民に布き、普く之を人民に豫知せしめ」て、法令施行上に於て國內不統制の虞なからしめた。

(一)「牧民。憲既布。有不行憲者。謂之不從令。罪死不赦。考憲。而有不合于大府之藉者。侈曰專制。不足曰虧令。罪死不赦。首憲既布。然後可以布憲。……

管子は「行爲の標準」を法に求めた。國家の統制も亦たこの點に在つて存すと考定した。若し國家にして一定の法がなかつたならば、人民或は妄動し、或は僞飾し、暴人起り姦邪出で、收拾すべからざるに至るであらう。故に一定の法を立つることは、畢竟人民を愛する所以であるといふ。彼はこの趣旨で、法を以て治國の重點とし、之に向つて努めざれば、政治はその軌道を失ひ、人民の歸趨を失ふであらう。換言すれば、行爲の標準は區々にして定まらず、人民は何に向つて進み、何を執つて行ふべきかに迷ふであらう。令にして行はれざるは、令は法ならざる爲である。法にして行はれざるは、令を修むるもの明かならざる爲である。君主が一旦、法として裁可公布せるものは、その君主自身さへ遵守せねばならぬ。若し遵守せずして、君主の智に任せ、説に任せ、私に任せ、乃至小道に任せるやうなことがあれば、天下は必ず亂れされば止まざるべしといふ。

(一)「法々」規矩者方圓之正也。雖有巧目利手。不如拙規矩之正方圓也。故巧者能生規矩。不能廢規矩而正方圓。雖聖人能生法。不能廢法而治國。故雖有明智高行。倍法而治。是廢規矩而正方圓也。

「七法」尺寸也。繩墨也。規矩也。衡石也。斗斛也。角量也。謂之法。

(二)「君臣」是國無法也。治國無法。則民朋黨而下比。飾巧以成其私。法制有常。則民不散而上合。竭情以納其忠。

(三)「明法」法度者。主之所以制天下。而禁姦邪也。……是故有法度之制者。不可巧以詐僞。有權衡之稱者。不可欺以輕重。有尋丈之數者。不可差以長短。今主釋法以譽進能。則區離上。而下比周矣。以黨舉官。則民務交。而不求用矣。是故官之失其治也。是主以譽爲賞。以毀爲罰也。然則喜賞惡罰之人離公道。而行私術矣。

(四)「法々」國母常經。則民妄行矣。法之所立。令之所行者寡。而所廢者多。則民不聽。民不聽。則暴人起而姦邪作矣。計上



のプロトタイプとして表はれるものであるが、併し乍ら此の道徳的頹廢もつまりは教育の不足から来る無知の然らしむる所であると見なければならぬ。

而してかくの如き特性を教育すると言ふことは、その特性を知らしむるにあつて、道徳的影響を或る種の思想によつて、誤まつことなく把持せしむるにある。けれども教育は高き道徳的價値を發見するにありとは云へ、既に前項に於て各種の不道徳なり、弊害となるべき諸點乃至犯罪的特質について論及したる如く、彼等自身の環境に支配せらるゝ結果、かくの如き悪影響を受くるものゝ大抵のものは、全く環境そのものゝ自覺の欠如によるものと認めらるゝのである。勿論或る種の教育にはかくの如き無知が存在しないであらうが、教育さるゝものに於て精神薄弱者であつた場合、勿論教育の効果は全く彼の前には無價値のものとなせざるを得ない。従つて道徳的欠陥の重大なる原因も彼の前には消失するであらう。今インオルガニツク・サイエンスの研究からはそれを明白ならしむることは出来ないけれども、彼等の状態を心理學乃至社會學の立場から研究するとその何故なるかを知ることが出来るのである。心理學乃至社會學は先づ人間乃至社會の特質を洞察し、更にかくの如き正義乃至道徳

的思想、法律、その他の言語又は社會的統制の意義を明白に啓示するものである。更に又これらの科學の研究は、その研究對象 (Subject-matter) によつて同情心を誘起せしめ得るけれども、インオルガニツク・サイエンスでは勿論かくの如き感情を起さしめることが出来ないのみならず、實際的效果を期すると言ふことも出来ないのである。

然し乍らこゝに問題となるのは、凡べての場合に於て所謂道徳的教育を施すの可否如何である。或る種の意見によると、知的教育の方が道徳的教育よりもより大なる効果を期待し得ると言ふ。即ち少年期に於ける仕事への愛着が、不道徳なる事態乃至犯罪性を打消し得る自覺を養ひ得ると言ふことは、インテレクチュアル・トレーニングの發達によつて、より多くそれを期待し得るからであると言はれてゐるのである。(註一)

(註一) J. L. De Janesson, *La lutte contre le Crime, Paris, 1910, pp100-101.*

一般に少年に對する教育の目的は彼の生活上必要なワークを授けることを目的としなければならぬ。即ち職業教育 (Vocational Education) の必要なる所以である。現在の制度の下にありては、大多數の少年はその職

業のために多少の目的を抱いてゐるものもあるけれども、その大半のものは殆んど無目的に近くその性能を無視した仕事に携つて居る。而してかくの如き状態に放棄せらるゝ所の少年は、益々増加の傾向を呈し、彼等の中から多くの浮浪兒が發生し、犯罪生活の端緒を拓く重大なる危険に曝されてゐるのである。即ち彼等の經濟的成果の不良化は、犯罪の原因の重要な部分を爲すことは前述せる所の如くである。この結果としてかくの如き青少年に對して社會的に職業指導が要求されなければならぬのである。併し乍ら少年の職業指導に對する制度上の注意として問題になるのは、彼等が經濟秩序の上に於て如何なる地位を占むるかにあるのであるが、若し生産的勞働に向つて彼等少年が廣く活用せらるゝに至れば彼等の價値も又高めらるゝに至るであらう。而してこの目的を以て經濟乃至教育上の組織が改良せらるゝことを得ば、失業を消散せしむるを得ると共に、社會に向つて彼等の能力に應じた勞働の舞臺を供給するを得るであらう。

今吾々が現存の教育制度の欠陥について考慮を加ふることを得ば、如何にその不適用にして効果の薄きものなるかを判知するを得るであらう。既に論述せる所の如く

貧民の家庭に於ては教育について全く欠如してゐるか或は極めて不適當なる状態にしか置かれてゐない。又中産階級乃至上流階級にありても間々かくの如き事態を存することがある。然らばかくの如き事情の下にある少年を今後如何にして彼等の長き生活とその社會に向つて應處せしむるを得るか？ 貧家に於ける両親の多くは殊にその母の如き學校教育に對する理解を缺き、悪口、誹謗等の如き惡徳を意に解せず、全社會の幸福を希ふこと等は、何の關心をも持たず、その子女を常に無意識の中に犯罪の豫備行爲に向つて追ひ陥してゐるのが多い。かくの如き家庭に於て爲されてゐる所の社會生活への用意と云ふものは形式的慣習に於ける傳統的な手段に過ぎず、そのために全社會の幸福なり調和と云ふものに對して別段の寄與が行はれず、本質的に互助と云ふものが極めて微々たるものである。(註二)

(註二) Edith B. Ordway, *The Etiquette of Tomorrow, New York, 1913.*

今多くの家庭に於ける道徳的調子を高むるがための直接手段としては、大多數の民衆の經濟状態の改良の如何によつてその教育を高むることによつて間接にそれを結果するを得るであらう。而してそのことのために現代



### 五、娛樂と犯罪

適當なる娛樂と慰安を興へることを忘るゝことによつて少年犯罪の重大なる原因が作られる。こは又特に大都市に於て然りと云ひ得るであらう。多くの大都市に於ける少年は、遊戯のためには狭少なる街路だけしか存しないのを普通としてゐる。こゝに於て彼等は街路から多くの弊害や不道德且つ犯罪の素因となるべき誘惑や暗示を受けるのである。多くの少年は街路の遊戯に於て、先づ法律に背くことを覺へる。たとへば街路で野球すること等に何れも禁ぜられてゐるのであるが、少年達はその禁則を犯して、自己の遊戯のための満足を購入はむとするに至る。そのために屢々ウィンドーを破壊し、又は商業上最も必要視せられてゐる飾窓の如きも度々この遊戯のため迷惑を受ける。けれどもこれは彼等少年の單なる惡戯であると言ふにはあまりに單純であり過ぎる。全く彼等は大都市では街路で遊戯する外に適當なる場所を有しないのである。そのために街路の遊戯は最もたやすく彼等少年に對して犯罪の素地となる所の怠惰放浪の如き惡癖を植付くるに至るのである。

更に又少年の群居の本能 (Gregarious impulses) は

屢々無知な一群の少年集團を作らせる。そして相當の年齢に於ける少年によつて各種の弊害となるべき暗示とそれを模倣せんとする力を生み出し、而かもこれらの惡戯は紙一枚の所まで犯罪的動作に接近してゐるのである。これは殊にアメリカ等の大都市に生活する移民階級の子弟にその傾向が特に著るしいと言はれてゐるが、移民の間の子弟はその父母よりもより速かにアメリカ化するために父母の監督よりもその環境に支配され易くなるのである。

さて少年の犯罪に對して或る種の娛樂の形式化としての劇場等も大なる影響を有すると云ふことは前述せる如くである。所で少年は誰でもウィットに富むた歌劇的な遊戯とか、寫真又は劇場での活動寫真に對して大なる興味を持ち、且つそれらの間から得た冒險とか、それらの行爲を刺戟するに都合よきアクツに對して憧憬し、且つ模倣に向つて働きかける本能を持つて居る。勿論かくの如き興味に走らせるときは徒らに少年自身の精力を消耗せしむるだけではなく、特にそれは又少年の保健と云ふ立場からしても都合のよいものではない。けれども大都市では、全く少年をしてかくの如き影響から免れしむると言ふことは不可能であつて、如何なる少年にしても一度

はその機會に接する譯であるから、特に少年をしてアブノーマルな環境に入らしめずして、その本能に適用なる刺戟を興へることの出来る施設を講ずることが、少年の犯罪的素地を防止する上から見て必要となる。

### 六、少年犯罪と移民問題

合衆國に於て、少年犯罪の原因研究の上に重要な一事實となつてゐる所のものに移民問題がある。所でこの移民問題が重要な意味を吾々に投げかける所の動因は、渡來移民の教養と、米國民との間に於ける教養が相合致するに至らずして、それが一の對立關係にあると云ふことに於てである。殊にその移民の間に於ける各異なる國語、人種及宗教と合衆國の大多數の人口とに於て重大なる差異を有することが、その對立關係を益々激成するに至るのである。而かも移民に向つては常に合衆國に於ける一般的なる教養の水準にまで達する様要求せられてゐるに不拘、多くの場合移民達はかゝる要求に對しては無關心であつて、その結果として移民の大部分は同化してゐないのである。が、この移民の或る部分のものが、果して犯罪を増加するためにリードしてゐるかどうかを判定することは困難である。が最近の國勢

調査の結果によるとかくの如き事實が表れてゐる様に思はれるのである。最近では新に渡來せる移民の或る部分に於ける教養の低いと言ふ缺點からして、非同化のため彼等の少年が犯罪を増加せしむるが如く信ぜらるゝ多くの理由が発見せられてゐる。此の經驗によつて、合衆國の大都市に生活してゐる移民の家族の中の多數のものは、かくの如き犯罪の機會に接近し易いものであると信ぜられてゐると言ふことは注目しなければならぬ所である。(註一)

(註一) 合衆國移民調査委員會が舊來移民並に新來移民との間に於ける犯罪統計の研究の結果これを次の如く結論して居る。

移民が如何なる程度に犯罪を構成しつゝあるかと言ふことを今明白に示すことは出来ないが、その犯罪の數と人口との關係が稍不平均であると言ふことに注意しなければならぬ。犯罪と人口とのかくの如き比較統計が、しかし乍ら合衆國本國人口に於けるよりも、移民階級に於て、犯罪を構成することがより傾向づけられてゐる。

此の統計の示す所では、合衆國で生れた移民の子弟が、合衆國本國人の少年に比して、犯罪の相對的結果

からしてそれを超過してゐる。不良少年の犯罪統計中表示せられてゐる所によると、合衆國少年に於けるよりも移民の少年に於てより高率である。そこでかくの如き事實に對して二の立場から結論が下されてゐる。第一に、移民は大部分田園地方に於て生活してゐるものよりも、都會地方に於て生活して居るものが多いと言ふことである。かくて、その生活から、少年の犯罪は高率に生み出さるゝと言ふ事實である。第二の事實としては少年犯罪者の大多數は、大西洋の北部の沿岸地方に於て生活して居る。その地方の人口構成状態は合衆國本國人よりもその割合が高率であることに原因してゐると。(Reports of the immigration committee, Vol. 36, "Immigration and Crime," p.1)

然るに最近行はれたセンサスの結果によると、委員會の結論は最初の部分が妥當を缺いて居る様である。此の結果によると一九一〇年に有罪宣告を受けて投獄せられた合衆國本國人の数は二十五萬三千九百二十九人となつてゐるに對し、渡來民(白人)のそれは九萬九千六百三十九人を示してゐる。今人口十萬人中の犯罪比率を見るに、本國白人のそれは三七・一、三人であるに對して、渡來白人のそれは七四・六となつて居

る。換言すると本國白人に對して渡來白人のそれは約二倍となつてゐることを示す。更に一九一〇年中に感化院に收容せられた一萬四千四百四十七人の不良少年中渡來白人の間に於て出生せるものが、本國人のそれよりも遙かに高率となつてゐる。即ちこれは渡來白人中成人が合衆國成人の犯罪率より高率であることによつて原因してゐると見なければならぬ。

今からかくの如き差異を示す所以のものは、二つの年齢別集團による分類が然らしむるのであるが、合衆國白人の少年は、大部分のものは宣告刑を受くる親の犯罪能力がないと言ふことにも拘はつてゐるのである。然し乍ら此の年齢別對立關係は事實に於て、移民の子弟は本國人の少年よりも犯罪率が甚だ過大であると云ひ得る。

それと同時に移民の多くはアメリカに同化することの出来ないものが多いが、反之、彼等の少年少女は多少共彼等よりアメリカナイズし得る能力を持つてゐるのである。多くの場合に於て、かくの如き父母は彼等の子弟が或る重大なる限界を超えむとしつゝあるを制止することが出来ない場合が多い。彼等の子弟はその父母からの影響を受けるよりもより多く街路からそれを受け易いので

あるから、自然兩親の監督から離れて外部の指導を受くるに至るものである。それは大人よりも少年に於て特にこの傾向が甚だしい。かくて彼等の兩親の道德的地位が低下し易くなる關係上、合衆國に於ける道德的生活の標準に合致せんことを要求せらるゝのである。かくて移民の家族に向つては、特に犯罪と弊害の素地となり易き行動を常に避けしむるために、之等少年に對しては直ちに道德的訓練が公共的に要求せらるゝのである。(註二)

てゐるから、その監督だけで彼等の惡癖は矯正されない。彼等は彼等の父母よりも青年時代に於ける生活の姿について多くの知識を持つてゐる。彼等の父母と言ふのは大抵イタリアンか又はユダヤ人であるが、その子弟の如く合衆國の國語を使ひ得ないものが多いために、彼等の子弟は凡べて自分の思想は自分で始末しなければならぬと云ふ現状である。故に次の時代は彼等子弟の力によつて處理されなければならぬ譯であるが實際には弊害の種を生み落した様なものが多いのである。(J. A. Riis, A Ten Year's War, an account of the Battle with the Slum in New York, New York, 1900, pp. 150-152)

七、監禁と少年犯罪

紐育市では常に一群の兒童に對しては市民としてのレスボンシビリティー(責任感)と云ふものを養成してゐるが、それは高き教養を有するものが、高き道德觀を有すると云ふ原則によつて、スラムやその他の地區に於ける少年犯罪を防止することを目的として爲されるものである。そして彼等に對しては一定の生活のためのヒヂネスが準備せらるゝのである。彼等のまゝに放任して置くと街路で物盗みを覺へる。故に一群の少年に就ては凡べて一人の青年として訓練せらるゝ。凡べて自尊心に訴へて行動することが教へこまれるのである。彼等の父の威力は彼等の前では大抵弛み切つ

少年犯罪の原因中他の重要な素因として見るべきものに、彼等を工業に従事することを強制したり、或は感化學校に收容すること等がある。即ちかくの如き強制的感化手段は屢々却て彼等の性質を悪化せしめてゐる場合が多い。今これらの感化學校等の經營が合理的に爲されてゐる場合には、勿論これに收容することが相當に効果はあらうが、しかし乍ら感化院等の合理的經營と云ふて



この制度の根本となつてゐる思想は、釋放後眞面目な遵法の精神に富んだ社會のメンバーとなるやうに、受刑者をエデュケイト（教化）しようといふのである。しかし、この變化は、拘禁中受刑者に施された感化の結果として、釋放後に至つて初めて明白に現はれて來るといふやうなものではなく、已に釋放前に徹底的に仕遂げられた變化を意味してゐるのである。

で、従つてこの新しいシステムの完成を促進せしめてゐる人々は、從來刑に服してゐる間に行狀佳良の故を以て受刑者に與へられた特權なるものの數々を制定するに止まらないで、更にそれ以上の事をしようとしたのである。この新しいシステムの中には、所謂特權なるもの數多くが包含されてゐるのは勿論であるが、その主たる目的は、この新しい制度の教化にあづかるだけの値のあることの明である受刑者に、この制度のそも／＼何物にして、其目的の那邊に存するかを深く了解せしむるにあるのである。正直勤勉の如き普通刑務所でグッド・コンダクト（行狀佳良）と稱せらるる所のもものは、單に之に由つてプリズンに於ける生活狀態がより快適なものになさるといふばかりでなく、同時にまた——若し本人の努力でそれ丈の値のあることが證據立てらるれば——釋

放後社會へ出て相當の位地をも取り返せることができる。といふことを明かに受刑者に自覺せしめるためなのである。

この新しい教育（エデュケーション）は、之に與づかる値のあるものと分明かつた受刑者のみに嚴に限られてゐるのである。邪道にはまりこんで、犯罪傾向の醫すべからざる常習犯人及び精神の健全を失つてゐるものは、嚴に此の制度から除外さるのである。

この新しいシステムは三級（Grade）に分たれてゐる。刑務所に收容せらるる凡ての受刑者は先づ第一級（Grade I）に置かれるのである。適用された新處遇法を受くる十分の値ありと定まつたものは、其處では他の受刑者から分離されて、特別のクラス（學級）に入れられるのである。六ヶ月の間は如何なる特權も與へられない。この期間内に彼等の過去の經歷について徹底的の調査が行はれるのである。出された質問に答へ得たばかりでは十分とはしないで、以前刑に服した刑務所があれば其刑務所から、續いては受刑者保護協會（Prisoners' Aid Societies）——免囚はいふに及ばず、受刑中のものにも及ぶ）其他の之に類する保護クラブから各受刑者に關するあらゆる材料を集めるのである。

最初の六ヶ月の終つた時に、行狀佳良であつたものは種々の特權を獲得するのである。其中には、著述をなし、繪畫を描き、普通の受刑者に定められてゐる時間以上に點燈時間の延長等の許可が與へられるのである。

第一級で萬事不都合なく進行した時には、受刑者は、昇進級（Promotion Grade）と呼ばれる第二級（Grade II）へ上級するのである。其處では、彼等は更らに多くの特權を受けるのであつて、毎年一週日の賜暇外出（furlough）を得るのは其特色のある一つである。此の賜暇中は普通の人と殆んど異らざる服装で己れのホームを訪れることができるのである。監視も亦た従つて寛

で、且つ、受刑者は己等の間より職員（officer）を選擧することを許可されるのである。選擧された職員には嚮きには看守（guard）によつて遂行されてゐた職務のかなり多くの部分が委任されることになるのである。しかし、この級にゐる間、始終更に進んで此上ともこの新しいグレード・システム（階級處遇制）の利益を受くる價値のあるものであるかどうかといふことを決定されるため、彼等は斷えず嚴密なる視察の下に置かれるのである。

最後に、彼等は第三級（Grade III）に入るのである。この級は釋放の準備となるためのものであるから、進出

級（Exit Grade）と呼ばれるのである。此級に入る受刑者は悉く自由を得るの見込の確實なものといつて差支ないものである。第三級に在つて萬事都合に行けば、刑期の短縮の如きは殆んど已に豫め定まつてゐるといつても可いのである。

第三級に在つては、受刑者はあらゆる特權を享受するのである。毎年の賜暇は二週日となつて、賜暇中は普通の市民と等しい服装をなし、かなり自分の好きな事が勝手にできるのである。更に其上に、この級に在つては、行刑當局の裁量を待つて、刑務所外に職を求めて勞働する許可を得ることができるのである。但し、毎夕刑務所内の己れの宿舎に歸つて來ることは云ふまでもない。かかる勞働に向つては立派に賃金を受くる資格があるのであつて、而して、凡ての己れの勞働によつて得たる金錢の使用についても漸次むづかしい制限は除かれて來るのである。且つ、第三級では、監視は第二級に於けるよりも更らに寛かになつて、受刑者によつて受刑者中より選はれたる職員も、以前ガード（看守）によつて遂行されてゐた職務の中更らに一層大きな部分を自ら引き受けることになるのである。

第三級に在つても、凡ての受刑者は依然嚴密なる觀察の下に置かれてゐるのであつて、受刑者各自に對する觀

察の結果は一々詳細に報告せらるるのである。この報告にして満足のものであつた場合には、一報告毎に一步々々釋放に近づくのであつて、初めに刑の言渡の際に定められた刑期満了の日より遙か以前に釋放せらるる可能性の存するばかりでなく、釋放の際には何等の受刑者の汚名を着ることなく、一箇の人として社會に出て來ることができるのである。

とはいふものの、所内に於ける規則違背はきびしく罰せらるるのである。逃走又はその未遂は、このシステムの利益を受けてゐる受刑者を、第二級に在るものは第一級に、又は第三級に在るものを第一級に追放するのである。受刑者が第二級に在る間に行つた微小の規則違反は一級貶さるることとなり、且つ同じ違反は、已に自由の首途に立てる受刑者を第三級より第二級へ追ひやることもあり得るのである。固より此の場合には、これと伴つて已に得たる特權は之を失ひ、近き釋放の見込みも少くなるのである。

受刑者が三級中のいづれの級に在る間にも、若し彼の行狀を研究してゐる當局の人々が、其者の引きつゞき更らに進んで新制度の利益に浴するの資格のないものであるといふ結論に到達した場合には、其者はこの制度の適

用を受けてゐる人々の列より容赦なく驅逐せられて、已に最下級にさへ編入するの資格なきものと決定されてゐる收容者の中に置かるるのである。然しながら、單に普通の規則違反だけではかかる重い懲罰は加へないやうに特に注意はされてゐるのである。

ドイツに於ける以上述べた行刑改良は、行はれてより日尙ほ淺く、且つは唯二三のプリズンに施行されたに過ぎないのであるから、今急に其價値を斷じ去らんとするのは餘りに早計であらう。プロイセン政府は、この新しいシステムの適用されてゐるプリズンに、來春（一九三〇年）までに實施の經過並びに之に由りて得られた教訓について詳密なる報告を提出すべきことを訓令してゐるのである。

Outlook, December 4, 1927

Faschistisches Strafrecht

Herbert Kluge

フアーシスト伊太利の新刑法草案

イタリアの諸新聞紙は、恐らくは今月（昭和四年十一月）の末更らに司法大臣ロツコによつて議會に提出されるべき、新刑法草案について、その摘要を掲げて互に論議を闘はしてゐるのである。しかし、この草案は新しい

とはいふものの、全然新しいといふべきではないので、その原則は、已に上院では一九二五年の十二月に、下院では一九二六年の五月に討議されてゐるのである。而して、一九二七年の十月には、司法大臣は諸大學法曹界並びに政府の代表者より成る委員會に草案を内示することができたほど、準備は進行してゐたのである。この委員會では控訴院長のギオヴァンニ・アピアニ氏が委員長であつたのである。しかしながら、大体として、この草案は、元マイルランド（ミラノ）大學の教授で且つ辯護士であつた現任の司法大臣ロツコ氏及びその主なる協力者た

るネアベル（ナポリ）大學の刑法教授たるエデユアルド・マサリ氏の思想に基いて出來てゐるのである。

尙ほ茲で、あらかじめ曰つてをきたいのは、七百四十九條より成るこの新しい刑法草案は、多くの根本的な點で、最も調和を得てゐる刑法々典の一として歐洲諸國の刑法改正の模範となつてゐる古いツアナルデリの法典（Codex Zanardelli）に優つてゐるとされてゐることである。起草者たるロツコは、二つの見地によつて起草に従事したのである。即ち其一つは、戦後歐洲各國に行はれた行刑制度の改革に則つて、近代刑事社會學及び心理學の到達した結論を斟酌することであるが、更に新しい刑法の精神に決定的の意義を與へたものは、この法律がフアシスムス（ムツツリーニの獨裁主義）のイデオロギイ（理論）に準據したことである。ロツコ自身によつ

て公にされた新刑法の理由書には明かに、「フランス革命の原則に従つて簡人主義の基礎の上に築かれた古い制度に在つては、簡人は國家の重大なる利益を侵害するために已れの自由を行使する権利を有つてゐるものとしたのである。しかしながら、新しい時代のわが國の新しい立法は、ドイツ及びロシアのそれと同様に、新時代の政治觀念を斟酌しなければならぬのである。新しい立法は、新時代の以て政治的犯罪となす所の、簡人の政治上の利益と同時に國家の政治的利益を阻害する一切の不法行為に對して備ふる所がなければならぬのである」と言つてゐるのである。

是に於て、這回の新しい刑法では、政治犯の數々に關する規定が特に廣汎な範圍を占めてゐるのである。既に一九二八年には、特別新聞紙法 (Pressordnungsgesetz) が設けられて、イタリーの新聞紙のみならず、外國の新聞記者のイタリーの國家的利益を傷ける報道を流布することを禁じたのであるが、今度議會に提出せられた草案には、形は異つてゐるが、新聞紙に關する前年の規定が更に改めて掲げられてゐるのである。

新しい刑法の重刑を科してゐる政治犯に關する章は、疑ひもなく専ら從來外國といつても特にフランスに住んでゐて猛烈にファシズムス (ムツソリーニの獨裁政治)

き目に遇ふといふ危険を覺悟しなければならぬといふ意味になるのであらう。イタリー國內に居住してゐる外國新聞の記者は從來通り即時の國外退去を以て脅かされるのは勿論であるが、新刑法によると尙ほ其上に禁錮の言渡を受ける虞があるのである。しかも、草案の總則の規定によると、刑の言渡を受けたものは、已れの拘禁によりて國家に費用を負担せしめないことについては自己の財産を以てその責に任ぜざるべからざることになつてゐるので、外國新聞の記者は拘禁せられるばかりでなく如之尙ほ拘禁中の費用を支拂はなければならないことになるのである。しかし、今度發表された草案では此等の點が十分明瞭でないで、言論の自由を全く禁止するかに見える此の新しい規定について、最後の斷定的な態度を取るには、確定した法文の出づるを待たなければならぬのである。

新刑法に所謂「政治犯」に關する規定は、當然また國際間の争議の發生する虞があるのである。例へば、フランスの一市民となつた、「フオルスチスト」(反ファシステイ派)に對して、イタリー政府がイタリーに於ける其者の財産を沒收した場合には、フランス政府は其人の爲めに抗議しなければならぬのである。新刑法によると、外國に本部を置いてゐる伊太利人の團體

を攻撃してゐるファルステイ (Furstein) 派を目的として設けられたもので、今迄は此派に對しては如何とも手の下しようがなかつたのであるが、今度の新しい規定では、彼等を欠席裁判に付し、財産を沒收しその親族の國外に出づるを禁ずることによつて、彼等を威嚇して沈黙せしめようとするのである。しかも尙ほ別に、新刑法々典の凡ての條には、「外國人にして若しイタリー以外の土地でイタリーの國家的利益又はイタリー國民の政治的利益を阻害するものは」司法大臣の要求によりイタリーの法律に従つて處斷され得るものである、といふことが明かに記されてゐるのである。で、かうなると次のやうな場合、例へば、一人のドイツの新聞記者がベルリンでファシスト國家又はその公民の一人(ムツソリーニ?)の利益を侵害した論説を書いたとすると、其人は或るローマの裁判所に出頭して答辯することをイタリーの司法大臣から要求せられ、而してその裁判所は場合によつては其人に比較的長期の刑を科することもできるといふ場合も立派に考へられ得るのである。固より、この新聞記者は此の要求に服従する必要はないのであるから、實際には、これは欠席裁判で刑の言渡を受けたものは爾後イタリーの國土内に足を踏み入れようとするには裁判所に召喚せられ、禁錮せられ、又は少くも追放のう

及びファシスト政府によつて認可されてゐない團體への加入は、政治犯となるのであつて、この規定によると、外國に在る反ファシスト團體は勿論、イタリー國內に在るフリー・メイソンリー(共濟博愛を標榜する一種の社交組合)も、今はその活動は中止せられてゐるが尙ほ未だ解散はしてゐないので、その反ファシスト主義のために新刑法の規定に觸れるのである。

更らに注目すべきは、已に久しい前から或る場合に限つてのみ特別法を以て命令されてゐた死刑が再び一般に採用されるに至つたことである。しかし、また、激情の下に行はれた殺人は、それが親族でない限り、死刑は科せられないのであるが、泥酔の上でやつた殺人は斷じて酌量減刑はされないのである。毒殺並びに強盜殺人は、如何なる場合に於てもたとへそれが犯行の中途阻止されて未遂に終つた場合でも、死刑に處せられ得るのである。最後に、或る犯罪のために告發せられてゐるものが逃走により國土より脱出せんと企てた場合には、刑を加重する意味で死刑が論ぜらるるのである。

興味のあるのは、家族の保護に關する新しい規定である。新しい法律によると、結核及び微毒を識りながら傳

播したものは、三年の禁錮に處せらるるのである。若し傳染によつて死に至らしめたものは、八年まで加重せらるるのである。しかし、この第一の場合では、検事は訴あるを待て初めて公訴手續を取るのである。人の妻たるもの (die Frau) にして墮胎を行つた場合には、一年以上四年の自由刑を科せられ、之を教唆し又は補助したるものは一年半より二年の禁錮に處せらるるのである。フアイースト國家の人口増殖政策の目的に適應せしめる結果、新刑法は産兒の調節並びに制限 (Geburtenregelung und Geburteninschränkung) に關するプロパガンダ (宣傳) には重き禁錮又は罰金を科してゐるのである。而して、更らに、ローマンキャソリック教國たるイタリーでは、離婚といふことは殆んど存在してゐないの (註——キャソリック教では離婚を禁じてゐます) 當然姦通といふとはこれがために一層頻繁に行はれてゐるのであるが、それにも拘らず或は又そのためにといつてもいいが、姦通に對する刑罰は新刑法では加重せられてゐるのである。それから、これも家族保護の目的に出づるものであるが、未成年者又は配偶者の財産を費消し又は、人の (特に未成年者の) 危急困難及び經濟上の逼迫を性慾關係に利用するものは、嚴刑に處せられるのである。

新刑法は、職業的犯人及び常習犯人、即ち犯罪より得られた收得の一部又は全部により己れの生活を支へてゐるものに對しては、特に嚴罰を以て之に臨んでゐるのである。拘模を職業とするものは十五年までの禁錮に處せられるのである。夜盜に至つては三十年までの懲役に處せられ、加之その罪の最も重きものは終身懲役を科することすらできるのである。

刑法の改正と共に、同時に之と相伴つて、刑罰執行の改良も行はれたのである。而して、此の改良はその根本に於ては、フェルリ (エンリコ・フェルリ) 世界的に有名なイタリーの刑事學者) の原則と合せてドイツ刑事社會學派の實際の經驗に基いて行はれたものである。その改良の重點となつてゐるのは、受刑者の作業の改良に存してゐるのであつて、農場作業を奨励し、受刑者の作業は各自の従來の職業に従つて宛がはれ、肉體的にも精神的にも能率の増進を謀り、彼をして彼が犯罪によつて失ひしもの及び再び社會生活に入るために獲得せざるべからざるものとを二つながら之を理解せしめようとするに在るのである。

Berliner Tageblatt, 19. November, 1929

## 高松宮殿下を奉迎して

吉 田 律

社會の無理解な一部の人々から、やゝもすれば不淨の地として、虐げられがちな刑務界に、輝かしい光榮の日が訪れて來た。昭和五年一月二十四日——それは吾等にとつて、永遠に忘るゝことの出来ない日となつた。此の日、かしこくも高松宮殿下には、尊い御足跡を、小菅刑務所内にお越し遊ばされたのである。

わが皇室が、御仁慈に富ませ給へるは、今更改めて申すまでもないことながら、今回殿下が、金枝玉葉の御身を以て、親しく刑務生活の實狀にお觸れ遊ばされたことは、その御一端のあらはれとして、かしこき極みであらねばならぬ。

一月二十四日は、小菅にとつて、何んと云ふ幸福な日柄であらう。あらゆる物に生命がこもつた時のやうに、所内の總てのものは生々としてゐた。殿下には、吉嶋御用掛外隨員二名御陪乘の自動車にめされて、午前九時高輪御用邸を御出門、御豫定よりやゝ早く、同九時四十五分所員奉迎裡におつきになつた。私は先着の渡邊司法大臣、松井行刑局長、鍋嶋秘書官、關屋宮内次官、白根宮内省庶務課長と共に御出迎へして、御休憩室に於てられた所長室へ御案内申上げた。

殿下には、渡邊司法大臣御紹介の下に、松井行刑局長、鍋嶋秘書官とさうして私に對しそれ／＼拜謁を賜つた。卑賤の身を以て、咫尺の間に御尊顔を拜しまつり、身にあまる光榮に浴して、私はしばし顔を擧げ得なかつた。

次で浦原司法省技師、富井教誨師、平川、島田の兩保健技師、關、大場の兩作業技師等に列立拜謁を賜つて、殿下には室の一隅に据付けてあつた當所の模型前に進まれた。私はお側より、當所の改築工事、現在收容人員、作業状態等一般に涉る概要に就き言上に及んだ。

かくして私は、御先導申上げて、在來の型を破つた、壯麗な、いかにも明るい教誨堂へ御案内し、同所で教誨度數、活動寫眞の映寫、蓄音器の演奏等に關し御説明し、圖書室前の廊下より南部第一舎二階へ抜け、浴場を御覽に入れ、直に第二舎二階中央の階段を経て三階に上り夜間獨居房前へ出た。殿下には恐れ多くも房内に入らせられ、私の言上を逐一御聽取遊ばされた。房前を御通過の際、報知器に御眼を止めさせられ「これはなにか」と御下問があつたので、その用途方法に就き御説明申上げた。

それより南端の階段を上り、屋上へ出るとそこは俄に視野が展開されて、工場地帯を一望のうちに收めることが出来る。屋上には、布團や被服類を天陽に晒すための針金が渡してあつた。勿論その際には何物も掛けてなかつたに拘らず、殿下には「洗濯でもするのか」とお尋ねになつた。私はこれまで幾多の參觀者を案内してこゝに來た。しかし此の針金に氣が付いて、かゝる質問を發した人に出會つたことはなかつた。

殿下は給水管の上になつて、しばし展望を擅にせられた。工場の中に堀割の水が白く光つてゐる。櫻樹がその上に枝を延して、日々に深み行く春を待つてゐる。これがどうして刑務所内と思へよう。千住御殿の舊跡に關する松井局長の説明は、その場の情景に如何にもふさわしかつた。

屋上より第一舎三階へ降り、晝夜獨居房を御覽に入れ、更に二階へ降り、雜居房内へ御案内申上げる。殿下には隅々まで精細に御視察遊ばされた。次で炊事場へ御案内した。檢食箱の中に、その日の晝食が收められてあつた。一合六勺の主食に、切昆布と油揚げの煮染の常菜と、鱈の煮付の増菜とであつた。食等や米麥の混炊歩合に關する言

上にお耳を傾けてゐられた殿下は「これならば食糧は充分であらう」と仰せられた。私はそのお詞をうかがつて、殿下が各種の社會事業を御視察遊ばされた際、お眼にとまつた社會一般人の食物よりして、刑務所内のそれもさぞかし粗末であらうと、御豫想されて居られたのではあるまいか、但しはまた、艦上に於て、一水兵と共に御体驗遊ばされた召上り物に比較されて、斯様に仰せになつたのではあるまいかと恐察した。しかしこの短いお詞の裡には、殿下の收容者に對する御思遣が、こもつてゐることを拜察せねばならぬ。

炊事場を出て工場區域に入る。全國の收容者に配給すべき被服の機織工、染色工(第一工場)、自動車ボディの製作工(第二工場)、靴工、洋裁縫工(第四工場)等を順次御覽に供し、第四工場を東入口へ抜ける。そこで御英姿の撮影が許された。

御撮影の後、假工場へと御案内申上げ、刑務所としては、歐米にもその類例がないと云はれてゐる自動車修繕工の作業状態を臺覽に供した。シボレー、ホイヘット、ハドソン、ピツク等の貨車乗用車が、所せまくならべられ、塗裝用の電氣吹付機が氣持よくひびいて、エンヂンが鋭くうなつてゐる。そこから三省橋へとでる。殿下には中程でみ足をお止めになつた。堀割に架けられた眼鏡橋である。綾瀬川の白い流れが水門の鐵格子のあわいにきら／＼光つて見える。堀割の水はそこから引かれて満々と湛へられてあつた。兩側の堤はきれいに手入れされて、その上に老櫻の並木が枝を張つてゐる。枝頭に萬朶の花が咲き乱れて、堀割の水に春の情景が宿る時期も左程遠くはあるまいと思はるゝやうな暖かさである。十四五羽の家鴨が、やはらかな初春の陽をあびながら水門の方から次第に近付いて來た。それは恰も殿下をお迎へするものゝやうに、さうして殿下をお慕ひ申すものゝやうに……これは又どうしたと云ふのであらう。私は強い衝動にうたれた。それは私でなければ感じ得ない衝動である。此の堀割に水禽を浮べたならば、如何に觀る人の眼を楽しませ、その心を慰むるのであらうかと云ふやうな心遣から飼つた家

鴨である。その家鴨が巡廻の途次この橋の上に立つ私の影を見て、いつでも私に背いて水門の方へ逃げて行くのである。それを私はどうすることも出来なかつた。若しそれが人であつたならば、私の氣持をも知らずに、私の心に背いて行く人であつたならば、私の心は如何に悲しく、如何に淋びしいものであらうか——とさうした感慨に耽けるのが例であつた。然るにその家鴨が今日に限つて近付いて来る。それを一つの偶然事として片づけるには餘りに恐れ多い。私はその時、心の中であるものを観た。さうした感に打たれてゐる際、殿下が「刑務所に於ても花見をやるか」とお尋ねになつた。あゝ何んたる尊い御下問であらう。私は恐懼して「特に花見は致して居りませぬ。然し工場の往復等で自然望見し得られます。従て當所の收容者は比較的風光には恵まれて居ります」と奉答した。

三省橋を渡つて、次から次へ工場にはいり印刷工（第五工場）、眞繩工（第七工場）、指物工（第八工場）、製材工等の作業状態を御覽に入れ、更に舍房區域に歸り、北部第一舍階下を縦斷して病舎に出で、優良舎、醫務室、職員食堂等を最後とし、茲に所内を一巡して御案内を終つたのである。

一旦御休憩室へ歸へられた殿下は、司法大臣や行刑局長の刑務に關する談話にお耳を傾けられた後、會議室へお這入りになつた。そこには臺覽に供すべく、巢鴨、豊多摩、横濱、川越、小菅等の各刑務所の製作品が陳列してあつた。小菅で製作した靴に手をお觸れになつて「斯様に製作し得るまでには何ヶ月かゝるか」とか「海軍戦史」をお取上げになつて「誤植はないか」と云つたやうな随分つきつめた御下問があつた。海軍省人事局編纂の「恩給年叙動年、加算調書」の頁をお繰りになりながら「これはこゝで印刷したのか、これとは始終首ツ引したものだ」と御せになつてほゝゑられた。

かくて殿下には御少憩の後、午前十一時十五分所員奉送裡に、御機嫌麗はしく御歸還遊ばされたのである。その日の午後二時、休憩時間を利用して、收容者を教誨堂に集め、殿下御巡視の御模様を詳述し、臨時教誨を施した。いきづまるやうな感激が、心から心へと、波打つが如く感ぜられた。さうして一同は、私の喜びを喜んで呉れた。ある收容者が云つた。その時の私の眼には涙が宿つてゐたと。

殿下御成りの當日、職員一同に對して御下賜金があつた。取りあへず各主任を集めてその旨を傳へ、いかに措置すべきかに就き協議をこらした。感激の高調に達してゐた一同は、殿下の御臺臨を永遠に記念するため、記念館建設資金に充當すべく一決した。

最後に、私事ではあるが唯ひとこと付け加へることを許して貰いたい。と云ふのは外でもない。殿下御歸還の直後、室内の電鈴がなつた。晴れの奉迎を無事に終つたか否やの家族からの問合電話である。「めでたく終了した、ありがたい」と、たゞ一言答へて私は靜に受話器をはずした。

御台覽に供した製作品

刑務所	品名	單位	數量	單價	金額	備考
刑務所	壹號浴用石鹼	打	〇、五	一、八〇〇	九〇〇	
刑務所	貳號	打	〇、五	一、三〇〇	六〇〇	
刑務所	參號	打	〇、五	一、八〇〇	九〇〇	
刑務所	ラック	本	〇、五	一、〇〇〇	五〇〇	
刑務所	壹號洗濯石鹼	本	一	一七〇	一七〇	
刑務所	貳號	本	一	一五〇	一五〇	
刑務所	參號	本	一	一三〇	一三〇	
刑務所	收容者浴用石鹼	打	〇、五	九六〇	四八〇	

刑務所	品名	單位	數量	單價	金額	備考
刑務所	手旗信號法	部	二	一、一〇〇	二、二〇〇	
刑務所	海軍四等水兵砲術	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	
刑務所	水雷航空兵砲術	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	
刑務所	海軍主計兵運用術	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	
刑務所	砲術主計兵運用術	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	
刑務所	主計兵厨業科書	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	
刑務所	機關兵	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	
刑務所	機關兵	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	
刑務所	船匠兵運用術	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	
刑務所	船匠兵砲術	部	一	一、一〇〇	一、一〇〇	



# 高松宮殿下台臨の次第

赤城小田原少年刑務所長謹話

一月二十五日高松宮殿下の台臨を辱ふせしことは無上の光榮にして又眞に恐懼に堪へざる所に有之今當時の次第を謹記すれば

一御著 殿下には御用掛吉島六一郎氏を隨へさせられ午前十時十七分自動車にて御著在らせらる、之より先き松井行刑局長、岡部司法書記官、小田原區裁判所判事、檢事、小田原町長、小官は玄關先に他の職員は表門前に奉迎申上げ一同最敬禮の裡に御著直ちに小官は事務所階上の御休憩所に御案内申上ぐ、

御休憩中松井行刑局長に拜謁を賜り次に松井行刑局長の言上に依り小官に拜謁を賜り引續き左の諸官に拜謁を賜ふ

檢事從五位勳五等 白 許 九郎 判事從五位勳五等 粕谷 俊介

(以上小田原區裁判所勤務)

司法書記官從五位勳六等 岡 部 三 常 陸軍歩兵大尉正七位勳六等 平川 睦之

保健技師正七位 酒井代三男 (教練指導將校)

敬誨師從七位 竹ヶ鼻尙友

(因に小田原町長中田壽一郎の拜謁を取計はざりしは御着時間迫りて突然來著し準備の隙なかりしに因る尤も本人は殿下御幼少の折當小田原町御別邸に永らく御滞在在らせられし當時御世話掛を拜せし關係より陰ながらも御成人の英姿を拜し度罷出たる旨

御歸還の後に語れり)

亞て小官は構内御巡視の順路を表示したる配置圖を奉呈し松井行刑局長より成年受刑者と少年受刑者と處遇上相違する點に付詳細御説明申上げ尙少年受刑者と稱するは本年十八歳未滿者を指稱するものなるも當所は十八歳以上二十歳未滿の初犯者及び二十歳以上二十三歳未滿の初犯者にして特に二十歳未滿者に準じ處遇するの必要あるものを準少年受刑者として收容し居る旨竝に少年刑務所看守の服制は成年刑務所看守の服制と全然制式を異にし刑務所長看守長は常時脊廣服にて勤務し差支なきことに相成居るに付刑務所長は本日モーニングコートにて御案内申上ぐる旨附加御説明申上げ斯くして小官御案内構内御巡視遊さる

一構内御巡視、先づ入浴場を経て炊事場に至り當日收容者の晝食(内地米四分挽割麥六分の混炊飯鹽藏の燒鱈二尾大根漬十匁一人分)を台覽に供し第一工場に引返し和洋裁縫工、塗師工、漁撈訓練實習夫の網結、紐工の羽織紐編の場所に至りたる時御立止り紐編作業を親しく御覽在らせられ製品(平打籠編紐)を御手に取らせらる、木工を経て工場外に出で茲に於て漁撈用具揚操網を海中にて使用する状態に装置せるを台覽に供し第二工場に入り麻工、横須賀鎮守府委託作業の莫大小工(靴下)を経て工場外に出て「プール」に浮べある漁撈訓練實習夫船操縦練習用の小舟を御立止り御覽遊さる第三工場に於ては石版印刷工にて印刷物を陳列せるを御立止り親しく御覽あり活版印刷工を経て靴工に至りたる時再び御立止り製靴作業を親しく御覽在らせられ之にて工場の御巡視終り順路溫室前を御通過のとき溫室内に培養せる草花に御目を止めさせられ檢身場は廊下より御視察目下改修工事中の優遇室を御覽あり引返して御大典記念に建設せる二宮尊徳翁幼時の銅像前に御案内申上たるとき豫め御許を得置きし御寫眞を拜寫す教誨堂へ御案内の際はいと御敬虔の御態度にて進ませられ佛壇前に於て御額づかせ給ふ夫より第三舎夜間獨居房に至り豫め三ヶ房を開扉し置きしに一々親しく房内の状態を御視察遊され同晝夜獨居房を経て醫務室病舎を御視



管の刑務所との比較に關し、或は當小田原町の状態に關し、箱根温泉に關し、職員の官舎に關し、漁業に關し、其の他何彼と眞に御打寛ぎ御下問の御言葉あり今其の一二を謹記せば松井行刑局長がナポリにてチフイター夫人が少年感化事業を經營せる舊艦カラツチョロ船は軍港内に繋留して居ります我日本に於ても横須賀の軍港内に舊武蔵艦を繋留することが出来ましたならば眞に仕合でありますとの意味の御話を申上たるに横須賀は港内が狹隘で軍艦でさへ港外に碇泊して居るのだから夫れは六ヶ敷からん自分も彼地に行だらカラツチョロ船を視察する積りだ杯御言葉あり専門に渉る少年感化事業のことに付ても既に御研究遊され居ることを拜察せられ畏敬の外なく又小官に對し小峯公園の梅はどうかとか小田原城址は今如何なり居るか杯御下問あり御答申上たる次第なるが殿下には御幼少の折小田原城跡にありたる御用邸に永らく御滞留遊されたることあり當時を御懷舊遊ばされしことと拜察す斯くして御食事を終らせられ事務所階上御休憩所に御案内申上ぐ

一御歸還 御休憩所に御少憩の後御歸還仰出させられ奉迎時同様一同表門前玄關先に正列奉送裡をいと御機嫌置しく午後一時十五分自動車にて御歸還遊されたり

一收容者の感激 殿下今回の台臨は御微行に付收容者には豫め告知せざりしも準備のため大掃除を行ひ各所清潔ならしめしたため高貴の御方の御越なることは想像し居たるが如し翌二十六日午前十時教誨の際小官より昨日台臨遊されたるは御直官におはす 高松宮殿下に在らせられしことを告知し 皇族の御直宮殿下が長くも受刑者の日常生活に御心を留めさせられ態々當所に御成り遊され御巡視下されしことは實に千載一遇のことにして當所の光榮之に過ぎるのみならず眞に恐懼措く所を知らざる次第なる旨を告げ 殿下の御成りを豫め告知せざりしは 殿下の思召が特に諸子の日常生活其の儘を御視察遊されたいとの特別に御仁慈深き御心に在せらるると拜承したる爲めなりと其理由を論し此極寒中にも拘はせられず二十數里を離れ數時間を要する遠路を厭はせられず態々當所に御巡視を蒙つたことは諸子が將來社會の中堅となつて帝國を擔つて立つべき有爲の少青年であり一朝の過失より現時の境遇に在る

を憐み給ひ且つは残念に思召され瞬時も早く善道に立ちかへり國家のために盡しうる人となる様との有難深き思召であることを喜ばれて頂かねばならぬ金枝玉葉の尊き御身を以て刑務所を御視察あつたことは餘り例の多くないこととで先年 伏見宮殿下と 秩父宮殿下が巢鴨刑務所を御視察遊された例ある計りである今回 殿下を小菅刑務所と當所に台臨を仰ぎ詳細御視察辱ふし親しく諸子を訪ねさせられしことは眞に恐懼感佩の極みで言語に絶する有難さであり無上の光榮に浴した次第であるお互は今日の此光榮に奉答するの覺悟を固く心に定めねばならぬ諸子は前途有爲の青少年である深く心に期して修養に努め忠良の國民となりて國家社會のため貢獻し此光榮に奉答するの心掛けこそ肝要であるとの意味の訓話を爲し續て教務主任訓話を敷演し縷々教誨を加へたるに訓話教誨中は至極嚴肅の態度を以て聽聞し感激の極に達して感泣せるもの多數あるを認め 殿下の御仁慈が如何に收容者に偉大なる感化の力を與へたるかは實に測り知るべからず深き思召の程眞に恐懼に堪へざる所にして小官は部下職員一同と共に協力して一層奮勵少年收容者の教化善導に努力し以て此光榮に奉答せんことを期す

一御禮言上 一月二十七日松井行刑局長、吉田小菅刑務所長と共に御禮言上のため高輪御殿に伺候の砌水産製品として台臨に供したる 鯛糠漬 三折 鱈目刺 三籠 を奉呈し鯛糠漬は漁撈訓練實習夫が鹽藏作業の實習として製作したるもの鱈目刺は浦賀少年刑務支所に於て漁撈夫が漁獲し製作したるものなる旨執奏を請ひしに御採納の光榮に浴したり

台覽に供せし漁撈用具並製作品目録

- 一 漁撈用具
- 1、揚操網 2、秋刀魚刺網 3、大鮪延繩 4、びんちよう鮪延繩 5、雜魚延繩 6、雜魚釣具 7、烏賊釣具 8、延繩付屬用具
- 二 製作品
- 1、茶箆筒 2、桶材箆筒 3、書棚 4、桐材火鉢 5、靴 6、册子 海軍四等主計兵運用術砲術教科書 海軍四等主計兵砲術教科書 7、青年團服上衣 8、せうす 9、鯖罐詰 10、花かつき 11、鯛糠漬 21 鱈目刺 13、養殖網



### 戸位の懺悔(七)

#### 三水漁夫

##### ○感化船鎮邊

日清戦役の捕獲艦にして河川用砲艦八鎮の一、僅か百六十幾噸の小型なれど英國製にて頗る頑丈なものであつた、教師兼務の船長、機關長、水夫長、火夫長と臨時廻航の爲め備ひ入れた水夫三名と共に第一課長がこれを受取つて一と先づ神戸港へ繋留し更に大阪藤永田造船所の船渠に入れて大修理を加へ司法省の船籍に登録して碇繋場たる淡路の由良港に廻航した、最高速度十二浬であるが石炭節約の爲め普通八浬に制限した。これにて教育する懲治人即ち感化生は前に述べたやうに、(一)家庭へ歸らすと再犯の虞あるもの、(二)年齢十四歳より十六歳までのもの

(三)修學期二年を經過して一年以内に満期となるもの  
 (四)身の發育佳良にして海員たるに適するもの、(五)意志鞏固にして海員希望のもの等の條件に依り選拔し定員七十名、内航海部生四十名、機關部生三十名を養成することとし、修繕中も賄夫や雑用等に必要なるものあるゆゑ十名だけ神戸へ廻航の當始に乗船せしめた、この十名は主として機關部生にする積りであるゆゑ、修繕の爲め諸機械の公解や接合等を知らしめて豫備智識を興へたのである、修理期間約一ヶ月この間にこれ等感化生は熱心に働いて機械の油差しや石炭の焚き方などは忽ち會得したため、大阪より由良への航海には臨時海員を備ふこともなく水夫長、火夫長の補助を爲して完全に航海した、夫から教場の設備作業の方法等を調べて選定した残りの六十名を洲本分監より移乗せしめたが、最初のうちは身體の不適當なるものや釋放後の關係に於て移動を生じたものありし爲め漸次に十數名をとり替へた、而して授業は午前學科、午後實習及び作業とし夜間は學科の復習である、教場は航海部が前甲板、機關部が前底部の一室、この室に繼ぐ一室がハンモックを釣るす全員の寢室である。また午後作業は

各教室を兼用させた、艦長室を船長以下職員の仕事所とし、船尾の士官室を應接所兼宿直室とした。

實習は頻繁に航行することが必要だが、經費の關係上隔月一回神戸に廻航して洲本分監及本船に要する米麥蔬菜などの運搬に使用することとし、また洲本分監と本船との需用品運搬には附屬の大型ボート二隻……一隻は十二オール、一隻は八オール……を以て練習を兼ね常時往復せしめ時にはこのボートで漁撈をすることにした、私どもがこの船へ巡視するときは商船會社の船で由良に行くのであるが、その時は遙か向ふの本船からこのボートが急速力で商船へ漕ぎ附けて水兵服の少年が建権の禮を以て迎へるのである、海軍々人などがこれを見て動作操艇の敏捷にして整然たることを常に賞讃して居た、或る時のこと小型水雷艇が港外の淺瀬に坐礁したとき、少年が手旗信號を見て直ぐこちらも手旗を持つて互に應答の末救助を頼まれ、二隻のボートは箭の如く漕ぎ付けて直にこれを離礁させたこともあつた、また時の司法大臣岡部子爵が本船を巡視せらるるにあたり、監獄局長小山博士は和歌山から神戸へ來らるるので本船で紀州加太に迎へて洲本分監の巡視を請ひ

更に舞子上陸を願つて本船は大阪築港に廻し、同港で大臣を迎へ港外を巡航した、大臣一行は船内限なく巡檢され少年教授の模様、航行、漕艇の實際などを見られ頗る満足され砲艦にして大砲なきを見て一物を搜て見ても影もなし(豆腐)

これは鎮なりこれは邊なり(温)

など興じられた。その頃の大坂築港は繋碇船も極めて寡く港としての用途より魚釣り場としての築港であつたゆゑ、私も次のやうな即吟を見せたら大臣は知事や税關長が居るから怒らるぞとて笑はれた。

双堤里餘抱浪津 穩波秋暖無煙塵  
 鉅財撤盡果何得 空委四時垂釣人

夫れから船中で午餐を供するうち風雨となつた。波浪高き間を少年の漕ぐボートで安治川棧橋に上陸された、大臣はその間種々少年に向ひ獎勵慰諭されたのである。この操艇の少年はその時の優良生であつたので現今の成功者中の多數はこの漕艇の少年である。

感化船鎮邊は明治四十一年の日露戦捷後の大觀艦式には列外船として外國軍艦の次位に於て參列するの光榮を得た。私は觀艦式所在地の勤務である爲め

供奉艦にて拜觀し御召艦にて御饗宴に列したゆゑ、本船には神戸監獄の幹部が主人となりて京都、大阪の典獄以下重なる方々を招ひて大阪築港から乗船せしめ所定の位置に於て拜觀せしめたのである。列外とは云へ位置、投錨等は面倒なる規定があるので少年生だけでは甘く行くかと多少心配して居たが、この時は既に第二學期の教科を終り練習も積りて居たため、何の支障もなく完全にその任務を果たした、殊に正午頃より風波募りて私ども巨艦に在るものは動搖を感じなかつたが、小型の艦船は波間に翻弄するのを見た。後に聞くと少年等は些の船量もなかつたが、拜觀のため乗船した人々は殆んど皆起つことが出来ず、折角用意した晝飯も食する者なき有様であつたと。ここに至つて私は海事教育の半ば成功したことを心密かに悦んだのであつた。

私は觀艦式には度々御召にあづかつたがこの時の觀艦式ほど感慨深く涙ぐましい思をしたことはなかつた、と云ふのはその前三十六年の時には列外拜觀としての外國軍艦中露國のそれが數も多く且つ精銳を極めた巨大なる艦艦のみで、我が雄姿を誇る三笠朝日級を睥睨して居たのであつた。夫れがこの度は

艦の色こそ我が艦と同様に塗り替へられたがその儘の型で我が艦として艦列に點々雄姿を加へて居る、而かも列外々國艦中露國のそれは片影をも見ぬのである。勝敗の決ここに至つた快悦は心中に躍ると共に若し一朝策を誤り事顛倒したる曉の彼の國に於ける此舉や奚何など心に浮びて戰慄したのであつた。前年のときも亦この度もゆくりなく御卓を共にした昵懇な或る陸軍少將も思ひを同くして感極つて涙をこぼして居た。

○鎮邊に於ける海事教育の成績

二ヶ年の修學期間は終了した、彼等は趣味と將來の希望とを以て極めて熱心にまた眞面目に勉勵した、學科と實習とは彼等をして三等運轉士、三等機關士となる試験を受くるに差支ない程度となつた、しかし年齢がまだその域に達しない。その他水泳、操艇、漁撈にも練達した。かうすら／＼書くといかにも無雜作に且簡易の業であるやうに思はるるが、その間に於ける教師の苦心、作業經營の配當などは容易ならぬものがあつた。殊に二回の脱船未遂、一名の溺死者を見たことは今以て遺憾である。この第

一回の脱船は拂曉に四名共謀して各着衣を頭に括り付け舷上より海に飛び込み泳いで陸に上り逃げたのである。これを追跡すると海岸傳ひで三里ばかりの處、山は峭壁をなして蒼海に突出した行き詰りである、彼等は到底逃げあふせぬと悟り、或る者は巖の上に仰臥し、或る者は無邪氣に鷗に石を投げて遊んで居る、追跡者が遙か手前よりさし招くと歸つて来た、それは三人だけである。「あと一人はどうしたか」と聞くと「跡から來ると思つて居たがもしか町の方へ行つたかも知れぬ」と云ふので三人を連れ歸つたが、町の方へ出た追跡者は踪蹟がないとて空しく歸つて來た。すると夕方になつて渡船當番の者が陸近き海底に沈んで居た一人を發見した、片足を岩の間に挟まれて居て容易に揚げられなかつたところより推察すると、淺瀬と思ひ、立たんとする際足を岩の間に踏み込み挟まれて遂に浮ぶことが出来なかつたやうである筈にかはいさうであつた。第二回の脱船は三人で夜中密かに渡船を舷側より卸し二挺船で紀州へ向ひ紀淡海峡を横斷せんとしたのである、この夜は瀟波高く漁火さへ見えぬ暗夜で、この大膽な企ては逃走よりも寧ろ顛覆が懸念であつた。直に

一隻のボートで沖合遙か漕ぎ出して搜索したが黒い波白い飛沫のほかただ荒れ狂ふ瀟の音のみである。この十二挺又は八挺だての大ボートも今や顛覆せん危険である、小さき渡船の安否を氣遣ひながら漸くにして友ヶ島の嶋かけに漕ぎつけると、遙か彼方の岩かげより哀れな救助の聲が聞こゆる、漕ぎつけて見ると潮に溢れた船中に彼等は備嚙の極に達し僅かに手を舉げて過ちをわびるのである、これをボートに移し渡船を曳いて明るるを待つて連れ歸つたこともある。

失敗の主なるものはこんなことであつたが修業した少年七十名。二十有餘年を経過した今日では他に成功したものもあらう、また死亡した者もあらうが其中の三十七名の半數以上がこの教育に依り成功して今現に活動して居ることば私の豫想外とするところでありまた無上の欣快を感ずるところである。この成績は洲本分監及び鎮邊の教師として不撓不屈寢食を忘れて一意専心教養に當られた松茂智勇氏……現養老保護院小西壽樂園主事……の調査にかかると船に乗つて居るものは偶々歸休の際は氏を訪れたり、また寒暑兩度は師恩を忘れぬため通信を缺か

さないものが多いとのことである、また陸上に在るものはいづれも大阪及神戸附近ゆる音信を通じたり且氏も訪問し先方もまた訪れ来り、懐舊談に耽けること云ふことであるゆる調査は確實である。ここに成功者を業別として掲ぐれば。

修業者七十名 (修業期間二年)

- 現に海員たるもの 二十七名
- 海員たりし後業を轉したるもの 十名
- 現に海員たるもの、業種
  - 甲種一等運轉士 一名
  - 乙種船長 三名
  - 一等運轉士 二名
  - 二等運轉士 三名
  - 三等運轉士 四名
  - 一等機關士 三名
  - 二等機關士 三名
  - 以上十九名 高級海員
  - 水夫長 五名
  - 火夫長 三名
  - 以上八名 下級海員

- 海員たりし後轉業したるもの、業種
  - 海軍機關中尉 一名
  - 海運業兼旅館 一名
  - 同店支配人 一名
  - 貿易商(フランス國へテグス輸出) 一名
  - 新聞記者 一名
  - 玩具輸出商 一名
  - パン製造業 一名
  - 料理店業 一名
  - 船行商 二名
  - 以上十名

なほこの三十七名はいづれも円満なる家庭を有して生計も中流若しくはそれ以上である。就中テグス貿易商の如きは歐洲航路で數年間經驗してこの業が有利であり、且國を富ます一助と考へて轉職したるもので、現に宏壯な工場を設けて多數の職工を容れまた六七人の店員を使用して盛んに業務を営んで居る、これに次ぐは海運業者でこれ亦七八人の店員を使用して共に働き頗る盛大に赴きつつある。

これ等の修業生は一應洲本分監へ移し満期の際前に述べた海員紹介業の手を経て船舶へ乗り込ましたが、紹介業者もまた船舶の方でも教養あるものを得

て大に歓迎した。第一期の教育が終ると第二期の養成にとりかかり更に七十名を選抜して洲本分監から本船に移した。このときは第一期修業生の内で特に成績のよい且比較的満期の遅いものを三名本船に残して教師の補助を爲さしめたから教育と一層好都合であつた。私は其年の暮に横濱監獄へ轉動したがこの第二期生も良好な成績で修業することを遙かに期待して居た。ところが一ケ年も経ぬうちに經費が嵩むと云ふ理由でこの將來最も有望な不良少年救濟事業も廢止され我が國最初の感化船鎮邊も競賣に附せられた。私はこれを聞いて大いに落膽し暗涙に咽んだのである。たとへ經費が多少嵩むとしても斯かる良結果をもたらす此事業の廢止は國家の爲め頗る遺憾とするところである。これを現時の矯正院に比すれば經費はその十分の一にも達せずして收穫の大なるは敢て比較を俟たないのである。

この後二十餘年を経た今日小田原少年刑務所に於て漁撈、水産業の爲め軍艦武藏を譲り受けて少年教育を施さるるに至りしことは私として眞に快心に堪へぬのである。歲月の経過と共に私の試みに鎮邊教育のことは人の多く知らざるところとなり、少年教

育に軍艦を利用するのはこの武藏が嚆矢の如く思うて居る、たま／＼又鎮邊のことを記憶して居たと見ゆる人、某裁判所長の談とて新聞に掲載してあるを見ると「神戸で軍艦を以て感化教育をして失敗したがこの度は成功する」など書いてあつた、失敗どころか前述のやうな比類すべからざる結果を得たに拘らず。私は昨年の紀元節に御召しに預つたとき宮中に於て、鎮邊の海事教育に最も留意され指導を受けた當時の監獄局長小山博士に出會したら「小田原少年刑務所で軍艦を利用するのは不良少年教育に始めての試みか又は前に神戸で試みたのは失敗したとか云ふやうだが軍艦の利用は神戸で既に實行し且顯著なる好良な成績を得たに拘らず無稽なことを云ふものがある」と私同様憤慨されて居たので私も意を強ふしたのであつた。

○其頃の懲治場教育

私は紀律ある訓練を基として彼等釋放後の生活の安定を目的に教化すべきものとの信念のもとに彼等を取扱かつた、學科は一樣であつても個人に對し要否の度に依りこれを斟酌せしめ、作業は個人好適の



# 刑務所の情操教育につき

東京美術學校 助教授 田邊孝次

さういふ所に氣をやつて、決して世の中といふものを意とせぬ。世の中といふものは大抵極まつたものである、無理なことをすれば人に迷惑を掛ける、人間各々分があるから分に過ぎたことをすれば結果が自分に歸つて来る、人に迷惑を與へなければ、金に缺陷が出来るから結局罪を犯す様になる、そこで、自分の欲を思切らなければならぬといふので、流韻事に託した一の宗教の姿を見てよろしいのであります、それでありますから其境涯に入つて見なければ眞の文人畫の味等は解からぬ、有名な亞米利加人でエルネスト・フェノロサといふ人が文人畫といふものに馬の畫を描いて馬の詩を註譯に書かなければ馬だといふことが分からぬ位、下手ものだと思つたさうであります

宗教といふものは基督教であらうが、佛教であらうが皆戒律があります、人生の戒律、人生の獄則を守れば將來は極樂や天國に行けるといふのでありますから、刑務學校の戒律を守れば世の中に出て立派な人間になれるといふことは言ひ得られ又出来ると思ふのであります、唯だ場所が刑務所といふ場所と、片一方は世の中といふ場所と違ふだけであり、是は感情で以てどうしる斯うしると命令で以てやる、恰度羊の首玉を持つて無理に自分の思ふ儘にしようすればあの羊のやうな柔順なものでもそれ／＼の心があるからなか／＼飼主の云ふことを聞かぬ、牧場に垣を結つて遠方から見れば羊はさう垣を乗越えて悪いことをしないのであります、無理にしようとするれば羊でも人に反抗する、反抗するといふことは意志の力であると云ひますけれども、反抗には意志の力も伴ひますがどんな場合でも感情が主であります、感情と云ふのは、情操教育根本になるものであります併ながら一番困ることは刑務所の學校に

入つて居る者は先にも申した通り大人子供であるといふことである、一方大人で人生の色々の經驗をし盡くして居る、一方では性格に缺陷があつて子供である點であります。先程高等學校の寄宿舎の話に致しましたが、此性慾問題であります、刑務所では是は全然禁止されて居ります、此の禁慾させられてゐる人間には當人の思ひ及ばぬ點があつて、非常に取扱ひが厄介である。一例を日本から、外國へ行つて勉強をして居る人にとりますと、中には非常に勉強をして能率を上げて歸つて来る方もあります、中にはさうでない方もあります、どうして能率が上がらぬか人々に依つて違いますが、日本で秀才だと云はれて居つた人は向に行くと成績が上がらない、何故かと云ふと朝から晩迄一生懸命に勉強をして居ります全然カフエー等も行かぬ、女などは「俺わ大和魂を有つて居るのだ」といふやうなことで見向きもせぬ、さうする内に過度の勉強で遂に神經衰弱になつて来る、道路などを通つて居つて自動車があつて

が、それは文人畫人の境涯を知らないで結果だけを見て判断するからさういふことになるのであります、さういふことを考へて見ると色々の意味に於て美術といふものが人間の各々自分の分を守るべきを教へて居る、美術に依つて人間の淺ましい慾を轉換しようとしてゐます、その長い美術史の話をする時ありませんが、要するに、古い時代には美術と政治とを一緒にやり、人間に悪い事をさせぬやうにして宜い政治を布く事に努め、中世以後の畫といふものは人間に一種の悟を與へる、消極的に言へば轉換して諦めさせるといふ様なことになつて居ります斯ういふことを考へて見ると宗教と美術は非常に近い仕事であります。そこで刑務所の情操教育でありますが

所謂、貧すれば鈍するで、さういふ境涯に置けばさういふ風になるものである、多大の望を囑されて西洋に留學させて居るのに、學問よりも何よりもさういふ風で、極端に言へば氣が變になつて居る、さうしてさういふ者に限つて西洋のことはちつとも知らない、着く早々日本に歸り度がつてゐて、録々學問も手につかぬのである、人間が廣義の意味の禁慾をすれば一種異つた状態になる事等を考へて見ますと性慾を禁ぜられ、貧すれば鈍してゐる刑務學校の人々には何が慰安を與へなければならぬと思ふのであります、慰安を與へるにはどうしたら宜いか、美術といふものは宗教と同じく、結構なものであるから新しい行き方で、一つ刑務學校の中で美術の展覽會をやつたらどうかと考へて見ますと、吾々恒産ある者が見て何人とも感ぜぬ半裸体の畫でも彼等が見る感じとは餘程違つて来る、著音器を掛けて哥澤を聞かせるとか義太夫の一節を聴かせる「どう急がるゝものぞない」と云へば吾々が感ずるよりも彼

等は違つた考へで想像するかも知れぬ、其程度は餘程考へなければならぬから、直に娯樂を興へるよりも先づ情操陶冶をしなければならぬ、それなればどういふ風にして情操教育をやるかといふことになつて來ると問題が甚だむつかしくなる、音樂美術と云つても、どの程度のものを見せたら宜いか、普通の者に見せるやうなものを見せたならば、或は反つて感情を挑發して遂には刑務學校から黙つて逃げ出す者も出來て來るだらう、斷りなしに出て來るやうなことを仕向けることは考へ物である。世の中のを忘れて居る時に思出すやうなことではならぬ、母親が子供を置いて使に行つて居るお父さんがどうにか騙したりすかしたりして子供が忘れて居る所にお隣のお上さんがやつて來て「お母さんはどこ」と云ふと子供はワツと泣出す、漸く母親のことを忘れさせたのが元の空阿彌になる、刑務學校の慰安もどの程度迄やるか、折角忘れて居る世の中を思出させるやうなことを一週間に一度宛やつたのでは能率は擧が

るまいと思ふ、先刻から御話するやうにすべからずの一天張りで羊の頸を促へてあつちに行けこつちに行けと云へば羊は脚に力を入れてなかく動かなくなる、さうすると感情問題になるかと棒を振上げて羊を打つといふやうなことになつて來る、こゝが餘程むつかしい問題だと思ふ、今日の刑務教育に於ては時間を正しく守らせて仕事をさせるといふことは完全に立派に出來て居ると思ふ、之を徹底させると共に先刻お話しした作業化といふことをやらせる、講釋ばかりして居ると睡くなる、激しく勞働をさせると興味が無くなる、何も言はずにトロツコを押させるとか、石を運ばせる、幾ら運んでも運んでも石がある、これは昔しの加罰の法である、是ではいかぬ、目的を明示する、お前達の食堂を掃へるのだ誰某は石を運べ、誰某は木を運べ、早く出來上つたならば賞を遣る、是は幼稚な例であります、目的を明示してさうしてちやんと事を分けてさうして之を作業化する、興味を持たせる如何なる方法でも宜いから仕

兼に興味を持たせる必要だと思ふのであります、何故さういふことを言ふかと云ふと興味を持つて仕事をするといふことは、人間は服従だけではいかぬからであります、刑務所では服従しなければ晩の飯に影響するのでありますから、命令に服従するのであります、單に服従してゐるからと云つて是は絶対に從順だといふことにはならない、どうしても心服しなければいかぬ、人を信仰させるといふことはどういふことかといふと唯だ命令ばかりするといふことではない、その爲にはどうしても事柄を分けて言つて聞かせる、さうして事柄を會得した所で事柄を運ぶ、それが一番肝腎なことではないかと思ふ、其運び方は作業化して興味を持たせる、其興味を持つといふことは一つの生活であります、私は刑務教育の中に生活が無いではないかと思ふのであります、生活といふことはどういふことかと口で言へば、朝飯を食つて仕事を夜寝ることであり、生活といふことは毎日同じことをして居るのであり

ます、其生活の蓄積が生涯であります、然し自己の意志があつて此の平凡な行事を繰返してゐる所に生活があるのであります。即ち、或る目的や意志をなきて生活を有たせるといふことが最も良い方法ではないかと思ひます、即ち、其人に或る程度迄の意思を興へる、増根は高いのであります、増根を越えることは小羊には出來ないのであります、完全に其中に入つて居るのでありますから、法の許す範圍に於て之に生活を興へる、此生活を指導して行くには作業を以て指導する、作業化して行くといふことが出來れば私は非常に結構なことと思ふのであります人間の價値には或は夫々定まつた値があるかも知れませんが、併ながら若し其人が刑務學校に入るやうな鐵であつても之に物理的鍛冶を加へたならば鋼鐵といふものも出來るのであります、金銀が必ずしもえらいもので鐵が必ずしも悪いといふことはあり得ないと思ひます、鐵であらうと之に適當の鍛冶を加へれば金銀に優るやうな相當の材料が出來上ると思ふ

のであります、さうしますれば彼等は是迄經驗した社會や其他の何所の學校にも得られなかつたやうな美しさとか、情操とか、物の哀とか、家庭的の暖かさとか人情と云ふか、何かしらさういふものを彼等は作業と云ふ物理的鍛冶の方法で得る、其所に一種の生活感が成立つ、生活感が成立つて生活——の蓄積が將來といふものを考へて、生涯と結び付けて一直線上に置かうと考へるのは人情でありますから、出てから後も之を望むといふことになれば刑務教育といふものも餘程意味あるものになりはせぬかと思ふのであります。

併し茲で一つ御注意にならなければならぬことは、作業といふものはどうすれば宜いかと云ふ事であり、私は作業は單に仕事を熟練させる方のことのみを考へるのではないかと思ふ、鉋の削り方に例をとれば實に旨い何とも言はれぬといふやうな意味の仕事の熟練を目的とする要はないと思ふ、或は工賃を貯金させるとか、工賃の歩合が貰へるとか云つて「お前が働けば金が出來るぞ」といふやうな事に目的とする風ではいけないかと思ふのであります、どうしても是は作業教育の範圍といふものをもつと廣義に解釋して、是は人格的の陶冶、作業といふことは手段であつて、作業に依つて其人の生活を整理し適當に按排して、作業といふもの、裏に隠れて居る人格的教育、情操教育といふやうなもの、丁度佛蘭西の小學校の場合に申した如く、圖畫といふものは畫家になるのが目的ではない、ふものは畫家になるのが目的ではない、圖畫は物を記憶する手段として、或は優美といふことを知らせる手段として、圖畫といふものをやらせるのが適切だといふのに同じく刑務所の作業化といふことも仕事の熟練といふことを目的にするのでなくして、作業に依つて生活感を興へる、興味を興へる、さうして仕事に興味を持たせ、其仕事の連續に依つて將來を考へさせるといふやうな意味の作業をやらせるといふことになれば非常な効果のあることではないかと思ふのであります、勿論副産物として熟練も貯金も出來ませ

う。私はどうかして此作業化といふことを高唱したいと思ひますが、作業が單なる職業的に墮落せざらむことを特に注意したいと思ひます。

私は先日小菅刑務所に参りまして作業技師の關さんの御案内で許されて中を拜見しましたが、建築の立派な事、其通風採光等の設備については吾々の生活以上に完備したのもありまして、最近日本の刑務所制度は殆ど間然する所はないと思ふ位でありました。然し中流以下の人が彼所に入つたならば其所の方が好いと思ふかも知れませぬ位であります。事實は通風を良くし採光をどんなに良くしましても先づ彼所で最も缺けてゐる點は矢張り運用の問題であらうと思ひました。それではどういふ點を注意しなければならぬかといふと、統計に表はれない、表面に現はれない所のものが一番肝要だと思ひます。私は囚人の日記も読んで見ました、教育の程度は底くありませぬ、文字も書いて居る、文章も出来て居る、併し一番彼等に就て感ずることは五感に訴

へる設備のことであり、私は能く注意して觀察致しました、關君が扉を締めるときに態と其鐵の扉を私に締めさせて貰ひました、私は素人でありませぬからガチャンと音がします、さうして囚人の顔を見ましたが十數人の内六人は眉を寄せました、其時彼等は作業をして居りました、其のした瞬間「刑務所だな」と思ふた様に私に感ぜられました、それは非常に敏感であります、ガチャンと云つた時に仕事の能率が止まるのであります、而して、其後は只機械的に手を運かすに過ぎないのではないかと思ひます。それから作品を拜見しました、作品は叮嚀に力を盡して出来て居りますが、出来上つた品物の中に何等の光澤を感じないのであります、總て作品には物それ自身に於て一種の光澤を感ずるのが普通であります。又それが作品の作品たる所以であります。形は出来て居るけれども彼等の作品に魂が入つて居りませぬ、精神が籠つて居りませぬ、その爲めに光澤が無いのであります、而して其原因を或る程度迄私は扉

の音のガチャンに歸したいと思ひます、一生懸命に仕事の對象に興味を有つて努力してゐる、鐘が鳴つて食事になる迄は忘れて居る所にガチャンと音がするサアベルの音がチャラ／＼とする、これは余程神經に影響すると思ひます、私が申上げたことが眞實かどうかは皆様で統計を御取になるとお分りになると思ふ、中には餘程慣れて居るものもありませんが大部分は眉に皺が寄り、幽かでも顔に現はるゝのではないかと思ひます、斯ういふ五感に訴へるといふやうなことは是は刑務所の制度にも建築學の方則にもありませんまいか、さういふことが一番肝腎であると思ひますさういふことからして感情といふもの、尖端が現はれるのであります、小菅刑務所の人達は大体十年以上居なければならぬ人達でありますから其の永い年月の事は充分覺悟して居るが、安んぞ知らん大局のことよりも極く微細な點に仕事の能率や作品の光澤の問題の原因があるのではないかと思はれませぬ、一般の獄衣の柿色が作業服のやうに青い色で

あつたならば或は特定の許されて居る人には、もつと目立たぬ他の色の着物を着せるといふやうなことになるか或はもつと精神状態が好くなるのではないかとも思ふのであります、又不潔になつて居るではないか、成程表面清潔に見えては居りますが、一種の臭氣が致したやうに思ふのであります、此臭氣といふものは物を聯想させるものでありまして、此臭氣といふものを最も巧みに利用したのが宗教であります、カトリックの場合でも、東洋の佛教の場合でも必ず御香の關係があるものであります、此御香の臭、此臭覺に訴ふる美といふものは人間を一番早く恍惚状態に陥れるのであります、ですから外科で睡眠状態にするには物を嗅がせるのが一番であります、此意味で刑務所の臭氣が若しあるとすれば是を改善したならば或は仕事の能率が上り、更に精神上にも影響を及すのではないかと素人考に思ふのであります、併し總て斯ういふことは批評的のことで、御列席の専門家に對して私の如き門外漢が斯ういふ

ことを申すのは失禮であります、私の所感として出来るならば斯ういふことに先づ留意しまして立派な建築にふさはしい内容のものにして行きたいと思ふのであります、それから減食といふ制度はあるかどうか私は知りませぬけれども此減食といふ制度は馬の鼻先に草鞋をぶら下げて居るやうなものではないかと思ふのであります、馬は草鞋を食べたいと思つて歩いて居るのであります、刑務所が此社會の落第生を將來改悛させて善人にして國家の御用に立てるといふ教育であるならば鼻の先に草鞋をぶら下げて一日を辛じて引張るといふやうな消極的な制度は考へものだと思ふのであります。斯の如き種々の所感を述べますのも、要するに全國數萬の刑務學校の學生に適當の指導をして此作業化に依つて興味を興へ其爲に人格情操の陶冶が出来て更に刑務所内の産額が殖えるといふことであるならば國家經濟の上に影響する所が大いと思ふからであります。昔は遠島流罪を科せられた者が其島を開拓したのであります。露西亞は西伯利に罪人を送つて西伯

利を開拓したのであります、日本も北海道を開拓するのに囚人を移動せしめて開拓したことがあるのであります、全國數萬の刑務所の學生が一緒になつて情操教育、作業教育を受けてそれが効果を擧げるといふことになれば實に國家に對して大なる教化事業をした事であり、又それに依つて國家産業に非常に好い結果を興へるといふことになるならば、二重の効果であります、さうして刑務所の生徒が卒業して國家有用の材になるといふことになつたならば現在多額の經費の掛つて居る刑務所は國民が最も感謝しなければならぬ仕事である、此刑務所の仕事は人の氣の附かぬ仕事ではあります、國家の最も重大なる仕事をして居るのであります、諸君の任務こそ國民に對して誇るべき、又最も立派な國家の事業であります。甚だ詰まらぬとでありまして、全く素人考で先刻申上げた通り私が斯ういふことを申上げるのは何かの間違ではないかと思つて恐縮しましたが、命ぜられたこととあります、どうか私の感想として聽流しを願ひたいと思ひます。(終)

# 行刑の地方化

## 一、緒言

茲に所謂行刑の地方化とは、今日の行刑が其の意の廣狹を問はず、外來文化、施設の模倣的な域を脱し、大にして言へば、日本傳統固有の眞實なる國民性の上に、小にして論ずれば、各地方特有の人情の上に、行はれるを指すのである。蓋し近世行刑の目的の上よりしても此「地方化」こそ又一理を有し、或は改過遷善の上に、多少の益なきにも非ずと信ずるものである。

## 二、刑務所の地方的施設

現在刑務所々在地を一覽すれば(行刑法規參看)

津川清

本所たる刑務所 四七  
支所たるもの 三九(内地)  
特設刑務所 九

の如く配置せられてゐる。其の建築は先づ最近改築のモダン刑務所以外は尙往古の牢屋的氣分の濃厚なる、所謂監獄式建物たるを免れないもの、様である。凡て建築は、文化の高低を表徴する。今日の刑務所が、時代順應の行刑を叫ぶならば先づ其の外形の刷新を要求する。然し建築は必ずしも文化的、乃至は所謂モダンのなるを要求するものではない。其の所在地方に適應した刑務所建造たるを要求するものである。例へば平屋建瓦葺の

多い地方に於て鐵筋コンクリートを誇る刑務所が、建築されたと假定すれば、其の對照は餘りは皮肉である。刑務所は要するに其地方地方の發達程度に伴ふた建築でなければならぬ。其處に行刑の時代順應を表徴する所以がある。質朴な地方に於て徒らに嚴めしい外觀を持つ所の刑務所は、學校たり、療養院たる今日の行刑主旨には合致しない。今日の狀態では其地方民に與へる感情から、何時までも舊式の牢獄であると言ふ觀念を取り去ることは出来ないものである。社會適應の行刑思想が漲つてゐる今日、刑務所の地方的改造、刷新こそ目下の急務ではあるまいか。

## 三、地方的分割拘禁

明治十四年より同三十年九月迄の行刑費用の地方費支辨であつたことは沿革に依つて明らかである。そして其の收容者を一瞥すれば、概ね地方人の收容に止まつてゐる。それは經費の關係から他地方の囚人まで收容し得なかつた事情も一として、其根本は今日の再犯防止たり、改

善たるの行刑目的とは、稍其の運用を異にし、一の應報的、威嚇的行刑に過ぎなかつたが故である。地方費の支出を防ぐが爲めに、地方囚人のみを收容し、各地方廳共それを固守してゐた事も否定出来ない事であらう。然し今日の改善行刑の目的よりして、茲に所謂此の地方的分割拘禁は大いに、其の運用なり目的を異にしてゐるのである。

### 地方的分割拘禁の長所

- 一、徹底的に個性觀察の出來得ると
- 一、人情、風俗、言語、動作の同一であるが故に指導、統一の容易なること
- 一、歸善精神の促進を期し得ること

等に大別する事が出来る。之は前者の地方的收容との對比ではない。今日の混合的拘禁の現状との對照である。今日各府縣に配置せられた刑務所は、多く其地方人の拘禁かも知れない。此混合拘禁は訓化改善指導の上に見えざる支障を生ずるが如く觀察せられるのである。此處に純然たる地方的分割拘禁提唱の因がある。都會には都會の有する特殊の人情が

あり、言語、動作がある。地方には古來傳統の人情、風俗、言語、動作が流れてゐる。眞實なる人間性は、小なる地方に生れて、大なる國民性と化して行くのが常である。今日の行刑は道德の行刑である。愛の行刑である。蓋し其の美果は即ち大なる人情の運用に據らなければならぬのである。それには勿論刑務官の同一地方の人情に育つた者でなければならぬことも一ツであるが、それより彼等の朝夕顔を見合はせる一同が、同じ地方の人情に育つた者なることを要件とする。或は廉恥心を起すが如き事もある。かも知れぬが、それは永久性を有するものではない。一時の廉恥心は直ちに「同病相隣む」の同情と化して行くことが多いのである。良心の働きは、多く同情に依るものを見出すことが出来る。同情は人間の本能として、同一地方の人間に於て一層深いものがある。文豪トルストイの小説には監獄を背景とし、或は題材としたものを見る事が出来る。其の筆致は多く精細微妙を心理作用に働き、人情の機

微に至つてゐる。「流刑者」とか謂へる小説は、其クライマックスに當つて、良心と人情とが躍動してゐる、其の梗概は「露國の或町の商人が、無實の罪で寒いシベリヤに流されて二十六年間の苦役に服せられた。處が二十六年振りに彼と同じ監獄に其當時の眞罪人が送られて來た。彼はそれを聞くと、長い間心を苦しめ、體を苦しめた、彼奴を如何にして呉れようかと煩悶の二週間を送つた。丁度二週間目の夕方、彼の允許の遠くに土が動く、大男の顔が現れた。其男こそ眞の罪人たる某であつた。「おいお前は俺を訴へる積りか、殺す積りか、俺はこの二週間この抜け穴を掘つてゐたんだ」彼は悪人の本性を現はした。然し煩悶の揚句の彼は「訴へるか訴へないか考へてゐない、只神の教へに従ふまでだ、俺は殺さなくてもよい。この二十六年間既にお前は俺を殺してゐるのだ」と答へた。悪人は彼を睨んだ儘穴へ引つ込んで行つた。翌日其穴が監視に見付かつて囚徒の詮

議が始まった。彼は典獄に責められた。然し彼は「何も申しません」で通した。其夜彼の足許に泣いてゐる者があつた。「許して呉れ、俺が全く悪かつた。この二十六年間お前を苦しめたのは俺だ、嘸腹も立つだらう、それなのに能く今日俺を庇護して呉れた、早く俺を訴へてお前の無實を申出て呉れ」悪人は眞心から彼に膝まづいた、彼は共に手を取つて泣いた」(後略)

と謂ふ筋である。之は良心と人情の一致した一種不可思議な力の小説である。人情の機微が躍動してゐる。世に未だ一部の小説界は、動もすれば監獄を陰惨な暗黒なものとのみ視てゐる。然し此の杜伯の小説は、事實問題の一として考へてみ度い。それは人對人の情の力が改過の上に如何に良き働きをなすものなるかを示して居るからである。此一小説からヒントを得た意味からしても、近世行刑の目的が、改善であるとするならば、私は須く人情、風土の上の行刑主義を提唱する者である。眞の悔悟は人情の一致に據

つて得せしめたものでなければならぬからである。其の人情での訓化は論じ来たつた如く、地方的分割拘禁に依つて最も確實に又明確に現はれて来るべきものなる事を信ずるからである。異つた地方人の人情と風俗等の關係は外部からの觀察に依つて知り難いものである。要之地方的分割拘禁の意義は、今日の配置刑務所が、須く地方の犯罪人拘禁制度に依り地方特有の人情、風俗の上に特有なる眞の感化行刑を施し度いと謂ふのである

#### 四、刑務官吏の採用

今日の刑務官吏は、往時の牢番ではない、只彼等の看視のみが刑務官吏の職務ではない、學徒に對する教師であり、病人に對する醫師であり、子に對するの親であり、弟に對する兄の氣持ちでありたのである。それが近時刑務官吏の重大なる職責たる所以である。社會が與へた使命である。其職責、使命の本分を全ふする刑務官は、收容者の地方的分割拘禁に對して、又地方人たる刑務官吏でなくてはならない。地方の人情に通じ、地方

の人情に育つた者の採用でなくてはならないのである。訓化の行刑に於て異つた人情、言語、動作に依つて、それを行はんとするが如きは其根本に於て缺陷のあるを見逃すとは出来ない。收容者に直接する看守の職務に於て殊に然りである。地方的分割拘禁に依る行刑の必須要件として此吏員の採用問題が重要である。收容者の言語動作の一致に依つて眞の感化行刑の實を擧げ得るのである。嚴然たる事實の人間本能問題として、此地方的色彩豊かな凡ての施設こそ本來の主義に合致し最終の美を成し得るものと信ずるのである。

#### 五、結 論

一、拘禁は收容者の居住地方別にすること  
 二、行刑は地方特有の人情、風俗を土著に適合とすること  
 三、刑務官吏は其地方人たること  
 等の如きものになるのである。斯くて地方刑務所の特色に依つて、内面、外面共地方順應の行刑が眞の意義を成すのである。刑務所の外觀が一通り時代に適應して居れば、其内部的施設も決して、時代遅れの弊を醸す事はないのである。其地方の有する特別な事物の上に、常に行刑は適應して行くのである。同地方の人間性に依つて、收容者同志の改善も、刑務官との心情一致に於ても、今日以上の實績を擧げ得ることを信ずるのである。行刑の地方化は決して其昔に於ける地方費支辨時代の如き經費問題でもない。況や應報的、威嚇的な意味に依るものではない。一人でも多く良き社會人に復帰せしめむとするのが本論の要旨である。實に行刑の地方化こそ其前提であり又目的に向つて働く處の第一歩ではあるまいか。(完)

#### 構外作業の擴張を論ず

懲役は監獄に拘置し定役に服すとは刑法第十二條の定むる處にして監獄法第二十四條には作業は衛生經濟及在監者の刑期健康技能職業將來の生計等を斟酌して之を課す。十八歳未満の者に課すべき作業に付ては前項の外、特に教養に關する事項を斟酌すとの規定を見るも刑務作業は刑事政策の要求にして、自由刑執行の要素たるは論を俟たざる所にして「十八歳未満の者に課すべき作業云々」は其發育旺盛なる時期なるを以て一旦其處置を誤らんが行刑の本質に反する事あるを慮りたる警告なり。

然れば受刑者に作業を課する目的は多々なりと雖も健康と就業常習の養生にして其収入を以て行刑費に充當するは經濟觀念より生ずる副産物なり。故に彼等に作業を課するには常に良く自由刑執行の

吉 田 清 麻

目的を考察し、社會諸般の事情を斟酌し賦課すべきものなり。然れば現在行刑に於ける作業施設を以て満足すべきに非ず更に進んで構外作業の擴張を提唱するものなり。

抑々犯人に裁判官が刑を言渡したる場合其刑は絶体不動のものとして刑期満了に至り釋放するが如きは刑務官吏の無能を發揮せるものにして、其刑期異動性を有し行刑の可否により刑期伸縮影響する所あるは刑法第二十八條假出獄の規定を見るも明かにして現今絶体不定期刑制度の論さへ起り改善の曉は今日入所し、明日に至り釋放するも刑罰の趣旨に反するものに非ず。只其規定中有刑期は刑期三分の一、無期刑は十年経過云々は其情狀觀察期間を與へたるものにして、規定期間中には諸種の方法を以て彼等の情狀を觀

察し假釋放條件充分なりと思料したる時は、直ちに釋放すべきものたるは論を俟たず。然れば彼等の行狀觀察に就而諸外國にては累進制度を採用し、假釋放の前兆として相當改後の状態ある者をして、刑務所用辨の爲外出せしめ、又は郊外散歩を爲さしむる等其適正を期しつゝあり。我國にては未だ其制度を認められずと雖も之が前兆として相當改善の域に達したる者をして農業、殊に開墾作業等の構外作業を課し以て、其行狀等を詳細に審議し、改善保證の程度に達したる者を進んで假釋放に至らしむべきものなり。今其構外作業の概要を論ぜんか。

釋放者の受刑中と釋放後の境遇に激變を與へざること。受刑者は刑期間中刑務所内にて自由を束縛せられつゝあるが故に社會の進歩に遅れ生存競争場裡に順應せざる場合あるは疑はざる處にして、受刑者若し改後の状態あり。又は刑期満了により相當の改善を認め釋放するとも、斯は煉瓦堀内限り、

改後即ち僞善にして刑務所内に於て受ける處遇、又は他囚の影響と釋放後に於ける社會民より受ける生存競争上に於ける感應とは各々異なるが故に、釋放後に於て遂自己の進路を妨げられ再犯を繰返す等の場合多し。若し斯ることなしとするも行刑作業にして何の爲に煉瓦堀内に於てのみする指先作業にのみ甘んずる必要ありや、大いに構外に出で土壤と親しみ漸次的社會觀念に接觸せしめ、釋放後は路頭に迷はざらしむるの必要あり、此點に付或論者は構外作業に嚴正なる行刑を行ふには不適なり、又逃走等の犯則行爲の機會提供なれば可成的構外作業を減ずべきなりと唱ふるあり。勿論嚴正なる行刑は覺束なきも假釋放の前兆ともすべき期間なるが故に必然的に其行刑を緩和すべきものなり。又逃走等の事故の増加は免れ能はざる現象なりと雖も逃走に於ける被害は國家の權利にして國家は或者を救はんが爲に其權利の一部を犠牲にするものなるが故に毫も損失を認むることを得ず。又斯る危險なる改善の域に達せざる

者ありとせば、之を全然隔離し逃走等の犯則不可能なる煉瓦堀を以て機械的に拘束し、空しく刑期を過ごし釋放するが如きは尙更國家の爲不利益のみならず、刑罰の趣旨にも反する次第、即ち形式的行刑に勝利を得たりとするも、實質的行刑に於ては毫も得る所なし。現在の行刑に於ては機械的戒護を以て彼等を處遇するは消極的行刑にして、積極的改善を計らんに精神の之を遇せざるべからざるが故に構外に於ては嚴正なる行刑を執行し得ざると言ふも、一面には相當改善に達しつゝある者をして就役せしめ、強健なる体力養成と共に一方構内の陰鬱性より脱する相當の慰安とにより不知不識の間に改善せられ良民に復歸せしむべきものなり。

農村疲弊を救済し、一般民間の生活安定を期す。近時好奇心に充ちたる農村青年男女は都會生活にあこがれ次第に都會に集中し、爲に都會に於ては人手に剩員を生じ、不景氣状態に向ひつゝある。一面農村には

人手少く米麥も年々減收しつゝあり。農村の開発は到底覺束なく爲に米價は次第に騰昇し愈々生活に不安を來さしつゝあり。我國は一小國而も米を以て食とするが故に、一部農村の疲弊は直ちに生活に累を及ぼすものなるが故に、山間僻地と雖も之を等閑に附するとなし、開墾耕作に務むべきなるも、其開發には相當の資本と期間とを要するが故に眼前の利益のみを目論とする農民は之を忌みし居るものにして斯の如く一時の收支相償はざるも國家の産業發展上有利なる場合國家之を企圖すべきは重大なる責務なり。現在北海道乃至樺太等の移民奨励として多額の補助金を交付しつゝあるが如きは之に類するものにして斯る必要を認めたる場合國家として相當の使役を有するが故に間接的に補助金を以て開發に務むるよりも國家自ら之に當り直接に其責務たる開發に務め、一般國民生活に安定を與ふべく刑務作業として農業其他開拓作業を就役すべく擴張するの必要あり。

民業壓迫を避くること。

刑務所作業の民業壓迫に及ぼす弊害は今更認めらるゝに非ずして、當局に於ても之等を考慮し、官用主義を採用し其弊を緩和し居れりと雖も十數万の收容者にして、僅かの業種を以て賦課しある作業なるが故に現在刑務作業の奨励を強ふれば裏面直接間接に民業壓迫を招致するは勿論なり、構外農業並に開拓作業は全然之に反するものにして之等壓迫は就業人員多數なるが故に其人員を減じ、其壓迫度を緩和すると共に一面未開地を開拓して耕地を開き一般社會の農業を奨励し、又は收容者を農業に就役せしめ、目下不足しつゝある米穀の増收を得、米價調節案の如きも容易に解決し得るものにして一般社會の生活に安定を與ふるものなれば釋放者の生業も順調に之に就くを得べく延て再犯率も又減少し得るものなり。

純朴なる勞働精神の養成に務む。近時犯罪者、殊に累犯者を職業別に之を見るに商業者、殊に其の率大にして鑛業之に次ぎ農業従事者に至りては其率頗る減少せり。之農業は犯罪の機會を得ざる

關係もあるべきと雖、概して其勞働の神聖味を感じ純朴に向ふに外ならず。筋肉勞働は怠惰性を矯正し勤勉摯實の美風を涵養せしむるに好適のものにして、其就業又頗る簡易にして釋放後生業とするにも容易なるが故に生活の基礎を築き再犯を繰返すが如きことを可成的減少し得るなり。

少年受刑者には構外殊に漁獲作業を科す。此點に關し當局既に企圖し、小田原少年刑務所に海軍の廢艦を利用し、漁獲作業を試みつゝあり、其結果未だ知る能はざるも漁獲は無資本、無盡蔵にして我國家の作業としては之に増したるゝなるべし。他の作業は器具材料を購入し、之が製品販路に就ても相當考慮を要す。然れども漁獲は資本として少數の漁獲器具にして容易に之を得、漁獲多量なりと雖も市價に影響し、民業を壓迫するが如きこと皆無なり、即ち漁獲成品は之を鑛詰、又は乾物とし各刑務所に供給收容者用として採用し、尙遠洋漁獲等にて多量の成

品あるが如き場合は、之を肥料として製出し、政府自ら困惑し居る肥料管理法案等も其内容緩和の一助ともなり得べきなり。然而之が従事により得る心身の練磨又大にして刑務所は既に少年受刑者に軍事教練を認め陸軍歩兵操典により訓育し居り、相當効果ありと雖も我國は四面環海の海國なるが故に、海事思想の普及即ち海軍々事教練の施設も又急務なるが故に前述漁獲作業の賦課を擴張すると共に全少年受刑者に海軍思想の普及に務むべきなり。

結 論

刑務作業は現今非常なる好結果を齎し經濟上に於ても相當効果を納めつゝありと雖も刑務作業の要する目的は、釋放後の生業に勤勉躰實なる精神の養成なり。然而現在の作業賦課、勿論其勤勉精神の養生に不適ならざるも、各刑務所は我利目前の利のみに走りつゝあり、斯くては民衆壓迫隨て不景氣を招來し、釋放者をして生業の選擇に迷はしめ再び犯罪を重ねるの場合なしとせず、社會一般の福利を

他に觀て迄も刑務作業を獎勵する必要存せず。刑務作業は刑務所其者に非ず、國家の作業なり。然れば國家は行刑規律の許す範圍内に於て斯る受刑者を使役し國民の福利増進産業改發の爲、未開地の開拓、農業、漁獲等の構外作業を賦課すべきものにして相當改善の域に達しめる受

受刑者教化と賞揚に就て

(一)

行刑の目的が因果の理法に基き執行せられた時代には、處遇萬般總てが悉く加辱的な意味の含まれざるはなかつたのである。無論そんな時代には、受刑者が如何なる善行を爲した場合でも、是れ賞揚し、その善心の萌芽を益々培養し誘導するなどの積極的處遇方法など微塵も考へられなかつたのである。唯、彼等の言動が善であらうが惡であらうが、一も二も

刑者の上級處遇として出役せしめ行刑の幾分を緩和すべきものなるが故に行刑上規律を紊すが如きことなく、漸次的に社會に接觸せしめ釋放の曉は受刑中の處遇と激變せしめ社會に順應性を齎らしむる爲、構外作業の擴張を望む所以なり。

泉 千 藏

なく叱りとばす事に依つて事足れりと考へて居たのである。換言すれば如何にせば彼等により痛苦を與へ得らるゝか、行刑の中心であつたのである。併しそんな時代は既に遠く距つる何世紀かの昔の夢であつて、現時の行刑は如何にせば合法的社會生活に適する人、即ち良民を造り得るか、中心問題となつたのである。それには法規の改廢も是非必要問題であらふ。是に伴ふ施設改善も急であらふ、しかし百の法典より一處遇

の適切」と云ふ事が最先の急務である事は敢て私の腹々を要せざる處である。併し果してそれだけ處遇の重要な事が一般刑務職員に理解せられて居るであらうか？……。

所謂、傳統的な惡習の殻を脱し得ずして「受刑者に笑顔を見せる事は禁物である」とか或は「受刑者を賞揚すると増長する」とかと云つた様な、一も二もなく叱りとばし事理如何に關せず手も足も出せぬ消極的、退嬰的處遇方法を以つて能事足れりと考へて居る、刑務職員は居ないだらうか？ 無論彼等を處遇するには飽迄嚴肅そのものでなくてはならぬ事は云ふまでもない。無意味な笑顏の安賣も禁物なれば、根據のない賞揚の濫發も無必要である。要は機に臨み變に應じて彼等の心理的變化を巧みに利用し指導誘掖に努むる事ではなくてはならぬ。

(二)

受刑者を教化指導せんとする吾々刑務職員は常に「嚴正無私」をモットーとし

苟も彼等の犯罪行為のみに着眼し、是を摘發すべく虎視眈々たるが如き事なく、彼等が善行を爲したる時は飽迄是を賞揚し益々その善心の萌芽を培養せんとするの心懸が肝要である。

然るに、所謂一種の職業的心理から受刑者が逃走はせぬか、犯罪はせぬか、胡麻化されはせぬかとの觀念が始終腦裡を去らない結果自然その心眼は清く美しく正しき見方をしないで兎角猜疑的觀察に墮し、清きを清きと見ず、美しきを美しきと見ず、正しきを正しきと見ざるに至るのではあるまいか。斯くては何時の世に至りても赤煉瓦の臭ひと牢番の名稱は去らないであらう。

尤も彼等の善行に對しては賞遇の制度もあれば賞金給與の規定もあるが、それは持續的善行を（尤も賞金給與に該當する行為は一時的善行であるが）表彰するもので一時的善心の發露に依つてあらはるゝものではないのである。改悛の情顯著なるもの（即ち持續的善行者）元より是を表彰すべきであるが、一時的善行者

即ち何等かの衝動に依つて良心の發動した其瞬間をとり、へて巧に賞揚し一歩一歩善行を積ましめ依つて持續的善行者を養成する事が肝要である。

一口の雜談でも規律違反の名の下に懲罰に處する規定ある以上幾し些少なる善行と雖も是を賞揚善導するは當然すぎるほど當然の條理ではあるまいか。然るに兎角此事なきは畢竟受刑者には「善心なし」との盲斷によるもの即ち或意味に於て改善不能なる事を裏書するものではあるまいか。今や犯人の中に改善不能者があるや否やは常に議論の焦點となつて居る。又吾々刑務職員が牢番に過ぎざるや否やは此議論の結果に最も關係の多い事ではなくてはならぬ。故に吾々は飽迄もその實証に基き改善不能の文字を否定する事に全力を傾注する事が本然の職責ではあるまいか。

(三)

彼のウエーベルは云つた「物の感覺差」と云うものはその刺戟の大きさに比例し

で鈍くなつて行くものである」と屢々強く打たると終には強く打たれてもそれを感ぜなくなるものである。それと同じく受刑者は常に陰惨にして情味に乏しい生活に馴れて居る、否、精神的にも物質的にもさうした境遇を續けた結果が犯罪を生んで居る事は統計の上に見るも争はれざる事實である。故に彼等を處遇するに腕力、暴力は勿論權力に依る脅迫的或は威嚇的の策に因るは何等の刺戟なきは勿論邪氣曲心のしれ者を一層さうした者にするに止り何等の効果をも得る事は出来得ないのである。これに反し彼等が兎角味ひ得ざる温情と慈愛を以つて接し犯罪行爲を探す眼で善行を探し折に觸れ時に當りて其善行を賞揚し激勵すれば蓋し百度の懲罰よりも其一度の賞揚が如何に彼等を發憤興起せしめ得るかは敢て私の論ずるまでもないと思ふのである。

或は處遇の一斷片なりと輕視せらるゝ結果ならんと思料するも私は決して輕視すべき一斷片でなく寧ろ處遇の骨子であると思料するものである。俗間に傳へらるゝ兒童教育上の語に「馬鹿馬鹿と云つて育てると馬鹿になつてしまふ」と云はれて居るが、恐らく是は一も二もなく叱りどばして養育すれば拗めた心か、いじけた心か、のしれ者になつてしまふと云ふ意味であらふ。又その反面に「お悋好お悋好」と云つて育てると子供の心が必らず温順となり智慮に富み將來の利器を造るに至ると云はれて居る。受刑者即ち社會上の幼兒である、彼等を教化薰育し社會有用の材を造るには普通兒童教育上の觀念も又取入れて是を利用する必要がある。

(四)

扱て私は思ふ、受刑者の善行が眼に映じない原因？ 映じたりと雖も是を默殺するの原因？ は要するに眞に慈母の心に立脚し絶大の慈愛と温情とに依つて彼

等を感化せんとするの熱情に缺けて居る結果ではあるまいか。繼母が繼子を監視する様な眼で居たならば如何なる善行も美德も惡の躍り邪の乱舞としか見えないであらふ。そんな事ではパレルモの一人獄者が云つた様に「監獄は犯罪者の隠れ場所であり犯罪者製造所」に終つてしまふのである。私は尠くとも眞の慈愛と同情を打ち込んで慈母が愛兒に對する觀念で接したならばよし、多少の缺點があつても眼に映じない反面に總てが善行の輝きとなつてあらはれ憎惡觀念は愛着の念となり、叱咤怒號の聲はやさしい賞揚の聲と變るに至ると思ふのである。斯くて始めて彼我の人格的結合が實現せられ一歩一歩改過遷善の殿堂に近づく事が出来ると思ふのである。

(五)

某教育家は云つた「兒童を賞する事はなか／＼困難な問題である」と私は短かい此語の中に眞の教育家としての立場が泌々と意識せらるゝのである。即ち兒童

を賞するには賞するだけの價値を教養しなければならぬ。そこに教育家としての苦心の存する處であると思ふ。即ち價値のない賞揚は低賞濫賞であつて百害を招くとも一利をも得る事は出来得ないからである。

吾々が受刑者を賞揚するに於ても賞揚するだけの價値ある人間に教化し然して賞揚するのでなくてはならぬ。そこに刑務職員としての苦心があるのである。唯一時押への便法からの賞揚では三文の價値もないのみならず様々なる弊害を醸すに至るのである。

(六)

私は今受刑者教化と賞揚に就て卓見を論じ來りて思ひ浮べるのは彼の蒲田泣董氏の『茶話』の中に「そろ／＼が虫が穴から出る頃となつた。このなが虫がしなやかな草の上を這つて居るのを見てすぐ思ひ出されるのは『監獄に罪人をたゞき込むのは丁度蛇を竹の筒に入れて置く様なものではいつて居る内だけは眞直ぐ

になつて居るが一人這ひだすとすぐ曲りくねる奴さ」と云つた言葉が書いてあつたこれは色々な罪を重ねて終には人殺の大罪までやつた重罪犯人が云つた言葉ださうであるがなるほど、領かれる節があると思ふのである。即ち彼等の言動が善であらふが惡であらふが事如何に關せず一も二もなく抑壓し丁度此言葉の様に刑務機關の活動總てが一時押への竹筒式效丸的の行刑に墮する様な事があつては、所謂吾々は何時まで半番の汚名から脱する事なく又、刑務所は良因を作り得るも良民を作り得ずとの誹謗から免れ

得ないだらう。最後に私はマコノキが人の優先慾を利用した事、オスポーンが人の自尊心を利用し改善に努めた事は周知の事實であるが最早吾々も徒らに制度や規則にのみ立籠り終局の目的に支障を來す様な事があつてはならぬ。それには飽迄も彼等の人格を尊重し、犯罪行爲や欠點のみを探す眼で善行即ち良心の動きに眼を着け是をとりへて心から賞揚し益々善道に向つて堅實な歩調を辿らせたいた事を今一度強く叫んで本稿を終りたいのである。

(完)

會員推薦

本會基金左記寄附者を本會贊助會員に推薦せり

- 金百圓也 高崎市 芥川辰次郎
- 金百圓也 富山縣氷見郡熊無村新保 片折稔豊



# 詩人千代尼

大溪贊雄氏

破る兒のなくて障子の寒さかな

なんとといふ悲痛な人生であることか。不幸な詩人加賀の千代の一生涯。すべての偉人文人の多くが恵まれざりし生をもつたやうに、彼女も亦笑多き生をこの世に享けたのであつた。彼女は今から二百三十年程の前、雪深い北陸の小邑松任町に住む福増屋六兵衛といふ經師屋の娘として生れた。貧しい家は彼女を十一歳の時、俳人岸大眠の婢として送つた。幼い彼女が、その時彼女の主人から詩的萌芽を興へられた事に疑ひはない。それから一年、彼女は金澤に喜多村雪翁の小間使としての自身を見出した。二年たつた後には、生地酒造家相河屋武

右門の家庭に興味豊かな主人から俳句の道を授けられた彼女であつた。十六の歳にはもう支考の門人として多少の文名をかち得た彼女。支考が彼女を初めて發見した事の喜びを、彼は自分の友に手紙で書き送つてゐる。この當時の句に「行春の尾や其まゝにかきつばた」がある。かうした詩操に富んだ彼女が福岡彌八の妻としてあつたのは十九歳の時であつた。しかし彼女はその風貌が醜かつた。彼女はこれをどんなにか氣がねしたことであらう。「誰かろか知らねど柿の初ちぎり」といふその時の句が彼女の心持を如實に示す。併し彼女の自分の姿態の美しくないのを愧づる心持はやがて超越の心境にすゝんだ。彼女が京都へ上つた或時、或人か「炎天に火を吹きそらな鬼瓦」といつたのに「ひとかゝへあるも柳は柳かな」と平然と笑つてのけてゐる。このあたり禪僧の如き落ちつきをもつてゐるではないか。結婚してからの彼女は幸福であつた。夫が彼女を愛した。彼女も夫を愛した。さうして翌年には男の子が生れ

た。彌市と名づけた。しかし幸福の鳥はいつまでも彼女の家に止つてはゐなかつた。七年たつた年、夫彌八は病床に呻吟をした。彼女は子を背負ひ、姑に仕へつゝ、孜孜として枕頭をみとりした。彼女の頬は、夫の頬がこけると同時にこけていつた。さうしてその年七月、遂に夫は返らぬ旅に旅立つた。「起て見つ寝て見つ帳の廣さかな」彼女の腸を斷つ憂悶は遺憾なく吐露されてゐる。彼女の生も亦運月尼の如く受難に閉ざされてゐた。かうした恐ろしい閉ざしてゐる中に第二の不幸が黒い姿をして忍びよつた。「破る子のなくて障子の寒さかな」たつた一人の、あどけない子供彌市は父の跡を追つて三途の河邊に永遠の別離をつけた。「蜻蛉つり今日は何處まで行つたやら」彼女の嘆きは深い、泣いても泣いても盡きせぬ涙があふれ出る。他家の子供を見れば、ぼんたうに一茶が歌ふたやうに「露の世は露の世ながらさりながら」世を、人を、天を恨みる心持もあつたであらう。不幸なる若き彼女よ。

あとには姑と彼女とがガランとした家の中にボツネンと取りのこされた。雲深い北陸の冬の陰鬱さが尙更らに暗い蔭をひいた。それからの彼女はひたすらみ佛の慈みにする心境に向つた。俗世の妄執、浮世の榮華は彼女にもはや用はなかつた。姑に離縁された身を彼女は聖興寺の師の許に急いだ。尼僧！尼僧！彼女には佛の道にすゝむ事のみが唯一の道と思はれた。彼女は剃髪した。緑の黒髪をまだうら若い二十七の歳にバサリと剃つた彼女であつた。「髪を結ぶ手のひまあけて炬燵かな」しかし、多感な彼女のその句の裏には號泣と苦悶の姿がかくされてゐる。悟つたやうな表現の底に泣きぬれてゐる彼女の姿をまざまざとみるではないか。しかし、彼女は安住した。信の世界に「永遠の平和と喜びを感じた。彼女は藝術と信仰との二つの道に生きた。「ともかくも風にまかせて枯尾花」彼女はミダ佛の救ひの中に完全にあつた。「葉も塵もひとつ壺や雪の花」「根は切れて極樂にあつた枯尾花」彼女の心境はまかせ

きつてゐた。一茶の句に「ともかくもあなたまかせの年の暮」とある心境と、彼女の心境は同じではないか。彼女は輝いた。「宿かさぬ人のつらさを情にておぼる月夜の花の下伏し」といふ蓮月尼の如く逆境を恩寵の生活に暗さを明るさに轉換した。以後の彼女の生活には、信の輝きと初夏の風の如きすがすがしい自然觀照とがのこされた。彼は芭蕉の如く、西行の如く、旅から旅へと出た。「道々に残した聲や時鳥」「照るもよしふるも夏野や道すがら」「大根の肩あらはれて夜寒かな」「夕顔やものゝかくれて美しき」「行秋の聲も出づるや瓢から」「朝顔に釣瓶とちれて貰い水」一寸思ひ出しても彼女の自然觀照のすなほな心がうなづかれる。

かくて彼女はたゞひとり「月も見てわれは此の世をかしくかな」といふ句をのこして、佛陀のみ胸にかへつていつたのであつた。時に彼女七十四歳苦難から幸福に價値の轉換をみいだした彼女は、永遠に人々の胸の中に、すがすがしいさう

して颯爽たる姿を残すであらう。

## 業務を樂しむの心

加藤咄堂氏

世の多くの人は皆絶叫していふ、「吾等を救ふの人は何處にかある」と、されどそれは甚だ遠きに求むるに及ばず。其人こそは汝なれ、予なれ、抑も亦吾等各人なれ」

アレキサンドル・デュニ

忠實業に服し、誠心誠意を以て自己の全人格をその仕事に打ち込むと云へば、如何にも苦しく如何にも辛いやうであります。その仕事に全人格を打ち込むときは、苦しいとか辛いとか云ふ感じも全く忘れてしまつて、其仕事の出来榮に自己衷心の満足を感じるものであります。苦しいとか辛いとかいふ感じの伴ふ間はまだ仕事に専心になることが出来ないものであります。専心に仕事をして居るには熱さ寒さも忘れ、仕事を止めてから却て寒さ熱さを感じるのには、吾等の日常の經

暇にても見得べき事實であります。我れ我れを忘るゝは藝術の境であります。事に熱中すること此の如くなれば苦しい辛い所でなく却て興味が湧き出づるものであります。若しそれ研究の心を以てどうすれば此仕事をより善くし、より完全にして行けるかと断えず工夫を凝らしてやつて行きますれば、昨日はかうやつたが今日は一つかうやつて見よう。今日はこれだけやつた、明日はこれ程やらうと其仕事に興味を覚えて、他人が休めというても休まない程になつて行くものであります。かくて繰返し／＼やつて居ります中には、初めは嫌や／＼やつた仕事にも熟練が積んでまゐりますと、熟練が興趣を生み自ら他人の知らぬ愉快を感じるやうになるものであります。要は其仕事に自己の全人格を打ち込むか、打ち込まぬかにあるので、全人格を打ち込んで自分のものと考へれば自分と仕事とが一つになつてより善くしよう、より完全にしよう工夫を重ねる中に興味はあり、繰返しやつて居る中に熟練を積み、その

熟練を積む中に愉快はあるので、自分と仕事を別にして他人の仕事だか止むを得ないとか、賃金が欲しいからは非がないとか考へてい／＼やつて居つては、何時も自分と業務とが離れ／＼になつて興味の湧くものでなく、愉快の生ずるものでもありません。これは人傳に聞いた話であります。獨逸のクルツプ製銃場に五十年近くも同じやうに銃身に穴を穿つて居る職工があります。こんな機械的な仕事を長い年月の間、繰返し／＼やつて居るので定めて辛からうと思ひますと、一向辛さうな顔もせず、毎日／＼愉快さうにやつて居りますから或人がそんな事をやつ居つて退窟であらうと申しますと其職人は長い間此仕事をやつて居ります中に、段々銃身が私に慣れて私の思ふ通りになつてくれますので、之ほど面白い事はないと申したといふ事でもあります。どんな機械的な仕事でもそれに熟練すれば興味は自然に湧き、云ひ知れざる愉快の生ずるものであります。以上申し述べたことを簡約して、私はかういふ事がい

ひ得ると思ふのであります。

(1) 自ら職業を賤しむもの  
に興趣なし

業に貴賤なく、職に輕重なきに拘らずコンナつまらない仕事と自ら輕んじ賤しんで居つては熱心になれるものではなく熱心になれないものに興趣の生ずる筈はあります。悉くこれ社會の共同生活を助け其進歩發展に貢献するのであると、廣い大きな心を以て自己の業務を尊び、自己の勤勞を重んじてこそ熱心にもなれば興趣も生じます。

(2) 専心ならざる者に興趣なし  
彼れを勤めんか、此に勞せんかと心二つ三つになれば、業に熱心ならんとするも能はざるものでありますから、興趣の生ずる筈はありません。心を一にして勵み勉むるに、よつてその業務と自分とが一つになつて、そこに自らなる興趣を生ずるのであります。

(3) 自信なきものに興趣なし  
自信なき者は他人の毀譽褒貶に心迷ひその業務に専心なると能はず、しば／＼

業を轉じ職を變へ「蜻蛉の飛び直しても元の枝」で、何等の進歩なく、向上なく依然として嫌や／＼その業務に従ふに過ぎないのであります。

(4) 研究心なきものに興趣なし  
向上進歩は人類が理想に向ふの道途でその業の何れたるを問はず如何にすればより善くなり行くかと心に工夫を重ねるの研究心なくば、日に新にして又日に新なる能はずしてその仕事は全く機械的となつて興味の自ら失はるゝに至るを免れないのであります。

(5) 堅忍ならざるものに興趣なし  
堅忍ならざれば中絶し易ければ熟練なり難く、熟練ならざれば常に不成績多くして興趣湧くに至らないのであります。堅忍の心を繰返し繰返す中に熟練自ら生じて獨り自ら満足し得るに至るものであります。最後に私は、

(6) 誠意なきものに興趣なし  
との一言を附加せざるを得ないのであります。誠意なき者の仕事は宜い加減であ

り間に合せであり、胡魔化しであり中途半端であります。コンナ事で人を偽り世を詐るゝが出来ましても、何うしても自己衷心の不満足、これ程興趣のない事が世にありませうか、然るに今の世の中は此不誠意に充ち満ちて、宜い加減、中途半端、間に合せ、胡魔化しの仕事が多くなる行はれて居るのであります。これで何うして社會の健全なる發達が計られませう。「勤勞を尙び業務を樂め」これ實に現代を覺醒する好箇の標語であるのです。

送今井主税兩刑  
務支所長赴任

福岡旭櫻吟社

- 人似遷喬鳥 松軒 湯 淺 芳 治  
折柳利慈生 升官去鶴城 霸臺春尙淺  
全 人  
頗達平生志 遷官君欲行 知不我胸裡  
只鬱陶有情

碧軒 勝 屋 英 夫

- 佳士俱瞻冠帶榮 祖筵勸酒送君行  
再逢何日愁難耐 百里江山是去程  
茅軒 山 崎 武 吉  
遷喬傳好語 衣錦有榮光 祖席愁難耐  
饒君且舉觴

峰軒 中 村 保

- 同隨刑務亦前緣 誘掖恩深經五年  
考績如今露頭角 梅花香裏作喬遷  
翠軒 岡 本 松 太 郎  
故人今日忽高飛 別後向誰相倚依  
百道原頭空涕淚 鐵腸男子古來稀

綠軒 中 江 巽

- 風流相樂亦多年 今日豈期登祖筵  
寂莫其如旭櫻社 一詩不忍祝榮遷  
梅軒 森 康 吉  
北海乘舟吟夜月 西園秉燭醉春花  
此遊難再亦無奈 折柳風寒啼晚鴉

白軒 左 座 金 藏

- 休道南船北馬辛 朝逢夕別亦前因  
營將出谷東風暖 筆下須傳客路春

# 猫の眼

赤田生

(五)

「墮胎の頻出は、常にその文明の瓦解没落の警鐘である」と、さうして史家や學者はそれに裏書をしてゐる。

だが、文化といふことが、自然の征服を意味するとするならば、墮胎といふことは自然の力のまゝに左右されてゐる動物から一步を超へて、自然を我物と心得へ、それを適宜に加工してゆく文化人には人為的な制限を加へる墮胎は、その獲得した特權だとも云へるのである。

また食糧の足りない處では、その全民族の生活問題から當然制限を加へねばならずそれは罪惡であるといふよりもむしろ道徳的行爲でさへある。

勿論、このことは、一般に墮胎を是認する理由とはならぬが。他面に於て、墮胎の流行は、性的放縱の所現だとも見られる。

フランスには、墮胎の安全なる場所があり、諸外國からもこゝを訪れて、その所期の目的を達する客が多いと云ふ。

享樂的に生きゐるには子供があつてはむしろ邪魔になる。と云つて墮胎をせぬわけにはゆかない。更に性的な放縱生活は、産んでは困る兒を孕む。自然の妙用は、一樣に恵みを授ける。自然は道理を無視しない。これが安全墮胎所さへをつくらしむること、なつたのである。

従つてこの點に樹つと、墮胎の頻出は道義の退廢の結果であり、淫風のすさむ證據である。徳川時代に於ても、幕府衰亡の徴がいちじるしくなるにつれて、産兒の制限は、正比例に多くなつてゐる。精神病學者は、幕府衰亡の急ぐ過程をこの墮胎流行の相の上にその表徴を認めてゐる。

即ち文化十年には、三兒以上を産んだものには賞與をやる法令が出で、天保十三年には中條流と稱し血の道の療治を看板に墮胎を行ふものを取締ると共に、依頼したものも罰する法令の如き

は、墮胎による制限の非常に多かつたことを示すものである。

併し乍ら、墮胎の罪惡とさるゝ本質的な點はその墮胎其自行爲よりも、しかあらしむる所の根本的な原因であらねばならぬ。而てこゝに問題が生じてくる。強姦によつてなされた妊娠の場合、その子の出生をよるこぼさることは、理の當然である。生れた子供も不幸である。これを墮胎するのは、或る意味で、名譽の正當防衛であるとも云はれる。

また、私通による胎兒を墮胎する行爲も、わるいことにはちがいないが、制裁をうけるべき點は、不自然な不道徳な私通の性的行爲であつて、その墮胎には、同情すべき點を有してゐる。

また他の觀點にたつと、生活難からくるところの親子心中が續出する。子を育て、ゆくことが出来ないのだ。この問題は、社會政策的な方面から見るのが勿論正當だが、かうして悲劇の發生前に、制限を加へることも、一應みきはめねばならぬことであらう。

社會が科する死刑と云ふべき親子心中が、默忍されて墮胎が科罰されるのは少し無理がある。

更に、母体の生命に危険があるときは醫學的方法を以て墮胎することは公然許されてゐる以上、生活上、經濟上から来る危険状態にあるとき、墮胎が、許されてもいゝ筈だと云はれないこともない。

而て、墮胎に對する刑罰制裁が、一般豫防に力があり、性的放縱を威嚇する効果があることは、説明を要せないが、さうなれば、嫉妬も立派な道徳で一夫一妻の確立に與つて力がある。

更に、之を優生學的な方面から眺めると、異常な性格を有するものに對してはその撲滅を期するために、何等かの制限を、その子の出生に加へる必要がある。又貧なるが故に、種々な犯罪的行爲や不道徳を行ふものに對して、その救済の一方法として、何等かの産兒に制限を加ふることも必要である。

かくて、墮胎は、勿論罪惡であり、よるこぼべき現象ではない。また、その原

因たる性的放縱や享樂觀に對しては排撃を加へなければならぬ。一面現實的な問題として之を眺めたとき、或る程度の制限はやむを得ない状態に立ち入つてゐる。

而て、殘る問題は、墮胎の如き慘酷な方法によらざる適當な方法による制限とその範圍であらねばならぬ。

而て、ことに釋放者保護事業の遂行上一考をすべきであらう。

ロシアのアントン・チェホフ (Anton Chekhov) のかゝる短篇に暗 (Pec) と云ふ作がある。

このチェホフはもと醫者だつたのがのち作家となり、その作、サガレン・アイランド (Eskalier Island) は樺太の囚人の情況の悲惨な有様を實際に視察してかいたもので、之はのち監獄改良の參考書になつた。

良の参考書になつた。筋は極めて簡單である。或る若い銀行家が或る夜、知己を招待して、宴會を催したが、其席上、話題は死刑論に及んだ。

多くの人は、死刑を廢止せよと云ふ議論だつた。死刑をやめて、無期懲役に服せしめよと云ふのである。國家が殺人行爲をなすのは不可だとか、キリスト教國に死刑があるのは不合理だとか、いろいろの理由をあげて廢止論が提言された。

處が若い銀行家の意見は、ちがつてゐた。彼は、永い間かゝつてジリ／＼と殺すよりも、即座に殺す方がむしろ道徳的であると主張するのである。さうしてその同意を求めべく、いま、で沈黙してゐた

青年辯護士に、意見を求めた。辯護士はしかし彼の説に賛成しなかつた。「死刑も終身懲役も、どつちも不道徳です。しかし若し私がどつちかを選べると言はれ、ば、私は屹度後者を選びませう。兎に角生きてゐるといふことは全く命がないよりもましですから」

そこでつゞいて激論が交されたが、神經質だつた銀行家は昂奮して、辯護士に向ひ、

「そりや嘘だ、僕は君が監房の中に五年間ひきこもつてゐるなら二百萬圓や

「二百萬圓下さる、そんなら私は十五年間這入つてゐませう」

こんなことからとう／＼辯護士は十五年間監房生活をするこゝとなり、人と交談すること、手紙や新聞を受取ることを許さず、たゞ要談があれば小さい窓にそれを紙片にかけておくと、何でもとゞけてやる等の小さい規定が設けられた。つまり嚴重なる沈黙制が科せられたのである。囚人の思想は、種々と時日がたつに従つて變つてゆく、初めは煙草も酒ものもない。欲望を刺戟するからだ、囚人に欲望ほど大敵はないと彼は云つてゐる。よみものは戀の小説や、喜劇などでピアノも引いた、が次の年になると、古典のみの研究に没頭した。五年目には、音楽を再び初め、始終酒ばかりをのんで、床にねそべつてゐた、さうかと思ふと、いら／＼して、かいた手紙を引き裂つたり泣いてゐることもあつた。六年目になると語學や哲學や歴史を研究した六ヶ國語が忽ちよくせられた。十年以後は聖書ばかりをよんだ、最後の二年は、手當り次第おどろくほどの本をよみつくした。さうしていよいよ明日の正午、十五年の刑期がみちて出獄すること、なつたのである。

處が一方銀行家は、一時の氣まぐれから二百萬圓をやる約束をしたもの、考へてみると馬鹿らしい、死刑よりも懲役がいゝとかわるゝと云ふことを世人に納得させたわけでもないし、それにいまでは、もう事業に失敗し二百萬圓やつたら空一文もなくなる。

これに反し辯護士は二百萬圓を懐にして、人生を享樂する。かれは自暴にくひて、そのはては遂に、その夜辯護士をわからない様に、殺して終ふ決心をした。さうして十五年間しまつておいた鍵を出して、そつと監禁室にしのびこんだのである。しかるに、髪は毛は白くなつて銀色に輝きその顔は老衰し、頬は窪みまるで變りはて、夢をみてゐる様にうなだれて動かない。

銀行家は引きたほして、枕で窒息させるのはわけはないと心におもひつゝ、ふとテーブルの上をみると、紙片があるのでよんでみると、永々と人生の虚偽の有様をとく、最後にくだらない二百萬圓をうけとる権利を放棄するために、契約の期限の五分前にこゝを脱出する旨が記載されてゐた。それをよんだ銀行家は、この奇妙な男の頭に接吻し、とう／＼泣き出した。生れて初めて、自分を輕蔑した。さうして自分の室に引き返した、囚人はあくる日、逃走して行衛をくらましたといふのである。

文藝上、思想上の觀察は別問題として刑政上、種々な暗示がふくまれてゐるのを、この短篇のうちに見ることが出来る。

### 籠太鼓

籠太鼓は、謡曲内外二百十番中、外百番に屬するもので、謡曲文學的内容からいへば、世話物能の一種、「邂逅の世話物能」に數ふべきものである。謡曲で物狂ひと稱するのは大抵この種邂逅の世話物能である。

籠太鼓の梗概は、關の清次といつて、肥前國松浦郷に住む某に召仕られた者が、他郷の者と口論し、我は彼を殺さざれば、彼は我を殺すといふ引くに引かれぬ羽目に陥り、よんどころなく殺したので、地頭の手によりて召捕はれ、直に入獄せしめられたが、清次は非常に剛力で、間もなく破獄して逃走した。何も知らぬ清次の妻は、夫を隠匿してゐる嫌疑

### 佐伯復堂

を以て、これ亦召捕はれ、夫の這入つて居た同じ獄屋に囚れるに至つた。所が妻は、心配の餘り氣狂ひとなつて、その獄屋の番人が持つてゐた時を報らす太鼓を打ちながら、夫を慕ふありさまは、いかにも同情に堪へざるものあり、その當時の法律

の自由裁量で、遂に清次夫婦を放免したといふ一箇のめでたい物語である。籠は牢と書くべきを、牢の字は不吉なればとて、籠の字に書きかへられてゐるのであるが、太鼓を弄ぶといふ意味に取つて、弄太鼓とも書ける。曲は元清の作下と傳へらるゝも、文は何人の手に成りしものか詳かでない。總じて謡曲には、シテ、ワキ、ツ

レその他様々の役がある。籠太鼓のシテは清次の妻で、ワキは、清次の地頭、ツレはその地頭の召仕で、召仕の分だけは狂言体に演ずるから、謡曲には狂言とあり、ツレとはなつてゐない。シテとは一曲の主人公役、ワキとは一曲の幅主人公役、ツレとはシテにもワキにも連れ件つて出る役である。籠太鼓の曲に入る前ざつとこれだけ心得て置いて貰ひたい。

ワキ(松浦の某)「俺は肥前の國松浦の郷に住む地頭だが、俺の召仕中、關の清次と申す者、他郷人と口論の末、料らずもその相手方を殺したといふ。固より殺人の意思などはなかつたらしいが、引くに引かれぬ勢となつたものと見ゆる。今ではさぞ後悔してゐるであらう。しかし、何しろ殺人罪を犯した以上、入獄申付け、一應吟味して死刑に處する外あるまい。……さう／＼彼

は剛力無双の男だ。破獄などあつては大變だ。牢番のこと固く申付けて置かう。

「オイ、誰か居るか。」

召仕「何御用でございますか。」

「今度入獄した男は、關の清次といつて剛力無双の者ぢや。牢番儀固く申付けたぞ。注意さつしやい。」

召仕「畏りました。」

二

「御地頭様、大變なことを仕出かしました。清次が今夜獄を破つて逃走しました。」

ワキ「何といはつしやる。清次が逃走したとな。いはんことではない。言語道斷だ。手前は破獄されるやうな油斷をしてゐたからだ。…清次には子供がないか。」

召仕「ありません。」

ワキ「女房はどうだ。」

召仕「それはございます。ワキ「然らば大急ぎで、その女房を召捕つて来い。」

召仕「畏りました。」

清次の女房の許に至る。

シテ「清次の妻」「罪ある夫の召捕はれたことは、致し方もありませんが、何も知らぬ妾まで召捕はるゝとは、無理非道。」

と考へ込んで引かれ行く。

三

やがて地頭のおやしきに着く。

ワキ「こら女。そちの夫清次は、今夜獄を破つて逃走した。そちは最愛の妻だ。まさか知らぬこともあるまいナ。ありていに白状しろ。」

シテ「清次は賤しい身分のもの、助かりたい一心に、破獄逃走したこと、思ひます。しかし、妾は少しも知らず、こゝで始めて何ふやうな次第でございます。」

ワキ「いやさうではあるまい。何も知らぬ筈はない。とにかく白状するまでは夫の身代りとして夫の居つた獄屋に入監申付け、ゆるゝ清次のありかを捜索することしよう。」

かくて女房を引き立て直に入監せしめた。情けないとは思へども、夫の殺人に就ては言ひ聞く道もなかつた。しかし、いかに罪あればとて、その罪に關係なき女房まで入獄さすとは、何といふ無殘なこと、思はず居られなかつた。

四

あとから地頭はそと獄屋に行つて見た。ワキ「こらッ。今手前はそちの女に何を言つてゐた。怪しからぬ奴だ。今後は手前の首に太鼓を懸けて、一時ごとくに其時刻の数を打つて廻るやうにせい。」

召仕は去り、さむしい獄屋に女一人となる。シテ「思内であれば、色外にあらはると、古人も申し置かれた。どんなに袖

でかくしても、ばふり落つる涙が包みきれない。

をひとりごととしつゝ、越し方行く末、思ひ煩ふ末、遂に物狂ひとなつた。

番人「さきの召仕」はちらと見、ぢつと視つめてゐたが、いやはや大變、氣狂ひとなつた。とり急ぎこの御地頭様に申上げようとして駆け出す。

シテ「申上げます。あの女は以ての外にも氣狂ひとなりました。」

ワキ「なにそれは本當か。」

召仕「さやうでございます。とにか行く行つて見よう。」

ワキ「女、どうした。」

シテ「人の心を花に喩ふれば、風の吹きすさぶまに、花びらの狂ずるが如きものでせう。」

わが身を花に、夫の身を風にしたぐひ颯じたのである。

シテ「まして借老同穴と契りし夫のゆき方知れず、あとに残りしこの身まで世を狭くして獄屋に囚はる。思へば闇みの世の中だ。狂はずに居られませうか。」

ワキ「いかにさうだ。さもあらう。さりながら夫のありかさへ打ち明かせばすぐにも出してやることなれば、まっすぐに申立てたがよからう。」

シテ「これはまたお言葉とも思へぬ。たとひ夫のありかを知つて居ても、言はぬのが當然でせう。言へばすぐ夫の存亡に關する。それに妾は全然存じて居らぬのであります。」

ワキ「聞けば聞くほど美しい心、女心としてさもあるべきことだ。」

かうほめながら獄屋の戸をあけ、

「もうよく分つた。一刻も早く出て行かつしやい。」

シテ「お志はまことにありがたいが、夫に代りしこの身としては、夫の居つたこの室で、一生涯を過すのが、せめてもの心やり、なつかしいかたみですか

ら、妾はこゝで終ります。雨の音、月の影、いづれか夫を忍ぶ種ならざる。」

とりわけ思ひ出されるのは、花の盛りの如き短い契り、殘んの燈の如き脆き別れ、思へば涙の種ならぬはなく、面やつれして見るも哀れな狂女となつた。

ワキ「この姿を見るにつけ、その心を思ふにつけ、嫌疑をかけた俺の目が悪るかつたとしみじみ悟らせられる。この上は、夫婦とも罪を寛るした。すぐにも出て行かつしやい。」

シテ「それほどのおなさげならば、どうしてこんなつらい目にあはして下さつた。それにしても夫は何處にかくれてゐることか。その行方を思ふと、やつぱり心が乱れ……」

とて、思はず聲を高め、さては乱れ髪を恥ぢらうものやう、

シテ「心の乱るゝはこの髪……」

と咽び泣き、やゝありて、

シテ「もしもここに懸り居る太鼓はワキ「時守の時を報らす合圖の太鼓だ。」

シテ「それは面白い。もろこしにもその  
 だめじがあると承る。蘇東坡といふ詩  
 人が「長夜臥坐敲三更鼓」とくちずさ  
 む。同じ意味の歌が萬葉集にもある。  
 時守の打ちまし鼓聲聞けば  
 「一時にはなりぬ君はおそくて  
 狂女ながらに太鼓の事に感じ、よしや遅  
 くも歸つて來そらに感じたのであつた。  
 シテ「この太鼓かしていたゞく。之を打  
 つて吾と吾が心を慰めよう。  
 ワキ「苦しい。打ちめされ。  
 シテ「……」  
 鼓の聲は、夫を想ふその愛と、おかみを  
 諫むるその志とを織り込めて響く。大昔  
 もろこしで娥皇女英といふ二人の皇女が  
 虞舜の崩御を悲みて、湘江の岸に行きこ  
 がれ死をした。唐堯の朝廷にしつらはれ  
 た諫鼓も打鳴らして諫言するものなく、  
 鼓土蒼蒼すに至つた。これらの史實も、  
 今は吾が身の上にと、しみじみと思ひ遣ら  
 れるのであつた。  
 シテ「夢にも現にも忘れがたいわが夫

所詮未遂げられぬあだなる契とならば  
 これまでとあきらめられるが、夫婦は  
 二世の縁と聞く。よもや再會されぬと  
 とがあるまい。夫の身代りとしてこの  
 籠に留守居し、太鼓を打ちて吾が魂を  
 慰め、遅くも歸る夫を待つのが本望。  
 とて、夕方から夜半まで時の太鼓を取つ  
 て打ち鳴らす。  
 ワキ「氣の毒なものだ。何とかして助け  
 てやりたい。この上は人力は及ばぬ。  
 諏訪八幡も御知見下さつて、どうかか  
 の女の夫が、一刻も早く歸り來るやう  
 に御みちびき下さい。  
 かう祈るその聲頗る低きに反し、かの女  
 には頗る明かに聴き取られたと見え、  
 シテ「それほどならば、よもおいつはり  
 もあるまいから、妾の氣付きのま、申  
 してみます。筑前の宰府に夫の知人が  
 あります。もしやそちらへ行つて居る  
 ではないかと考へます。  
 ワキ「それはよく言つてくれた。決して  
 そちをわなにかけるの何のといふわけ

ではない。殊に今年は一俺の親の十三  
 回忌、家來共に少小罪があつても、そ  
 れ助け舟の。  
 シテ「松浦の川や、西の海。  
 ワキ「西は西方十萬億土。  
 シテ「極樂浄土の  
 彌阿誓願の契により、罪を助くるあは  
 れみの、まことにありがたいおなさけ  
 だよ。  
 やがて時日移さず、宰府の知人といふ  
 者を尋ねして、果してそこに居つたので  
 つれ歸り、その罪を赦免され、夫婦とも  
 に行末久しく、榮ゆる松浦の、まつかひ  
 ありて、盡きせぬ縁は、二世かけて、め  
 でたく暮すも、みなありがたき妻の心が  
 けである。  
 シテ「……」



文武御奨勵と

思ひ出其儘

凸凹生

余は長野市の奥山の紅葉踏み分け山踏  
 へて坂又坂の曲道松又松の下潜り泥には  
 江リ石を蹴つ日に晒されて砂を穿き雨を  
 被りて露拂ひ下りて拜命幾星霜儘まずに  
 通ひ勤め居る凡なる夫にぞありにけるか  
 かる勤めを他の人は難事とこそは思へ共  
 習慣はそれ天性に勝つので世の中は難  
 事を避け又捨つるより是に堪ゆ可く習慣  
 を付けるが積極行爲にて人に無くてはな  
 らぬ業。此星霜の其間各上官の愛と情下  
 勉むれば上愛し上愛すれば下勉め苦樂喜  
 憂を相共に同僚相和し相信じ樂しく今日

「及びたり。吾等拜命してからは所長の轉任四隣な  
 り所内の様も又變る。今の藤居所長殿官  
 史の品性高めんと常識智識を高めんと之  
 れが涵養なます可く書籍に親み持たす可  
 く考査試験の其外一月一回の宿題を御出  
 になつて御奨勵。尙又士氣を振はせて元  
 氣盛に膽を練り精神修養なます可く武を  
 も専心御奨勵。今は昔と事變り。刑務官  
 吏は牢番で有つてはならぬ刑罰は教育な  
 りと言へる今日。指導者たるの刑官吏之  
 れ生命と自覺して喜び迎へ勉むべし此御  
 奨めは誰のため吾等のためぞ國のため之  
 に従ひ勵むのは國の爲め又自己のため時  
 世に伴ふ御奨と辭又勇に勵むべし。年老  
 ふ吾等は全力に堪兼れども血氣又元氣に  
 躍る壯年の志氣鼓舞す可く應援し力の一  
 助となりぬべし之れ協力の一味なり。協  
 力一致なるものは日本國民精神の發露と  
 も言ふ美事ならん。世の文明は月に日に  
 新に變り進み行く是に伴ひ人は殖ゆ事務  
 は多忙に複雑に競争場裡は激烈に、斯か  
 る舞臺に生きんには、文武兼備で有り乍

ら至誠と努力なかりせば人後に落ちて人  
 の言ふ落伍者たるを免かれず。文武兩德  
 論ずれば天の日月なる如く人間到る處に  
 は非らざる事を得ざるなり。  
 先づ國として之れ無くば國の治亂は制  
 し得ず尙恐る可き外寇も防ぎ滅す事出來  
 ず而して文は右手にして武は之れ左手の  
 如くなり兩者助け相待つて其完全を得る  
 なれば鳥の兩翼なる如し樹木に於ては枝  
 根なり故に文あり武が無くば則ち弱く武  
 がありて文がなければ之れ亂る若し鬼神  
 をも泣かしむる文がありとも武の之を助  
 くるなくば文たるの所以を失ふ古書に又  
 武は三軍を覆すところを見ゆれ其文の制之  
 れなくば武たるの所以を又失ふ世は何事も  
 此如く兩者の一を欠くならば兩手を失ふ  
 如くなり。  
 かゝる二大の徳育を體得するは勤勉に  
 依つて得ざるは無きものぞ勤勉は夫れ健  
 康の軀に依つて得るなれば先づ健康を第  
 一に、西哲の言ふ金言に強壯健の軀には  
 確乎不拔の腦ありと誠に然りかゝる又軀  
 を得んとするならば平素の養生適當に睡

眠不足や暴飲や暴食過淫を緊縮し衛生の道をよく守り身の健康を計るべし身の健康を欠くならば、國家に盡す職分も全ふする事之れ出來ず。豫て勉勵體得の文武を護身の師友としての向ひて精進し將來成功せられたし。凡そ事成る成らざるは機會と時期と年齢と之れが二大要素にて之れが過ぎなば事成らず中でも一番取り返し付かぬは人の年齢ぞ。長野市頭で善く光る寺の晩鐘何と言ふゴーンと音の響びけども時々刻々に薄らいで諸行無常と告げるなり。諸行無常の道理にて紅顏麗美の壯年も時々刻々に老い行かん。月日の陰は矢の如く惰ける人を顧ず忘る人を置き去りて知らず知らずに成功の期が去り老の年となる反省すれど法立たず後悔すれど所詮なし蛇蜂取らずに終るべし。古語に前車の覆へる後車の誡めとなる響へ。現在血氣の壯年は前車の様をよく見分け己が心の種と成し、虚榮を絶打捨て、今に／＼をやめにして今すぐ厭起自活して先づ一家の基礎を安全に君には忠に親に孝かゝる克己に生きるなら

之れ人たるの人ならん豈勤めざるべけんや。

◇聯鎖を獨鎖に

改正を望む

小樽支所 中 稻 太 郎

監獄施行規則第五十條に聯鎖は監外作業に就く受刑者にして必要と認たる者に之を使用する事を得とあるが、現下の實際の情況を見るに、監外作業に就く受刑者にして殆ど聯鎖を使用し、獨鎖の許可になりたる者は僅か其の数の三分の一にも過ぎざる状態である。必要の有無の斷定は受刑者の個性、罪質、刑期、行状等の斟酌の結果に依る事は申す迄もなき事乍ら現今の如き行刑制度の改善されつゝある秋、或は人權尊重の叫を聞き、一面又受刑者の賞遇制度と種々の方面に改善されつゝある時代に、如何に受刑者とは謂ひながら、猛獸に等しき鐵の鎖を以て聯繋するとは聊か現代の行刑制度の趣旨

に不適合の感あるを思ふ。又作業方面より觀察するときは、現下至る處の刑務所にも作業能率と云ふ點に苦心されつゝある時、聯鎖の如きは如何に作業能率に害ありて利なきものであるか、一例を擧ぐれば聯鎖を附着の爲め自由に働く事の出來ざる結果、連結同志して種々の口論を起し、又は徒歩に困難の爲め折角成長の作物を害する等の事實多々ある事にて、其の不便の點を擧ぐれば枚舉に過ぎ程である。私は聯鎖を廢し、監外作業に就く受刑者にして必要と認めたる者には可及的獨鎖を使用し、聯鎖を使用の必要ある者と認めたる場合は構内作業に就業せしめ、以て監外に就く受刑者に對し自由に働く事の出來得る様改正したならば、之れ作業能率上の影響大にして、又個人的受刑者の賞遇の點より考へても、現代の行刑に適應した制度かと考へるのである。

◇愚 感

松山 長入 谷 場 主人

◇醫務から見た行刑

福井 天 海 生

刑務所が或意味に於いて社會思想の表現とすれば社會思想が激變すれば之れに對する施設處遇は動かざるを得なくなるは明かである。故に刑務所が從來の個立存在を社會的基準に動き來た事は何人も認めるであらう。

此處に吾人の現代的行刑に對する理解の切實なるを感ずるものである。所謂行刑の眞の目的が教化にありとするならば云はずもがな教化なるものは刑務官の受刑者に對する人格的反射に俟たねばならぬ。然らば如何にして人格的反射を求むる哉。それは時代の推移を洞察して人格的教化を積み重ねばならぬは今更喋々する迄もない而して一面法律觀念と道德觀念の差異を彼等に明示しつゝ、他面に於いて道德と法律の出來得る限りの融和を計り以て道德の觀念と法律の觀念を啓發教化すること現代刑務官の任務であらう。

斯くの如く考察する時吾人は益々人格的教化を怠らず新らしき時代の精神に適應したる所謂具體的妥當の行刑の實現に努力す可きであらう。

行刑が受刑者に痛苦を與ふべき應報主義の時代において、刑務所には、醫務はさまで、要用されなかつた。されど行刑が受刑者を、社會有用の者たらしむべき改善主義の現時にありては、刑務所には保健衛生は勿論其の他一切の醫務に關する事務は最も重要事務となつた。

抑々受刑者の概ねが、其の犯罪起因は心身の缺格にあるは、否定すべからざる處であらう。即ち彼等の多くは、身体の虛弱乃至は意志の薄弱、痴愚、或は激情性等の者にして、之等を改善するには、規律に、作業に、將又精神的に、教化するを要するは喋々するまでもない事であるが、然し、彼等をして之等教化出來得る者たらしむる事が第一の要義であらう此の第一の要義こそ醫務の充實如何によるものである。

宿ると謂へるが如く、受刑者を教化出來得る者たらしむるには健全なる身体の者たらしむると共に健全なる精神の所有者たらしめねばならぬのである。若し之なからんには如何に巧妙に教化せんとすも、其の實績は擧げ難いのである。假令は犯罪の原因が、身体の虛弱にして、社會生存競争に劣敗したる爲とせば、之を強健者とするの要あるは論を俟たぬ處であるが、若し意志の薄弱に犯罪原因ありとせんか、之を教化するには、先づ健全な精神を宿らしむる健全の身体にするを最先の要義といふべきであらう。之所謂醫務が最大要務とする所以である。

又從來の醫務は刑務所内の醫療衛生の完きを期すれば、足れりとしたであらうされど私は現時亦其後は尙ほ一步進んで受刑者が社會に出てからの、一般衛生常識、乃至は、公衆衛生道德を識る者たらしむるの責任あるを感ずるものである。

叙上の意味に於て、私は醫務は戒護、教務其の他諸多の事務に先んじて、又諸多の事務と相鼎立して、其の重要な事

を、聲を大にして叫ばんとするものである。

### ◇偶感

廣島 林 生

労働は人生固有の本旨であるも徒らに長時間の勤務は如何なる場合に於ても其の結果が良好であると断定は出来得ない。國家を嚆した大戦争も勝敗の起點は最後の五分間である眞に働き眞に趣味ある労働も長時間の連続では最後は疲労に追れて厭味を生ずる事となる。吾人の労働には必ず制限がある。其は體力である。今や緊縮の風は至る處不景氣の眞最中で働いても働いても餘裕の出来得ない經濟界である。要するに人血の働制限を無視した生存の競争である斯る複雑多端な社會に労働時間を八時間と制限した事は吾人の精力を尊重した提唱である。古語に曰く爲せばなるなさねばならぬと云ふ事も或る時限と期間の持續である然るに十三時間も引續き是が年中行事の刑務

作業である事は遺憾たるを得ないのである。然し彼等の一般は遊惰に耽り労働の眞價を知らないから長時間の就業に依り慣習を得せしむる事が行刑作業の本旨であると云ふ事なれば現在の長時間を可とする事である。然し吾人の眞労働は日守りの鳥迫人形では眞の労働ではない眞の労働は體力の伸縮を自在とした弾力性があつて一度意を決するに於て百雷を壓すと云ふ氣概であると思ふ。故に現今の行刑作業時間を少しく短縮し而して能率の向上を期する事が急務でないかと思ふ。彼等に賦課した課程も七八年前の作業開始當時は彼等も苦心した事は歴然たるものであつたらうが現今も同様な課程は餘り安過る感がある何んとなれば夕食後の夜業状態が晝間と一變して何れも意氣消沈とした状態である偶々担当看守の注意に依つて假面な動作を造るので是は課程の安過るのと長時間就業の弊害だらうと思ふ是は更て云ふ迄もなく直接戒護諸君は同感の事と思ふ要するに夜間作業は時間守りの觀あり就業者の告白に依つ

ても次の様な言を耳にするのである。刑務所作業は時間守りであるお役人様が作業能率をやかましく問題として居ります受刑者としては御命令の規律を守り不平不満を云はず作業は賦課せられた課程を一人五分か一人以上やれば何んの文句も小言も云はれず行状は良で特別茶や増浴の御恩典を得られますが聽ては月日の経過に依つて社會に出ますが刑務所で二人分や三人分の課程をやつた位では妻や小兒を養育する事は出来ません然らば五人分も六人分も働いてはと思ひますが其れは担当さんには申上兼る事でありませうが受刑者には受刑者としての内規的人情とも申すか課程を二人分三人分と上げると同僚から惨々な精神的迫害を受けるのであります然し現在の課程を夕食時迄仕上げよと御命令になれば一人以上の出高をやる人ならばさほど困難を感じる様事なく出来上る事と思ますと。以上の告白は十中の九迄眞なる事と思ふ長時間の夜業開始以來七八年の星霜を送り課程に追れ來つた作業智識も又偉大なるも

のである此反面に於て規律の腐敗も著しく觀えるのではは新思想とも云ふ可きか人權問題として温情主義を採用された結果職業的受刑者をして一様に温情の二字を應用し温情の何たるを理解なき處刑務所は受刑者を保護するのが當然である受刑者の御蔭で刑務所職員が安心立命の生活をするのであると思つて馬鹿な無理解な受刑者は何處の刑務所にも約半数位は收容されて居る事と思ふ斯した人間に温情を以て教化し様と思ふと最後は有頂天になり役所の取扱に對し不服を申立役人の切なる忠告も水泡に歸する事となる斯様な人間に限つて作業は比較的上達して居る是は刑務所に本籍を置き活社會は一寸の寄留地とするの關係上刑務所内の變た業種は再三に及ぶ實驗上達して居るのである。然るが故に課程不充分なる者をして窃に自己の課程を提供して種々なる犯罪材料に使用する事は何れの刑務所も同様ならんと思ふ依つて刑務作業の長時間は何れの方面に於ても効果ありと爲すを得ずと愚感し然らんや經濟的方面

に於て利なく規律的方面に於て犯罪事犯の多きに於て職員智識向上の餘暇なきに於て製品の行詰りに於ても當然ならんと思ふ日に月に進化する文明の世に四角四面な活社會より隔離せられ居る我等看守の出勤時に於て偶々途中に於て耳にして曰く、誰かと思つたら看守だと云うて稍々安心だと表戸を閉める以上を聞く時何んだ看守を人間として取扱つて居ないのではないかと思つたが半面には時間が時間である今頃こんな薄暗い朝の五時頃誰が通行するものがある、泥棒と思つたからであらうと感ぜざるを得ないのであつた時間の短縮に依り上司の訓示や教化材料を充分研究して暗い世界の刑務所を明々光々たる人の改造所となる事を祈ると共に賢明なる御諸君の御批評を賜らん

### ◇不言實行

甲府 小宅 芳明

刑務所が規律の府であるといへば、刑務官吏はとかく其の法の權威を笠に被つ

て無性に怒髮睨する傾向に陥つてゐた様な、往時の刑務所は今はずでに監獄の名と共に過去のものとなつてしまつた。刑罰の目的が、絶對主義から相對主義に變化し、行刑の目的が豫防主義隔離主義から感化主義教育主義に進化した今日吾等刑務官吏は行刑機關の一員であると共に、一面救済主であると思ふも過言ではあるまい。されは我等の使命は如何に重大であるか、今更めて吾々は自家宣傳を俟つ迄もない事だ。

文化は滔々として流れ、智識は駁々として向上せられつ、到る處談論風發社會問題の批判耳も聳せんばかりの今日、吾々刑務官吏の立場に共鳴し同情する聲果して那邊に聽くを得べきや。昔も今も惠まれざる刑務官吏と云はざるを得ない。然れども世の毀譽褒貶乃至待遇の厚薄に動搖してはならぬ、沈着でありたい。冷靜でありたい。八風吹けども動かぬ天邊の月。と觀て吾々は尊き使命の前に超然として唯だ是れ黙々人生僅か五十年の一生を捧げ盡せばよいのである。是れ蓋し

人生の本懐ではあるまいか。由來物質的に恵まれないものは精神的に生ることに依つてのみそこに慰安が得られ、向上が得られ、發展が得らるゝのである。唯且つ黙々不言の行即ち不言實行こそ我等のよりよき試練であると思ふ。

◇質問の檻

高知 一 瓢 生

日露戦の翌年朝鮮守備より還ると富山に志願して教習中の或る日の時間に第二課長石原師

「何ウだ一ヶ月経たが刑務が少しは判るか未だ疑問は起らぬか何んでもよい質問せよ」

列席五名の教生暫し白らけて見えたが年長の巡查上り高島與之助「ハア判りませ何にも有ませぬ」頗る圓轉な答辯さ此爺拜命早々何かと思極計り澤し居る癖に餘りな老獪さに私がノウノウ少々有ます此時間割を記載して以來某三課長サンが

一回も教習莫きは如何？ 貴方が爾來是程力を注いで下さる教生を彼の方は教ゆるも効莫き奴輩と觀察されしや否や御賢察を仰ぐと一矢、「後と云はいでも良い判つた」と石原大氏殊の外斜で巨軀を靴音高く歸室せられた、杞憂の色を湛へて高島生「谷は何と云ふ質問をするぞ失禮な苟も某三課長は郷土の先輩だぞ聽ては恩顧を蒙る教官に何んたる無禮ぞ君は官界の呼吸を未だ會得せぬ青二才で考へもなく放言、恰んど愧ぬ乎阿呆奴」と徐々に汗油を搾られし私は

「失言が君等生活上將來の昇給に暗影を投じたとせば未だ親掛りで米代を知らぬ私は黙して居られぬ」と駈出して石原課長へ宜敷御執成を哀願した、某「君等が待ち遠ひ程俺の教習を望むは殊勝だよ一ヶ月休講の埋め合せにウント馬力を掛けるから述記すべし」と急速な教習の進歩お蔭で手首硬直、頓んだ口舌損の草疲れ儲けなりし。 我が親愛なる年若な教生諸君よ當時小生が未だ戦後の青年客氣に駈られて忌憚

らざりし術氣が爰に表題の因となり果と成り今以て我が敬愛する先輩の師等を偲び出て、臍を撫す。



「一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百」

◇選後寸言

都合上休むでゐたが、また復活する。そして今度は選を編輯部で試みた。

云ふまでもなく俳句は吾が固有の傳統藝術で、従つてその愛好される點では、あらゆる藝術中の民衆藝術といふことを得べくこれを弄ぶことに至つは、片田舎の老翁老嫗にまで見るところである。そして古來からこの俳句として取扱はれる人事や自然の風物は各人によつて、すでにいくらとなく詠ひ返へされてゐるのである。つまり大概のものは詠ひ古されてゐるのである。此處に優秀な俳句を得るの至難さが常に存してゐる。

で序を以て吾等の欲する俳句に就いて、この機會に簡單に言ひ添へてみたい。

先づ、既成概念や小主観に捕はれざることである。譬へば梅の花が咲くと其處に直ぐ鶯を持つて来るやうなことは、すでに吾々の感興にはあづからぬ、と云ふのは「梅に鶯」は、もう古い型のこね返したるに止るからである。小主観と云ふのは自分

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意 切毎月廿日限 用紙官私製ハガキ

編輯部選

天	赤々と荷揚の舟の火鉢哉	公州	曉	甫
地	城壁の高き夕陽や蔦紅葉	晋州	あら	た
人	後れ来て火鉢に遠く黙し坐す	三池	月	雫
客	茶の花の匂ふ垣根や布團乾す	徳島	白	鶯
五	水仙に支那鉢漁り求めけり	神戸	堂	月
	朝寒や練り聲高き初年兵	岡山	雷	峰
	木枯に進まぬ馬の尿かな	同山	み	い
	百疊の室に客待つ火鉢かな	馬山	鶴	水





### 乾魚類の栄養價

家庭料理としての乾魚類はほんの間に合はせの食物位にしか考へられてをりませんが、栄養分は生物にくらべて左まて劣つてはゐないので、その調理法を研究すれば今後家庭食としていろ／＼に利用できませう。乾魚の良否を見わけるときは、新しい魚からこしらへたものは光澤があります。古い魚で製したものは光澤がありません、そして内外ともむらがなく適當に乾かし

たものがよく、違つた味とか酸味などのないものを選ぶこととす、今その二三のものについて調理上のご注意を申し上げます。まづ乾ニシン——日本は世界第一のニシンの産地ですがその總産量の約四割五分位は肥料としてほとんど捨てられてしまふのは實に惜いことです。それはあまりこれをたべる人がないためですがニシンは栄養價も高いので大いに利用したいものです。乾ニシンは米のとぎ汁の中へひたして置いてやはらかにしてから調理いたします。ニシンも外観上光澤のあるものを選ぶことが必要で、光澤のないのは味が劣ります。ニシン料理の一つを申し上げますととぎ汁につけてやはらかくなつたら洗つて水氣を切りみりんと醤油をかけた味の素少々を加へて、大根おろしに三杯酢をかけたものと混ぜ合せておろしショウガを添へてたべるとおいしくなります。次に乾タラですがタラの蛋白質はタヒやヒラメのそれと少しも變らないのですが、味の點ではどうしても多少の違ひがあります。この欠點さへおぎなへば立派な食品となるわけです、それにはタラに味の素少々をふりかけて後みりんを數滴たらしおきますと味が大へんよくなります。なほ鹽物でしたら大根おろしの中に三四時間つけておきますと鹽からい味がすつかりぬけますから、それから調理することとす。大根おろしの中へつけておいても鹽めきができます。それから乾燥したサケは普通焼いてたべますが、これを二枚におろし、皮を去り、肉だけを刺身のやうに薄く切り、みりんを少々ふりかけるとおいしくなります。マスも同様ですが、鹽物はやはり大根おろしにつけて鹽めきをしてから調理します。鹽のひどくきいたものは一二度大根おろしを取りかへるとすつかり生物のやうになります。かうすれば鹽物でも乾物でも結構おいしくなるので、調理をいろ／＼研究すれば安價なお惣菜ができます。

### 霜疑の主因は食物

霜やけは水仕事をやるからできるもの、やうに考へてゐる人が多いやうですが、それ

も一つの原因には違ひありませんが最も重大な原因は食物にあるのです。つまり體質を築きあげた過去の食物にあるのであつて、酸性の食物をたべすぎた爲にできるのです。この酸性の食物とは大體肉類と穀類でお菓子は大好き魚はよい身のところだけたべてアラや皮は残してしまふ、肉類を煮てもネギやコンニャクなどはたべない。野菜類は大嫌ひといふやうな人々、要するに美食してゐる人は酸性食物に偏つてゐるといつて宜しいのです。したがつて霜やけは粗食に甘んじてゐる田舎の人よりも、美食の傾向にある都會人、殊に上流社會の人々に多くできるのです。此内在的原因を考へずに、外部から薬をつけてもなが／＼治るものではないので、根本的に霜やけを豫防するには少くも夏の頃から食物に注意してかゝらなければならぬわけでは

### りんごの薬効

りんごにはいろ／＼の薬効があります。昔からりんごは血液を清淨にするものといはれてをりますがこの果物にふくまれてゐる、りんご酸は適度に用ひると色を白くする効があり、食後にこれをたべると齒の汚物をとり去り、消化をたすけますから食後の果物として最も適してをります。また精神を沈靜にさせるものですから夜分寝しなれたるのと安眠を助けます。西洋では催眠的作用があるといつて寝る前によくりんごをたべる習慣のあるのはこれが爲です。なほ頭の痛む時りんごの皮をむいて、おろし金でおろしてつけるるとよいといはれ、便秘を防ぐ作用もつてゐるので幼児が便秘にかゝつた時汁をしぼつてのませるとよろしいのです。

### 貧血の人でも 血の量は減らぬ

大切な血色素が減つて來る 冷え性と貧血の測り方

身體や手足が冷えると、世間では貧血といふ言葉に縮めこんでしまひ勝てあります。多くの人が貧血といふことを根本から誤解してゐるのは、身體ぢうの血液の分量が減ると見ることでありませう。しかしこれは誤りで、たとへば貧血の症状を持つ人も或る特別な場合を除いては血液の分量の少なくなることは殆ど無いのであります。たゞ血液を組成してゐる成分に相違が現れるだけでありませう。従つて貧血といふ正しい意味は血液のうちで一番大切な血色素が減つてゐるとであります。この血色素は赤血球に含まれて居りますから、貧血といふことはつまり血液中の赤血球といふ細胞の減少を語るものであります。従つて貧血といふ言葉は不當で赤血球減少症といふ方が正しいといふ人も少なくないのであります。この貧血の程度を測るには結膜や唇の色だけでは不十分であり、これを正確に知るには血色素計を用ひます。即ち貧血の人の指のさきとか耳たぶから二三滴の血液をとりこ

れを器械で血色素の量を測るのであります。

健康人の血色素量は、男では八十乃至九十パーセントですが、女では七十乃至八十パーセントを示します。それが貧血になりますとひどい時には三十、四十といふパーセントを示します。

所が面白いことに、鐵劑を與へますと五十パーセントほどの低い血色素量も次第にふへて行きます。例へば、有機鐵劑であるフェラトローゼを毎日十五ほど與へると、十日後には六十から六十五パーセントにふへ、一ヶ月で七十五を示すのであります。従つて貧血に鐵劑は確實に有効視されて居ります。

### 爪の異状と手當

今は美爪術など、いふものがありますが根本的に爪を美しく保つには第一に全身的に健康であることです。爪の異常は主として發育の異常に關係するもので、普通健康體の人では毎日約〇・一ミリづつ生長し、百六日乃至百廿四日すなはち約四ヶ月で爪根から爪端までのびますが、榮養に障害がありますと爪に異常を生じてその發育及び形態が變つて來ます。遺傳によつて爪がき形を呈することもないではありませんが、大部分の原因は後天的のもので、病氣のうちでも皮膚病、榮養不良、シヨウコウ熱、梅毒、結核、ライ病、心臟病、腦や脊髄病などにかゝると、よく爪に異常を來します。昔から爪の形で運勢を判断することさへある位ですから爪を常に美しく保つことは衛生上からも品位を保つ上からも大切なことです、よく爪をかむ癖のある人

### 勉強と鼻の關係

ドイツでは兒童の鼻に注意して鼻科専門の校醫を置いてある學校が多いさうですが、鼻は脳と非常に深い關係があつて、腦の發達のにぶいものや記憶力の悪い子供などはその原因が鼻にあることが多く鼻の病氣を治療した結果今まで學力の劣等であつたものが急に優良な成績になつたとい

ふやうなことはしばしばあります。一體日本人には鼻病が非常に多いのですが學生などは過度の勉強の結果鼻を悪くするものが多く、先天的に鼻病をもつものは少しの勉強でも鼻病を起して神經衰弱の状態になるものもあり。或ひは机に向つて頭部を下げて讀書する爲に鼻を悪くする例もあります。卒業試験や入學が近づいた此際、これは特に注意しなければならぬので、試験前の俄勉強などは鼻の爲に最も悪いのです。殊に鼻の悪い人は過度の勉強をしなければ他の人の様に覺えられない爲に一層鼻を悪くする譯です。

### 月賦時代來

この制度はいつから始つたか 現在の月賦もの、範圍 時代が進み、生活が益々切 りつめられて來ると單一商法

では購買心がそゝられなくなつて來るのです。わが國でも近來益々月賦が巾をきかす様になりまして、一體わが國の何時頃から始つたかといひますと、正確なことはわかりませんが、しかし品物を買つて代金を幾回かに分割して支拂ふ様なことは大分古い昔から行はれてゐたことです。しかし、今日の様に組織立つて所謂月賦販賣と名づけ得るものゝ嚆矢は先づシンガポールで、この會社はアメリカの本社では已に十九世紀の中頃から始められてゐたものです。この會社がわが國に支店を設けたのは一九〇一年即ち明治卅四年で同支店ではその創業と同時に月賦を始めたのでありますから今年で二十九年になります。それより遅れて明治三十年代には無盡(頼母子)講の方法による一種の月賦販賣が四國、九州その他で廣く

行はれてゐたのです。九州地方では昔から大抵の家庭で漆器その他の食器類を取揃へておく風習が盛んでありました。しかし一通りの食器を揃へるのは相當金がかかるので、一時に現金で買へるものではないのです。ところがわが國には庶民金融の方法として古くから頼母子講なるものが發達してゐたのです。そこで智に長けた商人はこれからヒントを得て會員を集め無盡の方法によつて漆器類を賣ることを始めたのです。そしてこれが相當うまく行つたらしいので、又九州有田に本社を有する深川製磁株式會社でも同じ様な理由から大正四五年頃に同社製の食器類を講の方法で販賣することを始めました。九州や四國では今でもこの方法で漆器陶器を賣る者が多くなつたのです。書畫に次いで呉服類も大正初期から現れ、上野の大橋や淺草の松葉屋な

どがこれでありました。九州方面の月賦商人が關西方面へ上つて來てそこで今度は漆器の外家具一般の月賦を始めました。これが明治四十年その後大正四年頃東京へ進出して家具月賦を始めました。新宿の丸共がその先達でその後丸武丸五、丸二、丸高などが出來それらの販賣部門は廣くなり夜具、ベット、既成洋服、樂器、繪畫等を扱ふ様になり進んでは有價證券の販賣までも出來て來ましたがこの證券の販賣には可成りのまやかしがあつたので、大正七年四月一日法律でもつて主務大臣の免許を受けなければ有價證券の制販賣は出來ないものになりました。次に米國貿易社のナショナルレヂスタ部では十餘年前より月賦を開始し、又日本樂器製造會社では大正十三年頃より同社製の山葉ピアノ及びオルガン、西川ピアノ及びオルガン等を始めまし

た。自動車は大正十二年の震災前にも月賦販賣はありましたが、震災後長足の擴張をしました。昭和二年金融界に大恐慌が來てから、その苦境打開のために月賦制度は方々の商賣に影響して來たのです。しかしこれには別方面として小賣業者の百貨店對抗が起因ともなつてゐるのです。そして遂に各大百貨店もこの販賣法の研究に着手する迄になりました。最近多くなつたのは土地の月賦でこれは年賦、半々年賦です、更に月賦建築として各建築會社が乗り出し、蓄音機、時計、變つたところでは定期券の月賦迄が現れて來ました、かくて益々この月賦は各商店を風靡して行く形勢となつたのです。



### 海外異聞録

#### 鬼女房連の共謀事件後聞

ハンガリーの南部スゾルノカ地方チザツカアトと呼ぶ小村の女房連が共謀してその亭主を毒殺した、前代未聞の一大奇怪事件に就ては既に報じたところであるが、その後聞くことを得た處を茲に記すことにする。

此の、世にも恐ろしい大仕掛けな夫殺しの裁判は昨年の十二月で、然も外國に於ては忌み嫌ふ十三日金曜日と云ふを、その第一日として、スゾルノカ町の裁判所に於て開かれることになった。現に拘留されてゐる犯人は農家の女房

ばかりで、五十人に及んでゐるが、是は原始的な地方と呼ばれるチザツカアト村に残つてゐる中世紀の妖術に迷はされて、此の恐るべき流行を生じた結果であるといふ。

ところで同國の都ブダペストは此の裁判の噂で持切りの状態であるが、何しろ婦人の死刑は免ずると云ふ不文律のあるハンガリーであるから、是非の批評も殊に夥しい譯であるが、斯る妖術は一人残らず死刑に處するが正當だとの議論が強いらしい。

さて、此の五十人の女房連であるが、五十人共に此の毒殺はスシ・オラー外三名の所業だと空嘯いて、罪を此の三人に轉じやうと努めてゐる。

#### 映畫女優の火傷

ヤニタ・ハンセンと云ふ映畫女優は、ニューヨークのホテルに泊つてゐるうち、お風呂の湯が熱すぎて腕と肩のあたりに一寸火傷をしたが、これが餘人と違つて映畫女優だから事態は大紛料、勿論裁判沙汰となつた。ところで裁判所はホテルに對し、損害賠償三十三万五千圓といふ大金の支拂ひを命じたが、それでもなほハンセンはウンと言はないらしいとの話。

#### 女囚人の株成金

三月間刑務所に幽囚されてゐる間に、株に手を出して大枚六十萬圓を儲けた女がある。舞臺は相變らずアメリカである。此の幸運者はと云ふと、先頃夫婦喧嘩の揚句、良人をピストルで一發見舞つて囹圄の身となつた、ワシントン社交界の名流エス・ウイelson夫人その人。夫人はかね

て買つておいた株を、此の間ウオール街の大ガラに乗じて、刑務所内から賣りに出たこの大金をマンマとせしめたのである。どこまでもヤンキー式に金儲けぶりが徹底してゐる。

#### 置土産のドイツ私生兒

世界大戦終結以來、英佛米の各國軍隊が駐屯してゐたドイツのラインランドの處女幾萬は、この兵士たちの犠牲となつて、一万五千人の私生兒を置土産にされた。そこで最近ストラスブルグの一ドイツ婦人が私生兒の父なるフランス人に對し、扶助料要求の訴訟をフランス法廷に起したのである。これにはフランス判官も大いに同情して、婦人の爲に有利な判決を下した。之に倣つて以後續々訴訟が起さ

#### 半歳交代の親

最近のこと、オランダの首都に近いラレーヌと云ふ街の小學校へ、朝早く自動車で乗りつけた中年の婦人、尋常三年の一女生をその自動車に招き入れると、その儘阿姆斯特ダムに取つて返し、それから更にまた飛行機に乗せて、一氣にパリまで飛ばして来てしまつた。これは離婚された妻が、吾兒いとしさに現在の夫の了解を得て、先夫の子をオランダからフランスまで奪つて来たものである。そこでお定りの、元の良人から告訴され法廷で黒白を定めるととなつたが、裁判官も關係者がそれへ常識と人情とを備へた人達なので判決に困り、結局愛兒は先づ阿姆斯特ダムの父の許で半歳暮し、次の半歳はパリへ来て母に甘へさせ

#### 奇抜な判決

成文律はあつても、その適用上には、寛大な自由を設けてある米國では、往々にして大岡政談じみた裁判が現れる。これは昨年十二月十三日デラウエヤ州のウイルミントン市にあつた判決で、即ちその奇抜な一例だ。

被告はデジョンと云ふのであるが、盗んだ自動車をあつちこつちと異つた州へ運搬して居つたと云ふので有罪と決定した。その宣告はその日から數へて五年間、毎日曜一通の割合で、總計二百六十通の手紙を係判事に送れ、そしてその手紙の内容はお前の仕事の様子は云ふまでもなく、日常の動作や感想又は將來の計畫等も残らず書くやうにして呉れると、自分はお前といふものを理解し得らるゝやうに

#### 飛行機泥棒

自轉車泥棒は勿論のこと、自動車泥棒も最早古いとあつて、今度は新しいところの飛行機泥棒が出現するに至つた。舞臺は毎度お馴染みの米國、カンサス・シナイである。

その町の某富豪から、雇ひ操縦者の宅に電話で、明日早朝飛行するから、私用飛行機を用意して置くやうとの命令、操縦者は早速ガソリンを補給し、萬端の備置を整へて置くと、電話の主の盜賊二名がやつて来て、ヒラリと飛び乗つたと思ふ間もなく、空の彼方へ雲を霞。

### 練習所見學記

- (1) 東神倉庫 (昭和四年十二月七日)
- (2) 巢鴨刑務所 (同 十二月十四日)
- (3) 三省堂工場 (同 十二月二十一日)

#### ◇東神倉庫見學記

岩橋生

午前七時三十分宿舍を出で、市電新宿一丁目停留所に至る。昨日より市電従業員一部の罷業あり、車中には俄づくりの中折背廣の車掌さんのボンチ繪然たるを視て思はず洪笑した。電車は目的地に向つて走つた。永代橋停留所にて下車す。

北に向つて約十四・五間豊海橋を渡れば東神倉庫に達す。去る大正十二年九月一日人心を戦慄せしめたる關東大震災は同地域一帯を焼野ヶ原と化し、當時この倉庫も烏有に歸したるを昭和二年四月起

工爾後一年有餘の歳月を費し再建築せられしものが現在の建物にして建坪一千二百坪餘、耐震耐火上最善の考慮を以てせる鐵筋コンクリート造り、近代式構造にして最高軒高は地盤面より塔屋バラヘット上端迄九十四尺餘の大建築なり。道を隔て、三菱倉庫と對立し、永代橋上手日本橋川の隅田川に合流する地點を占め荷役上の設備に遺漏なきを期し、水陸交通の便最も良し一般貨物の保管を業とせる外大蔵、農林兩省及び東京米穀取引所の指定倉庫として米穀、砂糖、棉糸等の保管に任ぜりといふ。

尙會社は明治四十二年の創立、創立當時は資本二百萬圓なりしが漸次著實なる發展を遂げ大阪、神戸、横濱等各地に支店を有し、大正十二年には資本金一千五百萬圓に増加益々設備の改良、事業の擴

張に資し、梁礎愈々堅固を加へ、今日の隆盛をみるに至れりと云ふ。エレベーターを借りて屋上に至る。眺望最も佳にして、實に一望十里といふ可く一同感歎の聲を以てせり。又「品川沖では鳴といふが隅田川では都鳥」といふ歌の文句はないが鳴の優麗なる姿を川面に飛翔する様も一興なり。

稍ありて社員の方に案内せられ倉庫内部の状況をみる。理想的にして現代科學を以てし、電燈電力、防火、防濕、荷役衛生設備等實に文化の極致ともいふべきである。特に目新しく感ずるは荷役用のモノレールホイスト使用の昇降運搬、ホイップホイスト使用の運轉荷役、スバイラルシュート使用の滑走運搬、スラブブラット(平板式)獨特の天上採光装置、扉窓換氣孔等を防火構造とせる外電氣裝置により同社考案に係る自動火災警報器の設備、庫内出火の際は自動的に連絡報知する點等は最も斬新にして、刑務所倉庫建築上大に參考となるべき點が多い。

現在保管の貨物は砂糖、羊毛、メルトン羅紗類等にして最も多きは砂糖なり。元來同倉庫は砂糖の保管を目的として建

築せられたるものとの説明なり。其の入倉期は三百餘の帆船、二百有餘の人夫及び前述の諸機械電動力を使用し入倉の状態は戰場に於ける武士の活動然たる有様を呈するとの事なり。砂糖の需用期は冬期にかけて最も多く、目下其の需用期に入り倉庫内は大低出荷後にて空虚となつて居た。構内を一巡の後案内の勞を取られし社の方に謝辭を述べ、一同談笑の裡に豫定の見學を終り元氣よく歸路につく。

#### ○三井 治

十二月七日の朝昨日からの氣遣はれてゐた市電争議も一段落をつけ御蔭で吾々はてくる必要もなく午前九時目的地東神倉庫六階上の人となつた。屋上より朝日は輝く大東京市を見渡せば宛然鳳凰の翼を擴げた如く其の美觀は何とも例へようがない。本所深川等を眺めてゐる内ふと靈岸島の方角を見て細民小學校の事を思

出し何だか暗い心持ちになつた。やがて事務員の案内で水上よりの荷物引揚げ方法又は非常報知器消防器具荷物の積方等偉大なる科學の力を應用し秩序整然何事も完備せるを見て一驚し、次第に歩を運びて砂糖倉庫に至れば、人夫が盛んに砂糖の積替へをやつてゐる。案内者曰く、砂糖は時々積替へ又は風を通し過ぎない様に氣をつけなければいけないし米は風通しを好くしなければ虫がつく。然しあまり風を通し過ぎると柾目が減るので荷主によつては午前中に主人が来て風を通す様に窓を開けと云ひ、午後は番頭が来て升目が減るといつて小言を云ふ。其處に吾々倉庫業者の苦心がある、と云つてゐた。此の時私はふと或事が胸裡に浮んだ之等倉庫業者は依頼品に對しては最善の注意を拂ひ而して無疵なものを荷主に返還する。若し虫をつけたら毀損したりすれば相當の責を負はなければならぬ。

纏へつて吾々刑務官の職務を考ふれば國家より受刑者を預り然も之を善良な無疵なものとして社會に出す義務があるにも

拘らず果して此の義務の幾分を盡してゐるであらうか。國家は荷主の様に小言を云はない、其處に吾々は何等の刺戟を受けない爲眠つてゐるのではあるまいか。

兎角吾々刑務官は時間さへ無事に過せば萬事足れりと云ふ役人氣質が抜けず、醫師僧侶は古來より世人に尊敬せられて來たが爲、社會的地位は常に上位にありと云ふ因習的優越感が災し行刑事務の連絡迅速又は統一を缺き、又佛敎々諺の如く宗派の者に對しては隣りの親父を連れて來て親孝行を進めると同様な缺點あり、それにも拘らず深くこれを意に留めない進んで自己の人格向上に努め之を陶冶する事を怠つてゐる。斯の如き事が積もり積もつて刑務刷新上幾多の支障を來たしてゐるのではあるまいか。吾々は今後虫喰や砂糖水のまゝ社會に送り出さない様大いに努力しよう。

#### ◇巢鴨刑務所見學記

井 景 南

空は灰汁桶を掻き交ぜた様な色をして

低く垂れ下つてゐる。今にも雨が降り出しさうである。午前九時迄に巢鴨刑務所の門前に集合せよとの御命令である。一定の時間に指定の場所へ馳せ参ずる事が非常に憶苦である。なにしろ田舎者が東京の真中へ抛り出されたのだから方角もよく分らんし地理などは固より知らん。一枚の地圖を案内として出あるかねばならないのである。其氣苦勞は一通りや二通りではない。電車に乗つても減多な電車を利用すると何處へ運ばれて行かれるか分らない。地圖で知れぬ時は人に聞く人に聞いて知れぬ時は巡査に尋ねる。何人でも合點の行く人に出逢ふ迄は捕へては聞き呼びかけては聞く。今日も此の方法で漸く巢鴨刑務所の門前にたどりつく事が出来た。罪果の呵責を受けんとする者は此の門を潜れと云はん許りに赤煉瓦の門壁が高く障えてゐる。如何にも監獄らしい門構へである。巢鴨刑務所は明治二十八年十二月建築費四十万五千餘圓を投じて石川島監獄を移轉せしものにして北豊島郡西巢鴨にあり。周らずに赤煉瓦の壁を以てして敷地六万二千八十一坪建物坪數七千五百四十九坪居房三百七十一房收容人員累犯者及禁錮再入者總計二千餘名吏員定員三百十九名を有する大刑務所である。私共は會議室で一服してから二

組に分れて一々説明を承りながら監房から工場へと隅なく見學させて頂いた。此處の敷地は非常に廣い。敷地の廣いのは何となく氣持がよい。そして監獄と云ふ感じが自然に消へて行く。之とはまるで反對に變な感じを持たせたのは監房である。光線の到徹しない暗淡たる監房に導かれた時今更の様に驚かされたのは監獄の歴史を讀み詰めたかの様な鐵の扉である。此の冷然として目的刑主義刑罰を輕蔑するかの様に閉ざされてゐる鐵の扉の前に立つた時、總べての過去の行刑を葬る時の流れが逆しまに戻つてフランス革命の際フランス王族の幽閉された牢獄の扉や陰惨さを極めた幽閉生活に世を呪ふて死んで行くロシア貴族の末路を描いた小説の中にある獄舎の鐵の扉を連想した。そして冷徹峻嚴を極めた明治初年の行刑が私の胸裡に描き出された。私はどうしても過去の行刑を呪はずには居られなかつた。巢鴨刑務所が近々の中移轉する様になつた原因の一つは確かに此の鐵の扉にある事がうなづかれる。豫想外に思つたのは在所者が非常に眞面目に作業に従事してゐる事である。牢獄的な工場でかくも熱心に働かれるものかかと感歎せざるを得なかつた。擔當寮の上に掲げてある「勤勞のある處に光榮あり」との標語

も何となく有難味がある様に思はれる。在所者が生々とした氣分で働けるのは處遇が適切に行届いてゐるからである事が窺知されて、何となく心強い感じがした見學を終へてから會議室で篤實なる佐藤所長殿の學修程度と犯罪犯罪と年齢、家庭關係と犯罪等についての有益な講話を拜聴して正午辭去した。

○ 日 淺 嘉 見

年も押迫つた十二月十四日、吾々練習生は、かねて文藝春秋誌上で印象付けられて居る巢鴨刑務所を訪れた。鉛色の冬空は低く、大東京のラッシュアワーは重たい空氣の中に流れて行く……と言つた様な朝だ、おもたく札る滿員電車を頼りに容易く所定の時間迄に目的の場所に辿り着く。

徳川末期に於ける石川島人足寄場から今日に至る數奇な歴史を持つ巢鴨刑務所は、今から三十五年前丁度日清戰爭の終つた年に竣功されたもので現在收容せられて居る者は十八歳以上の累犯者及禁錮再入者ばかりで總收容人員は約二千名と云ふことである。最も當刑務所も時の進

歩、教化の必要其の他の點からして現在市外府中町に八萬四千餘坪の敷地を利用して小菅に勝るモダン刑務所を新築中であると云ふことである。

所内の設備等は古い建物であるため自然と無理のある事は致し方ないことである。房舎見學中殊に奇らしく感じたのは監房の天井に視察口のある事である。然し夫れは古い昔に用ひられたもので現在では使はれて居らない。一行は先づ監房から工場へと順序を追うて行つたのであるが何と言つても當刑務所の誇は作業にあると思はれる。工場設備は完備して居るし而かも大量生産的で其仕事は極めて移動性の少い陸軍省通信省を相手として然も就業者は極めて眞面目である殊に當刑務所に於ては作業として鑄造を行つて居るが現今刑務作業として鑄造を行つて居る所は他の刑務所では見られない所である。斯くの如く刑務所として大規模の装置を以て一般社會産業界に對峙せしめて行く處に作業訓練の實益は大きいものと思はれる。而かも當刑務所の作業収入と豫算上に於ける刑務費とが統計上同一線上にあることは注目すべき點である。

尙當所印刷工場は比較的若い受刑者を従事せしめて居るが、其の仕事の一部分

として東京市電の切符が總て彼等の手によつて出来上つて居る事は電車に乗る誰もが氣付かなかつた事である。

所内見學に一時間余を費し終つて佐藤所長殿より、犯罪と年齢の關係、家族關係と犯罪現象、刑余者の都市集中問題、並に處遇上最も有益な極めてデリケートな所感を承り、正午過ぎ同所を去る。

◇三省堂工場見學記

昭和四年上二月二十一日本年最終の見學は蒲田にある三省堂工場なのだ。練習生一同の最も嬉ぶ見學殊に本日は方面違ひの見學として、吾々には有意義なるものだ。

午前九時蒲田驛北口に集合との御命令上京以來四ヶ月未だ、電車には不案内思ひ、早くから寄附舎を出づ。吾々四五名は品川まで市電夫れより省線にて集合地に八時半頃着く。本日の引率者なる大野書記檢定の時刻に來着、直ちに一同打連れて泥濘なる田舎道を行く。約

# 魔法の祟り

町の人たちはそれが爲め非常に心配し、恐しがつてどうかして此の悪い病氣を治してしまいたいと思つて町の人々は朝様へ御祈りをしたり、家々ではいろ／＼な祈禱をして病氣にかゝらぬやう、病人は全快するやうにと祈つて居りました。この事を聞いた魔法使の旅商人は、よいことを耳にしたと内心喜んで、早速薬屋になつて、町家へ賣りに歩きました。不思議な事には、此の商人の薬で病

人が二三人洋つたのです。いままで此の病氣にかゝつた者で治つた者がないのに、その商人の薬で治つたといふので、町中大變な評判になり、町の人たちは、私も私にもと買ひに来るやうになつて、旅商人の噂が町中に廣がりしました。かうなると誰れ言ふとなく、何時の間にかお城の中にまで知れました。

此の國の王様は、非常に慈悲深い方でありましたので、此をお聞きになりますと、それでは、その珍らしい薬を早く商人から求めて、貧乏な町の人たちに與へることにしよう。それにしても、その不思議な薬はどんな薬か、一度その旅商人を呼べと臣下の者に御命じになりました。

旅商人は、臣下の人につれられて王様の前に来て、しよつて来た箱の中から、小さな紙包を出して、悪い病氣を治したといふ、薬を御覽に入れしました。王様は、しばらくその不思議な薬を御覽になつて居りましたが、商人が持つて

来ただけ全部御買ひ上になりました。その時旅商人は、箱の中から小さい瓶と何か書いたものを出し、眞黒い水、薬の書き付と共に御覽に入れて、次の様なことを語りました。

「私の家には昔から、傳つて居る薬があります。それはなんでも、自分の思ふ通りに姿を變へる事の出來るといふ。それはそれは、實に不思議な薬なのです。ところが、悲しかな私には字が讀めませんので、どうしてよいのかわかりませんので、代々家の寶として持つて居りますが、寶の持ち腐りといふのは此のことです。此の薬と書いたものがそれなのです。王様、此の薬は私共の持つて居るものではないと思ひます。これは王様に差し上げますからどうぞ御納め下さい」と商人は語りました。さうして商人はお城を下つて町の方へ行つてしまいました。

んな愉快なことはないと思ふ、明朝早速二人でやつて見ることにしようとお定めになりました。

て三度頭を下げて、メツマホールと稱へる事です。うんよし、よく覺へたと云ふので、カ

「此の薬を得たものは、魔法の力を得るなり。此の薬を一滴呑みムテンホールと、となへるものは、直ちに鳥類の姿となり、その言葉を解することを得る。次に再び元の人の姿にかへらんとする時は、東方に向つて三度び、西方に向つて三度び、頭を下げてメツマホールと稱へよ、但し變相中は決して笑ふことなかれ、若し其の間笑ふ時は直ちに呪ないの言葉を忘れ、永く鳥類の身を脱るゝことなし」

木の枝にとまつて、鳥たちの仲間に入つて見て居ると雀の子供が澤山大きな木の枝に集つて来て、お早やうくと挨拶をしてならんでゐる。なにかと思つて見て居ると、子雀たちが先生先生と叫び出したので、これが雀の學校であると云ふことがわかつた。先生雀は子雀たちに遊戯を教へるのです。チツチツチ、チュツチュツチウと歌つて枝から枝へ踊つて見せる。子雀たちはそれを習ふのです。その習ふ様子がい



行刑統計

昭和四年十一月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of November, 1929

受刑者 刑告人 勞役場留置者 乳兒	總計	男	女	總計	男	女	現員	前月末日 現在	前年同月 末日現在	増減	
										前月比較	前年比較
36,632	3,481	3,183	36,930	36,632	37,322	298	△ 392				
4,190	3,923	3,781	4,332	4,190	3,078	142	△ 1,254				
393	503	564	393	393	301	61	△ 31				
7	1	8	7	7	7	1	△ 1				
40,507	7,656	7,296	40,867	40,507	39,955	360	△ 912				
715	252	232	735	715	753	20	△ 18				
41,222	7,908	7,528	41,602	41,222	49,704	308	△ 894				
備考 内朝鮮人受刑者男1,099人 刑事被告人男124人				計		108	1	1	110		

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人
支那	88	20
露西亞	1	1
暹羅	1	1
總計	89	21

昭和四年十一月末日在監考人員表

The Number of the Inmates during the Month of November, 1929

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced		刑事被告人 Prisoners Accused		勞役場留置者 Prisoners in "Rokkijō" Place of labor in lieu of fine or penalty imposed		乳兒 Babies in Prison		合計 Sum Total	
	Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female
小菅 Kougage	960	—	—	—	—	—	—	—	960	—
市谷 Ichigaya	100	14	124	19	43	43	—	—	1,181	33
豊多摩 Toyotama	870	—	870	159	3	3	—	—	1,032	—
巢鴨 Suga'o	1,992	—	1,992	—	—	—	—	—	1,992	—
横濱 Yokohama	582	4	586	84	19	19	—	—	682	7
千代田 Chiba	718	—	718	1	2	2	—	—	753	1
水戸 Mito	323	—	323	38	1	1	—	—	357	4
宇都宮 Utsunomiya	356	118	474	5	5	5	—	—	376	11
合計	9,600	132	9,732	300	110	110	—	—	10,842	124

備考 ×印ハ被疑者

前橋	Y'ebashi	1,057	—	1,057	× 1 59	—	5	—	9	—	9	—	—	—	—	—	—	1,126	11	5	1,131
群馬	Shimok	687	—	687	× 2 70	—	2	—	10	—	10	—	—	—	—	—	—	769	—	2	771
甲府	Kofu	422	—	422	× 1 40	—	1	—	4	—	4	—	—	—	—	—	—	467	—	1	468
長野	Nagano	600	—	600	× 48	—	3	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	650	—	3	653
新潟	Niigata	319	—	319	× 7 53	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	381	—	—	381
京都	Kyoto	872	125	997	× 107	—	3	—	10	—	13	—	—	—	—	—	—	990	—	133	1,123
大阪	Osaka	2,004	1	3,005	× 508	—	6	—	42	—	44	—	—	—	—	—	—	3,562	—	9	3,571
神戶	Kobe	1,573	1	1,574	× 11 124	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,726	—	8	1,724
奈良	Nara	570	—	570	× 10 8	—	1	—	4	—	5	—	—	—	—	—	—	585	—	2	587
滋賀	Shiga	439	—	439	× 10	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	459	—	—	459
徳島	Tokushima	387	6	393	× 2 42	—	3	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—	434	—	9	443
高松	Takamatsu	767	—	767	× 14	—	—	—	2	—	3	—	—	—	—	—	—	786	—	1	787
高知	Kochi	574	7	581	× 64	—	1	—	8	—	8	—	—	—	—	—	—	646	—	8	654
名古屋	Nagoya	1,718	68	1,786	× 3 203	—	3	—	15	—	15	—	—	—	—	—	—	1,941	—	3	2,013
三重	Mie	693	—	693	× 1 43	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	738	—	—	738
岐阜	Gifu	584	—	584	× 26	—	—	—	4	—	4	—	—	—	—	—	—	614	—	1	615
金澤	Kanazawa	650	12	662	× 1 67	—	3	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	719	—	15	734

— 121 —

廣島	Hiroshima	1,051	82	1,133	× 5 124	—	4	—	5	—	5	—	—	—	—	—	—	1,186	—	86	1,273
山口	Yamaguchi	567	—	567	× 1 25	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	594	—	—	594
岡山	Okazams	857	4	861	× 3 60	—	6	—	12	—	12	—	—	—	—	—	—	932	—	10	942
松江	Matsue	669	—	669	× 1 43	—	3	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	715	—	3	718
松江	Matsuyama	489	—	489	× 1 56	—	2	—	6	—	6	—	—	—	—	—	—	552	—	6	558
長崎	Nagasaki	623	—	623	× 2 86	—	3	—	11	—	11	—	—	—	—	—	—	722	—	3	725
三池	Mike	1,137	—	1,137	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,137	—	—	1,137
福岡	Fukuoka	1,562	48	1,610	× 5 170	—	3	—	12	—	12	—	—	—	—	—	—	1,749	—	51	1,800
大分	Oita	406	—	406	× 8 37	—	1	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	453	—	1	454
熊本	Kumamoto	803	—	803	× 2 44	—	2	—	4	—	4	—	—	—	—	—	—	553	—	2	555
鹿兒島	Kagosima	382	25	407	× 7 28	—	1	—	4	—	4	—	—	—	—	—	—	421	—	26	447
宮崎	Miyazaki	363	—	363	× 1 9	—	2	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—	376	—	2	378
沖縄	Okinawa	397	11	408	× 8	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	407	—	11	418
宮城	Miyagi	624	47	671	× 2 55	—	—	—	6	—	6	—	—	—	—	—	—	687	—	47	734
福島	Fukushima	337	—	337	× 7 38	—	—	—	5	—	5	—	—	—	—	—	—	387	—	3	390
山形	Yamagata	200	—	200	× 45	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	246	—	—	246
秋田	Akita	355	—	355	× 9 47	—	4	—	5	—	5	—	—	—	—	—	—	416	—	6	422

— 121 —



(令規務刑)

(規令務刑)

道	改宗ノ人員調			
	以前ノ宗派	真宗	真言宗	淨土宗
黑住教	三七			〇・一〇
御嶽教	七			〇・〇二
金光教	三八			〇・一一
天理教	一五四			〇・四三
其他	二二七			〇・〇八
計	八一七			二・三〇
耶蘇教	三三一			〇・九三

雜教	無信教	不詳	合計
二六四	八八三	二八四五	三五、五五六
〇・七四	二・四八	八〇〇	一〇〇〇〇

備考  
 佛教其他一、二〇四人中ニハ臨濟宗、曹洞宗ノ區別別然セサルモノ六三四人アリ  
 (統計數省略)

改宗	以前ノ宗派			
	真宗	真言宗	淨土宗	禪宗
日蓮宗	二			一
真言宗		九	三	六
真宗				五
計	六	一四	二	九
耶蘇教	四	一	二	五
計	六	一	一三	五

大正二改宗ノ動機調査  
 教誨ニ依リ  
 讀書ニ依リ  
 釋放後ノ生計ノため  
 比較研究ノ結果  
 從來ノ非行ヲ反省シテ  
 息災延命祈願ノため  
 父兄ノ死ニ依リ  
 親ヨリノ來信ニ依リ  
 人ノ宗教記事ヲ見テ  
 共犯者ノ死刑ニ依リ  
 老年ノ淋サノため  
 禁酒ノため

未決拘禁者ニ對シ蓄音器ニ依リ  
 音樂ヲ聽聞セシムル件  
 行甲第一、九六(一)號  
 昭和四年十二月十七日

未決拘禁者ニ對シテハ其ノ身体及精神ノ健康ヲ保持スルト共ニ道德的向上ニ資センカ爲夫々適切ナル處遇ヲ講シ居ラルルコトトハ存候得共之等ノ者ニ對シ蓄音器ニ依リ音樂ヲ聽聞セシムルトキハ未決拘禁ニ因リ生スルノ虞アル惡影響ヲ未然ニ防止スルト共ニ前記目的ヲ達成スル上ニ一段ノ效果アリト思料候ニ就テハ自今左記方法ニ則リ蓄音器ノ使用差支無之候

蓄音器ノ使用ニ際シテハ未決拘禁ノ目的ニ背反スルコトナク且刑務所ノ規律ヲ紊乱スルコトナキヲ要ス從テ一、獨居者及雜居者又ハ被告人及被疑者ノ區別ナク在房ノ儘聽聞セシムルコトヲ要スルモ接見禁止中ニ非ス又ハ事件ノ關連セサル者ニ付テハ紀律維持ニ支障ナキ場合ニ限り適當ノ場所ニ集合セシメタル上聽聞セシムルコトヲ妨ケサルコト  
 二、前項ノ場合ヲ除クノ外昭和二年十二月行甲第一、七九九號通牒中蓄音器ニ關スル規定ヲ準用スルコト



(規 令 務 刑)

令看守及女監取締職務規程中左ノ通改正ス 標題中「及女監取締」ヲ削ル	第一條中「看守」ノ下ニ「(男)」ヲ加フ	第二條中「女監取締」ヲ「看守(女)」ニ改ム	第十九條及第三十五條中「看守」ヲ「看守(男)」ニ「女監取締」ヲ「看守(女)」ニ改ム	右訓令ス	昭和四年十一月二十七日 司法大臣 子爵渡邊千冬
司法省行刑局第一、八九四號	札幌刑務所	大正十一年十月司法省行刑局第一、五三六號訓令樺太刑務所在勤官吏待遇者月手當指定ノ件中左記ノ通改正ス	第二項中「保健技手」ノ下ニ「藥劑師」ヲ加ヘ別表中「保健技手」ノ下ニ「藥劑師」ヲ加ヘ「看守」ノ下「及女監取締」ヲ削ル	右訓令ス	昭和四年十一月二十七日 司法大臣 子爵渡邊千冬

昭和四年十二月二十七日 司法大臣 子爵渡邊千冬	司法省行刑局第一、八九三號	札幌刑務所	大正九年四月司法省監甲第四一〇號訓令樺太所任ノ刑務職員給料ノ件中左ノ通改正ス	第一項中「監獄」及「女監取締」ヲ削リ「保健技手」ノ下ニ「藥劑師」ヲ加フ	右訓令ス	昭和四年十二月二十七日 司法大臣 子爵渡邊千冬
----------------------------	---------------	-------	--	-------------------------------------	------	----------------------------

編輯餘録

◇ 明後日は總選舉の日である。選舉違反が續々と出てまた、刑務所がそれに力を拂はねばならぬことになった。これからのちの行刑は一方に於て思想犯人の處遇に頭を悩まし他方に於て之等の人々の處遇に心をくばらねばならぬ。だが、それに對する刑務官の心得は彼等として法律生活に馴れしめることと今日の社會生活に合致せしめることとである。

◇ もしも、その二つの原則に立つて行刑するところのわれらの立場を以てプチ・ブルジョアのそれだとするものであれば、世の中に行刑は存立するものではない。何となれば世がブルジョアの天下であらうとコムミニステンのそれであらうと社會の存するところ法律があり社會生活があり、さうしてそれに處すべき

防衛法は、  
生活に今  
の二原則  
の上に立つ行刑あるのみであるからである。それ丈に、われ等の行刑上の確信は強くななくてはならない。

◇ 昨年の十月十三日にカール・ストース教授の八十歳の誕生に際してスウイス刑法雜誌が記念論文集を刊行した。教授が今日の刑法草案の尖端に立たれたのが一八九三年のことであつたから今日までに既に三十七年を経過して居る。その間に刑法の二つの思想がどれほど歩みよつたか。否舊派が新派の領海にどれほど押しよせざるを得なかつたか。今將にわが刑法草案の成らんとするに當つてストース教授の八十年の誕生は洵に意義の深いものである。

(A K R 生)

表	十二冊(稅共)	金 三 圓
廣 告	五號活字半段 一行	金 一 圓 五 十 錢
一 等	一 頁	金 一 圓 五 十 錢
二 等	一 頁	金 一 圓 五 十 錢
普 通	一 頁	金 一 圓 五 十 錢

注 文 規 定

● 御註文は總て前金のこと  
● 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし  
● 口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること  
● 御註文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されまし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和五年二月二十五日印刷納本  
昭和五年三月一日發行

東京市麹町區西日比谷町壹番地  
發行所 住 江 敬 義

東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六番地  
印刷所 竹 田 益 平

東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六番地  
印刷所 刑 務 協 會 印 刷 部

東京市麹町區西日比谷町壹番地  
發行所 刑 務 協 會

電話 銀座 二三四四、三八二五番

43<sup>e</sup> Année n<sup>o</sup> 3

Mars 1930

# KEISEI

127  
314

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.— Le système de self-government appliqué dans la prison de Sing-Sing.

Saegi, F.— De la notion du droit chez Kouan-Tchoung (un écrivain chinois du 7<sup>e</sup> siècle av. J.-C.).

Kusuhara, S.— De l'enfance coupable.

Mouvement des idées à l'étranger :

H. Kluge, Faschistisches Strafrecht; T. B. Ybarra, New "grade-system" in German prisons.

## KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio